4 参考資料(2)

「外部評価ヒアリング当日資料

（施策評価シート・ロジックモデルシート・事前質問及び回答）

施策 2

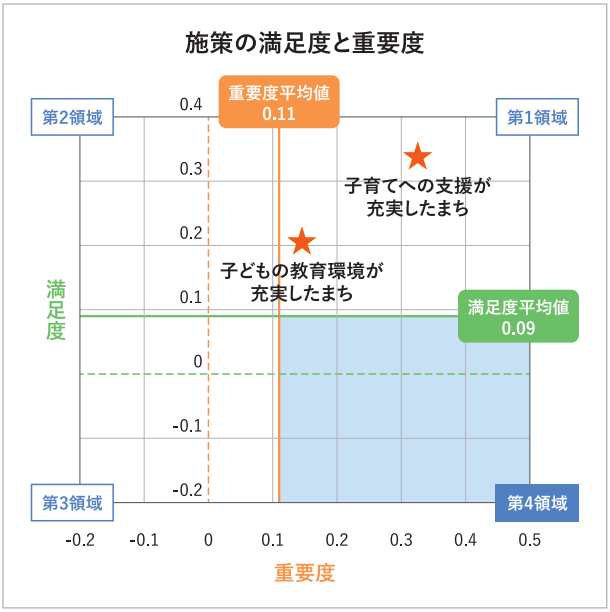
乳幼児期の保育・教育の充実

【施策の目的】

市民の多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。また、幼稚園、保育施設、小学校の連携を強化し、子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ります。

現況と課題

- 戸田市では、待機児童数がピークとなった平成28年度（2016年度）に待機児童緊急対策室を設置し、受入枠の緊急拡大、保育人材の緊急確保を進めました。この待機児童対策により認可保育所や小規模保育事業所※の新設などが進み、保育の量を拡大しましたが、一方で保育の質の確保が課題となっています。
- 令和元年（2019年）10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、保育施設及び幼稚園を利用する世帯の経済的負担は軽減されましたが、無償化により新たに保育施設等を利用する希望者の増加による待機児童の発生が懸念されます。
- 全国的な保育士不足のなか、質の高い魅力的な保育を行っていくためには、保育人材の確保・定着化が課題です。このため、各保育施設の保育士が学習できる機会の提供や各保育施設の交流により、それぞれのつながりを作ることで経験を共有する場を設けるなど、保育士が働きやすい環境を作ることが必要です。
- 特別支援保育や虐待、貧困等による個別に配慮が必要な子どもが増加しており、小学校での生活の変化に対応が難しい子どもへの支援が課題となっています。子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園や保育施設から小学校へ子どもの健やかな育ちをつないでいく必要があります。







取り組みの方針

(1)保育の質の確保

- 市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育コンシェルジュ※による相談対応などにより、希望に沿った保育施設や保育サービスに関する情報を提供します。
- 保育の質の向上のため、専門職による各保育施設への指導監査や巡回指導を実施するほか、市内合同研修を充実します。

(2)保育人材の確保・定着化

- 戸田市の保育の魅力アップのため、運営事業者間の垣根を越えて交流や連携を図り、働きやすい職場環境づくりや安定的な運営の維持などに取り組みます。
- 地域の資源や人材とのつながりを深め、多様な保育の担い手を確保します。

(3)幼保小の切れ目ない支援

- 幼稚園や保育施設から小学校の生活にスムーズに移行できるよう、保育園等の保育施設や幼稚園と市、市教育委員会、その他地域の関係団体等の連携強化に積極的に取り組みます。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
待機児童数	保育所等の待機児童数(毎年4月1日現在)	0人	0人	0人を維持
幼児教育・保育の無償化対象施設数	幼児教育・保育の無償化対象の確認を受けた施設数	52施設	58施設	年度当たり1施設増
小学校への接続カリキュラム実施施設数	小学校就学に向けた就学接続カリキュラム(アプローチカリキュラム)の実施施設数	15施設	44施設	市内全保育所で実施(100%)

関連計画

- 第2期戸田市子ども・子育て支援事業計画

施策2 乳幼児期の保育・教育の充実

施策の目的

市民の多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。また、幼稚園や保育施設、小学校の連携を強化し、子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ります。

■ 現況と課題

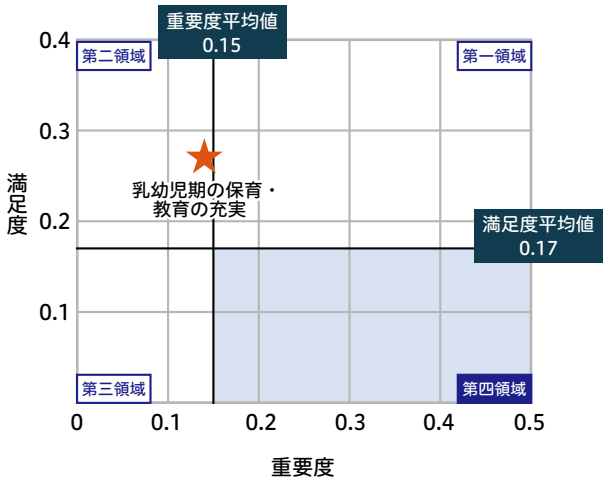
● 全国的に急速に少子化が進行する中、女性就業率の上昇や就労環境の多様化により、保育所の申込率が上昇しています。

● 令和５年（2023 年）12 月に策定された「こども未来戦略」では、こども誰でも通園制度※や保育士配置基準の改善、医療的ケア児等の支援体制強化などが示されたことから、本市の環境に合った事業を検討していく必要があります。同時に、特別な支援が必要なこどもの増加や、保育が必要な医療的ケア児の受入体制の拡充などに適切に対応する必要があります。

● 全国的に深刻な保育士不足の中、保育士の処遇改善や労働環境の改善等が求められており、戸田市においても保育士不足は喫緊の課題です。

● 保育士の負担増や保育施設の利用定員減少を招くおそれがあることから、保育人材の確保や定着化、離職防止等を早急に行うとともに、保育の質と魅力の向上を図り、保護者が安心してこどもを預けられ、保育士が安心して働ける保育園づくりを行っていく必要があります。

● 特別支援保育や虐待などによる個々に配慮が必要なこどもが増加しており、こどもの発達や、幼稚園や保育施設から小学校への学びの連続性を踏まえ、こどもの健やかな育ちをつないでいく必要があります。





取組の方針

（1）安心して利用できる保育サービスの提供　総合戦略

- 保育サービスを必要とする人が安心してこどもを預けることができるよう、保育コンシェルジュ※による相談やニーズに応じた情報を提供します。
- 「こども未来戦略」の各種取組（こども誰でも通園制度等）をはじめ、一時預かりや病児・病後児保育事業などの多様な保育ニーズに対応した事業見直しや展開を行います。また、公立保育園に求められる役割等についても検討していきます。

（2）質の高い幼児教育・保育の充実

- 保育士の確保と定着化に関する実効性ある取組を行うとともに、保育士や看護師、栄養士、保育アドバイザーの専門チームによる各保育施設への指導監査や巡回指導、市内合同研修の充実などにより保育士のスキルや保育の安全性・利便性を高めます。
- 公立や民間保育施設、行政の連携により、戸田市全体の保育の質と魅力の向上を図ることで、利用者や保育士に選ばれる保育園づくりを推進します。
- 幼稚園や保育施設から小学校への生活にスムーズに移行できるよう、幼稚園や保育施設、小学校、市教育委員会との連携を強化し、継続的な成長と学びを支える環境を整えます。

（3）配慮が必要なこどもへの支援

- 医療的ケアが必要なこどもを含む一人ひとりの育ちを保障し、集団生活を通して相互に豊かな関わりを持てるよう、保育環境の整備や専門的な研修を行います。
- 保育施設や専門機関等と連携し、乳幼児の発達などについて観察、把握を行い、保育士や保護者への支援を行います。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
待機児童数	保育所等の待機児童数（毎年4月1日現在）	18人	0人	待機児童ゼロを目指す
研修修得度合	保育施設向け研修会における参加者の修得度合（アンケート結果）	－	85.0%	過去の類似実績から勘案して設定
小学校への架け橋期のカリキュラム（アプローチカリキュラム）実施施設割合	小学校就学に向けた架け橋期のカリキュラム（アプローチカリキュラム）を実施する施設の割合	74.0%	100%	市内全ての保育所、幼稚園における実施を目指す

関連計画

- 戸田市こども計画

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	こども健やか部	担当部局名			

1．施策の位置づけ　＜PLAN＞

基本目標	01 子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	担当課	保育幼稚園課	
		担当課		
		担当課		
施　　策	02 乳幼児期の保育・教育の充実	関係課		
		関係課		
		関係課		
施策の目的	市民の多様な保育・教育ニーズに対応するため、必要なサービスの量と質を確保し、環境整備を図ります。また、幼稚園、保育施設、小学校の連携を強化し、子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ります。			

2．施策の主な取り組み　＜DO＞

取り組み	民間保育所事業
取り組み	認定こども園事業
取り組み	小規模保育事業
取り組み	施設等利用給付事業
取り組み	保育園管理運営費
取り組み	
取り組み	

3．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明 （　　算　定　式　　）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	R３	R４	R５	R６	R７
待機児童数	保育所等の待機児童数(4月1日現在) （「子育て安心プラン」に基づく目標）	人	0	0	8	0	0	0	18
幼児教育・保育の無償化対象施設数	無償化対象の確認を受けた施設数 (年に1施設ずつ増加　　)	施設	58	52	54	54	50	52	53
小学校への接続カリキュラム実施施設数	就学接続カリキュラムの実施施設数 (市内全保育所での実施　　)	施設	44	15	20	20	20	40	41
その他施策の取組事項に係る成果									

4．施策の展開　＜ACTION＞

課題	令和４年４月以降は、これまで様々な対策を行ってきたことから、待機児童は生じていなかったが、令和７年度は１歳児クラスの児童数が増加したこと等により待機児童が発生した。 また、全国的に深刻化している保育士不足は、本市も例外ではなく厳しい状況が続いており、保留児童数の増加等が懸念されるだけでなく、保育士の負担増や保育の質の低下を招くことにも繋がりかねないため、保育人材の確保や定着化、離職防止等を早急に図る必要がある。 また、国の「こども未来戦略」に掲げる保育に係る取組（こども誰でも通園制度、保育士配置基準改善、医療的ケア児等の支援体制強化等）を実施する必要がある。	対応策	保育人材の確保等については、給与月額の上乗せ補助制度である「とだ保育士応援手当」を継続するとともに、期間限定であった「宿舎借上げ支援補助制度」を引き続き実施していくことで、これらの事業の更なる周知を図りつつ、民間保育所の人材確保等を支援する。 また、戸田市内の公立・私立や園の規模の垣根を超え、市全体で手を取り合う独自の仕組み「とだモデル」を推進し、保育の質と魅力を向上させ、利用者や保育士に選ばれる保育園づくりを目指す。 さらに、国の「こども未来戦略」の各種取組及び幼保小の接続カリキュラムの実施については、現状と課題等を整理しながら、より効果的な体制が構築できるよう努めていく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	こども健やか部	担当部局名			

○結果と今後の方向性

進捗状況 （Ａ躍進中、Ｂ予定通り、Ｃ遅れ気味）	説　明 （総評）	待機児童数については、令和４年４月以降０人を維持していたところ、令和７年度は１歳児クラスの児童数が増加したこと等により待機児童が発生したが、一時的なものであり令和８年度は０人に解消したことから、今後も就学前児童数や保育需要の動向を見極めながら、待機児童数及び保留児童数の減少を目指していく。 また、「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」として各種課題の解決に向けた協議の場を立ち上げ、実効性ある取組を継続的に実施しながら、「安心して、預けられ、働ける保育園づくり」に努めていく。
B		

今後の方向性（予算）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	8,611,806	→	8,611,806	→	8,611,806	→	8,611,806
説明	民間保育所等に対する処遇改善等の給付費増額、公立保育園の大規模改修や修繕など人件費や物価の高騰に伴い、将来的には増加が見込まれる。						

今後の方向性（人員）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	955,077	→	955,077	→	955,077	→	955,077
説明	保育施設の増加等による指導・監査や補助業務の事務負担、幼児教育・保育無償化業務、保育現場業務の多様化、さらに複雑専門化していく保育制度への対応など、業務量の増加に伴う人員増が見込まれる。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 / R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
01	保育園管理運営費　（人事課）													
	01	保育園管理運営費 01 03 02 04 01 01 フルタイム会計年度任用職員について、適正な任用及び運		107,123 132,638 132,638 132,638 0	－	－	1		－	－	－	－	予	
03	保育園事務費　（保育幼稚園課）													
	01	保育園事務費 01 03 02 01 03 01 －	義務	19,241 5,819 5,819 4,814 0	－	－	1		－	－	－	－	予	
	02	保育料等管理事業 01 03 02 01 03 02 児童福祉法第５６条第３項及び子ども・子育て支援法附則	義務	5,366 8,902 8,902 8,902 13,528	－	○	1		Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	義	
01	施設型給付事業　（保育幼稚園課）													
	01	民間保育所事業 01 03 02 02 01 01 民間の認可保育所に負担金及び補助金等の助成を行って、	義務	5,460,901 6,118,654 6,118,654 1,949,686 13,528	－	－	1	○	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	義	
	02	幼稚園事業 01 03 02 02 01 02 文部科学省の基準や子ども子育て支援法、戸田市例規等の	義務	37,746 186,533 186,533 58,976 4,058	－	－	1		Ａ	Ａ	Ａ	Ａ	義	

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	こども健やか部	担当部局名			

５．事務事業の検討　　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 R9計画額	事業費	うち一般財源	人件費	強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
	03	認定こども園事業	義務	221,193	304,540	304,540	113,910	―	―	1		A	A	A	A	義	
		01 03 02 02 01 03															
		子ども子育て支援法、戸田市例規等の基準に基づいて、施		3,382													
02	地域型保育給付事業　（保育幼稚園課）																
	01	小規模保育事業	義務	516,650	670,481	670,481	175,600	―	―	1		A	A	A	A	義	
		01 03 02 02 02 01															
		小規模保育施設を運営する事業者に対し、運営費等の補助		4,735													
	02	事業所内保育事業	義務	39,927	81,267	81,267	29,821	―	○	1	○	A	A	A	A	義	
		01 03 02 02 02 02															
		事業所内保育施設を運営する事業者に対し、運営費等の補		2,029													
03	一時保育事業　（保育幼稚園課）																
	01	一時保育事業費	義務	9,393	10,093	10,093	3,203	―	―	1	○	A	B	B	B	義	
		01 03 02 02 03 01															
		公立保育園において、満1歳以上の未就学児に対して、1		20,292													
05	病児・病後児保育事業　（保育幼稚園課）																
	01	病児・病後児保育事業	任意	34,650	34,789	34,789	17,649	―	○	1	○	A	B	B	B	B	共働き・共育ての定着や安心して子育てができる環境の充実を図るため継続していく。
		01 03 02 02 05 01															
		日常的疾患、伝染病疾患、慢性疾患等の病児・病後児回復		676													
11	施設等利用給付事業　（保育幼稚園課）																
	01	施設等利用給付事業	任意	350,229	306,708	306,708	77,309	―	―	1	○	A	A	B	A	義	
		01 03 02 02 11 01															
		支給要件を満たした認定子どもが利用した際に要した費用		6,764													
12	私立幼稚園事業　（保育幼稚園課）																
	01	私立幼稚園事業	義務	13,865	16,351	16,351	14,085	―	○	1		A	B	B	B	義	
		01 03 02 02 12 01															
		法令や戸田市例規等の基準に基づいて、幼稚園設置者等に		3,382													
16	乳児等通園支援事業　（保育幼稚園課）																
	01	乳児等通園支援事業	義務	0	9,259	9,259	1,546	―	―	1	○	―	―	―	―	義	（令和８年度から実施する事業）
		01 03 02 02 16 01															
		0歳6か月以上満3歳未満の保育所等に通っていないこども		16,910													

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	こども健やか部	担当部局名			

５．事務事業の検討　　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 R9計画額	事業費	うち一般財源	人件費	強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
18		認可外保育施設運営支援事業　（保育幼稚園課）															
	01	認可外保育施設運営支援事業 01 01 03 02 02 18 01 認可外保育施設を運営する事業者に対し、物価高騰に係る	任意	3,684	0	0	0	―	―	9		A	A	A	A	終	
01		保育園管理運営費　（保育幼稚園課）															
	01	保育園管理運営費 01 03 02 04 01 01 公立保育園の安全かつ安心な保育を運営するため、入所児	義務	608,499	725,772	573,375	865,792	―	○	1	○	B	B	B	B	義	

		R7決算額	R8計画額	R9予算額
計（千円）	事業費	7,428,467	8,611,806	8,611,806
	うち一般財源	2,677,778	3,126,514	3,161,514

事業の方向性：　１現状で継続　　２拡大して継続　　３縮小して継続　　４他事業と統合　　５休止　　６その他見直し
７令和9年度で終了　８令和8年度で終了　９令和7年度で終了

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	23362　保育園事務費													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	入所・認定担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	01	03	01	記入日	令和 8年 6月 4日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	01	03	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	平成１８年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法 子ども・子育て支援法	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	保育が必要な子育て家庭の児童及び保育を必要とする保護者		
事業目的	※予算編成用シート		
事業内容	―		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｯｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容						
	事　業　費		19,241	5,819	5,819	5,819	5,819
	財源内訳	国庫支出金	7,728	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	1,005	1,005	1,005	1,005
		一般財源	11,513	4,814	4,814	4,814	4,814
	人　件　費		0	0	0	0	0
	投入人員	常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費		19,241	5,819	5,819	5,819	5,819

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況									

目標達成状況の分析	－：未設定 ＜判断理由＞

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	23364　保育料等管理事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課							担当	入所・認定担当	
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	01	03	02	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	01	03	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法第５６条第３項・第１０項、戸田市保育料の徴収に関する規則、地方税法及び国税徴収法	関連計画 施政方針	
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：２－１、２－２		
対象	保育所入所児童保護者		
事業目的	保育園管理システムにより入所児童の管理をして、迅速な市民対応を行う。また、保育料等の徴収･収納において保護者が納付しやすい環境を整え、収入未済額を圧縮し、健全な保育所運営のため財源確保を図る。		
事業内容	児童福祉法第５６条第３項及び子ども・子育て支援法附則第６条第４項に規定する費用の徴収のために口座振替を勧奨し、その件数を増やす。また、保育料の現年度内徴収に努め、繰り越したものについては児童福祉法第５６条第６項及び子ども・子育て支援法附則第６条第６項による滞納処分を執行し、滞納事案をなくす。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		保育料等管理事業	保育料等管理事業	保育料等管理事業	保育料等管理事業	保育料等管理事業
	事　業　費		5,366	8,902	8,902	8,902	8,902
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	5,366	8,902	8,902	8,902	8,902
	人　件　費		14,280	13,528	13,528	13,528	13,528
	投入人員	常勤職員	2人	2人	2人	2人	2人
		非常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	事業費＋人件費		19,646	22,430	22,430	22,430	22,430

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

	指標名		説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	保育料口座振替勧奨	3月分保育料の口座振替件数/調定件数	%	73 75.5	74 64.6	75 60.2	76 61.4	77 62.4
	事務事業活動②	滞納処分件数（滞納処分停止件数を含む）	滞納処分の執行件数及び滞納処分の停止処分件数	件	3 3	3 10	3 6	3 3	3 7
	事務事業成果①	保育料収納率（公立）	保育料収納額÷保育料調定額	%	99 99.2	99 98.7	99 99.5	99 98.2	99 99.2
	事務事業成果②	保育料滞納繰越額収納率（年度末）	滞納繰越分収納額（年度末）÷滞納繰越分調定額	%	19.5 17.3	20 22.3	20.5 23.7	21 22.7	21.5 34.7
	事務事業成果③	保育料収納率（私立）	保育料収納額÷保育料調定額	%	99 99.2	99 98.9	99 98.7	99 99.4	99 99.5
	総合戦略KPI①	保育料収納率（私立）	保育料収納額÷保育料調定額	%	99 99.2	99 98.9	99 98.7	99 99.4	99 99.5

目標達成状況の分析

Ｂ：いずれかの目標を達成した。

＜判断理由＞
市民の利便性向上のため、納付書のバーコードを読み取ることで保育料の支払いが可能となるスマートフォン決済を導入して以降、口座振替件数はほぼ横ばいにとどまり、目標を下回る結果となった。一方、滞納整理については、催告・差押・執行停止等滞納処分を重点的に実施したことで、目標を大幅に上回る実績に繋げることができた。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 保育所運営において、保護者から徴収する保育料は重要な財源である。したがって、保育料滞納額の減少は、保育環境の充実につながると考えられる。
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 効率的な徴収事務により必要最低限の人件費に抑制出来ている。
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 現年度分の保育料については口座振替を推奨し、未納者に対しては督促状の送付や電話催告等を行うことで、収納率の向上を図っている。
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 保育料の徴収を適正に行うことは、公平な保育サービスの提供につながる。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	年２回実施される「戸田市未収金回収強化期間」における全件への電話催告をはじめ、催告書や督促状の送付、キャッシュレス決済の拡大により、納付機会を増やし、収納率の向上に努めた。また、滞納者に対しては、預金口座情報の調査や預金差押えを実施し、適正な保育料管理業務を行った。特に延長保育料については、在園中に保育園と連携を図り、卒園前の完納を促した。
令和８年度に実施する取組内容	滞納者に対し給与照会予告等を行い、収納率を更に向上させる。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 本事業については現状継続とし、催告等を頻繁に実施できる体制を確保して、保育料収納率のさらなる上昇を目指す。 また、口座振替の勧奨については、市民の利便性向上のためスマートフォン決済を導入したことにより減少傾向にあるが、今後は新規利用者を中心に口座振替の利用を伸ばすための促進活動を行い、口座振替登録件数の増加を目指す。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	20612　民間保育所事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	01	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外

事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	子ども・子育て支援法 児童福祉法第５１条第４項（市町村の支弁） 戸田市民間保育所補助金交付要綱	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	民間の認可保育所に入所する児童とその保護者		
事業目的	民間の認可保育所が日中保育が必要な家庭の児童（０歳児から５歳児）を保育し、児童を心身ともに健やかに育成する。また、施設の健全な運営と児童及び職員の処遇を改善し、保育の充実を図る。		
事業内容	民間の認可保育所に負担金及び補助金等の助成を行って、保育が必要な児童の保育を民間の認可保育所に委託している。		
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ 3ｾｸ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	民間保育所運営費等補助金等事務事業	民間保育所運営費等補助金等事務事業	民間保育所運営費等補助金等事務事業	民間保育所運営費等補助金等事務事業	民間保育所運営費等補助金等事務事業
	事　業　費	5,460,901	6,118,654	6,118,654	6,118,654	6,118,654
財源内訳	国庫支出金	2,178,288	2,610,386	2,610,386	2,610,386	2,610,386
財源内訳	県支出金	1,013,572	1,118,528	1,118,528	1,118,528	1,118,528
財源内訳	起　　債	0	0	0	0	0
財源内訳	そ の 他	500,189	440,054	440,054	440,054	440,054
財源内訳	一般財源	1,768,852	1,949,686	1,949,686	1,949,686	1,949,686
	人　件　費	14,280	13,528	13,528	13,528	13,528
投入人員	常勤職員	2人	2人	2人	2人	2人
投入人員	非常勤職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
	事業費＋人件費	5,475,181	6,132,182	6,132,182	6,132,182	6,132,182

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	補助金支給保育園数	運営費・補助金を支給する市内民間保育所数	園	37 37	37 37	37 37	37 37	37 37
	事務事業成果①	民間保育所入所児童数	民間保育所入所児童延べ人数	人	33,100 34,948	33,100 34,349	33,100 34,723	33,100 34,721	33,100 34,618

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 民間保育所の入所状況は、年間を通して定員に近い入所率で推移しているが、一部の年齢クラスでは定員に空きが生じている保育園もある。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 子ども・子育て支援制度の計画に沿った保育施設受け入れ枠を設定しており、必要な保育ニーズに対応していると考える
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国、県、市の負担割合が規定されており適正な執行が実施できていると判断する。
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 民間事業者の活力を生かした事業であり、保育の委託を通じて必要な給付を実施している。
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 利用者負担額は、市が住民税額に応じて保育料を決定しており、受益の公平性と負担の適正化は図られている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	保育士に対する処遇改善等加算の増額に伴う保育所運営費の適正な支出に加え、上記の各種補助事業を適切に実施することにより、安全で安心な保育環境の整備に寄与していく。
令和８年度に実施する取組内容	保育士に対する処遇改善等加算の増額に伴う保育所運営費の適正な支出に加え、上記の各種補助事業を適切に実施することにより、安全で安心な保育環境の整備に寄与していく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 民間保育所への補助事業について、必要性、妥当性及び実効性を検討しながら、保育を必要とする保護者が安心安全な保育を受けられるための事業を実施し、選ばれる保育園づくりの実現に向け、さまざまな取組みを継続していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44860　幼稚園事業													
担当組織	こども健やか部			保育幼稚園課						担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	01	02	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	01	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	平成２７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	子ども・子育て支援法第３４条	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	施設型給付の対象施設のうち、学校教育法第１条に規定する幼稚園		
事業目的	幼稚園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育の振興に寄与することを目的とする。		
事業内容	文部科学省の基準や子ども子育て支援法、戸田市例規等の基準に基づいて、施設型給付等を行う。		
実施主体	□市による単独直営　■委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		幼稚園施設型給付費給付事業	幼稚園施設型給付費給付事業	幼稚園施設型給付費給付事業	幼稚園施設型給付費給付事業	幼稚園施設型給付費給付事業
事　業　費		37,746	186,533	186,533	186,533	186,533
財源内訳	国庫支出金	15,056	68,588	68,588	68,588	68,588
	県支出金	7,005	58,969	58,969	58,969	58,969
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	15,685	58,976	58,976	58,976	58,976
人　件　費		4,284	4,058.4	4,058.4	4,058.4	4,058.4
投入人員	常勤職員	0.6 人	0.6 人	0.6 人	0.6 人	0.6 人
	非常勤職員	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人
事業費＋人件費		42,030	190,591	190,591	190,591	190,591

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	対象施設数	施設型給付を支給する施設数	園	2 6	2 4	2 4	2 7	2 4
	事務事業成果①	教育・保育給付児童数	給付を受けた児童数	人	100 117	100 92	100 73	100 57	100 33

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 施設型給付幼稚園に適正な給付を実施することができた。一方、幼稚園の入園児数は年々減少傾向であり、給付児童数については目標を下回った。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞ 子ども・子育て支援制度において、幼児教育の質の向上につながっている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国・県・市の負担割合が規定されており、適正な執行が出来ていると判断する。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	B	A	A	＜判断理由＞ 幼児教育の質の向上において、当該業務の効果は大きい。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 利用者負担額は、3歳児クラス以上無償化となっているため、適正化は図られていると判断する。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし。
令和８年度に実施する取組内容	特になし。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 現在、市内の幼稚園１園が新制度幼稚園に移行している。今後も引き続き、実績及び状況を把握しながら、適切な給付を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44861　認定こども園事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	01	03	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	01	03		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	平成２７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	子ども・子育て支援法第３４条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	施設型給付の対象施設のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項に規定する認定こども園		
事業目的	認定こども園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育及び保育の振興に寄与することを目的とする。		
事業内容	子ども子育て支援法、戸田市例規等の基準に基づいて、施設型給付等を行う。		
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ 3ｾｸ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		認定こども園 施設型給付費 給付事業	認定こども園 施設型給付費 給付事業	認定こども園 施設型給付費 給付事業	認定こども園 施設型給付費 給付事業	認定こども園 施設型給付費 給付事業
事　業　費		221,193	304,540	304,540	304,540	304,540
財源内訳	国庫支出金	88,231	114,720	114,720	114,720	114,720
	県支出金	41,054	75,910	75,910	75,910	75,910
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	91,908	113,910	113,910	113,910	113,910
人　件　費		3,570	3,382	3,382	3,382	3,382
投入人員	常勤職員	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		224,763	307,922	307,922	307,922	307,922

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	対象施設数	施設型給付を支給する施設数	園	1 2	1 6	1 5	1 6	1 9
	事務事業成果①	教育・保育給付児童数	給付を受けた児童数	人	2 3	2 7	2 18	3 21	3 232

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 令和７年度から市内の幼稚園が認定こども園となったため、給付児童数が増加した。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	令和7年4月に、つつじ幼稚園が市内初の認定こども園（幼稚園型）として開設されることに伴い、認可権者である県や法人と密に調整の上、国・県補助を活用し施設整備を推進した。また、市単独での物価高騰対策として、給食費の無償化（R5.10～R6.3）を実施し、市外の認定こども園を利用する保護者に対する経済的支援を行った。
令和８年度に実施する取組内容	令和7年4月の認定こども園開設に向け、施設整備事業費の補助を継続するとともに、開設後の運営に必要な技術的支援のほか、運営費や補助金等の調査、検討、予算措置等を行う。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 認定こども園が適正に運営されるよう、支援を継続していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44286　小規模保育事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	02	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	平成２７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法第３４条、子ども・子育て支援法第３４条	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	地域型保育給付の対象施設のうち、小規模保育事業（定員１９名以下）に該当する施設		
事業目的	定員１９名以下の小規模保育施設への補助を行い、日中保育が必要な家庭の児童（０歳児から２歳児）を保育し、児童を心身ともに健やかに育成する。また、保育の充実を図る。		
事業内容	小規模保育施設を運営する事業者に対し、運営費等の補助を行う。		
実施主体	□市による単独直営　■委託　（□ｺﾐｯｸ･財団　■企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		小規模保育施設運営費等補助事業	小規模保育施設運営費等補助事業	小規模保育施設運営費等補助事業	小規模保育施設運営費等補助事業	小規模保育施設運営費等補助事業
	事　業　費		516,650	670,481	670,481	670,481	670,481
	財源内訳	国庫支出金	287,041	370,398	370,398	370,398	370,398
		県支出金	102,826	124,483	124,483	124,483	124,483
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	126,783	175,600	175,600	175,600	175,600
	人　件　費		4,998	4,734.8	4,734.8	4,734.8	4,734.8
	投入人員	常勤職員	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人	0.7人
		非常勤職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
	事業費＋人件費		521,648	675,216	675,216	675,216	675,216

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	補助金支給保育施設数	運営費及び補助金を支給する施設数	園	11 11	11 11	11 11	11 11	11 11
	事務事業成果①	入所児童数	小規模保育施設入所児童延べ人数	人	2,050 2,092	2,050 2,143	2,050 2,193	2,050 2,128	2,050 1,999

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 小規模保育施設の入所児童数は、認可保育所の入所児童数の増減に左右される部分があるが、認可保育所の１、２歳児クラスに空きが少ない状況から小規模保育施設を選ぶ保護者が多く入所児童数は横ばいで推移している。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 子ども・子育て支援事業計画に沿った保育施設受け入れ枠を設定しており、必要な保育ニーズに対応していると考える。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国、県、市の負担割合が規定されており、適正な執行が実施できていると判断する。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 民間事業者の活力を生かした事業であり、保育の委託を通じて必要な給付を実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 利用者負担額は、市が住民税額に応じて保育料を決定しており、受益の公平性と負担の適正化は図られている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	「保育士確保・定着促進事業補助金」を実施し、保育士確保、離職防止に寄与することができた。また、ゼロ歳児クラスの空きが保育施設の経営に大きく影響していることを受け、「乳児途中入所推進補助金」を市単独事業として実施することで、小規模保育施設の健全な施設運営に向けた支援を行うことができた。
令和８年度に実施する取組内容	引き続き、上記補助事業等を実施することで、小規模保育施設の健全な施設運営に向けた支援を継続して行う。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 今後も、小規模保育施設の適正運営及び保育の質の維持・向上を図るため、保育運営や保健衛生等の指導監督を強化する。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44287　事業所内保育事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	02	02	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	02	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外

事業期間	平成２７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法第３４条、子ども・子育て支援法第３４条	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：２－１、３－１		
対象	地域型保育給付の対象施設のうち、事業所内保育事業を行う施設		
事業目的	事業所内保育施設への補助を行い、従業員の子どもの保育以外に地域の子どもを一定割合で受入れて保育し、児童を心身ともに健やかに育成する。また、保育の充実を図る。		
事業内容	事業所内保育施設を運営する事業者に対し、運営費等の補助を行う。		
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		事業所内保育施設運営費等補助事業	事業所内保育施設運営費等補助事業	事業所内保育施設運営費等補助事業	事業所内保育施設運営費等補助事業	事業所内保育施設運営費等補助事業
	事　業　費		39,927	81,267	81,267	81,267	81,267
	財源内訳	国庫支出金	22,182	38,516	38,516	38,516	38,516
		県支出金	7,946	12,930	12,930	12,930	12,930
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	9,799	29,821	29,821	29,821	29,821
	人　件　費		0	2,029.2	2,029.2	2,029.2	2,029.2
	投入人員	常勤職員	0人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
		非常勤職員	0人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
	事業費＋人件費		39,927	83,296	83,296	83,296	83,296

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	運営費支給対象事業所数	運営費及び補助金の給付対象となる施設数	園	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	事務事業成果①	入所児童数	事業所内保育施設入所児童延べ人数	人	160 128	160 136	160 187	160 232	160 182
	総合戦略KPI①	事業所内保育実施事業所数	地域型保育及び企業主導型保育事業による施設数	園	4 3	5 5	5 5	5 5	5 5

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 事業所内保育事業所に適正な給付を実施することができた。 認可保育所の１、２歳児クラスに空きが少ない状況から事業所内保育事業所の入所児童数は横ばいで推移している。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 子ども・子育て支援事業計画に沿った保育施設受け入れ枠を設定しており、必要な保育ニーズに対応していると考える。
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国、県、市の負担割合が規定されており、適正な執行が実施できていると判断する。
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 民間事業者の活力を生かした事業であり、保育の委託を通じて必要な給付を実施している。
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 利用者負担額は、市が住民税額に応じて保育料を決定しており、受益の公平性と負担の適正化は図られている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	地域型保育給付事業として、運営費の支出に加え、第３子以降の多子世帯への保育料軽減事業を実施し、事業所内保育事業所の健全な施設運営に向けた支援及び保護者支援を行うことができた。
令和８年度に実施する取組内容	上記に加え、ゼロ歳児クラスの空きが保育施設の経営に大きく影響していることを受け、「乳児途中入所推進補助金」を市単独事業として引き続き実施することで、事業所内保育事業所の健全な施設運営に向けた支援を継続して行う。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 事業所内保育事業所の適正運営及び保育の質の維持・向上を図るため、保育運営や保健衛生等の指導監督を強化する。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7097　一時保育事業費													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	03	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	03	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外

事業期間	平成６年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通達等	戸田市一時保育事業実施及び戸田市一時保育利用者負担軽減事業補助金交付要綱　保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日雇児発第0609001号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□　施　策　番　号　：		
対象	市内在住の現在保育園入所をしていない集団保育可能な満1歳以上の未就学児、及び緊急的、一時的に保育が必要な保護者等		
事業目的	保護者の就労形態による一時的な保育需要及び傷病等による緊急時保育需要に対応することにより、保育園児以外の子どもを養育する親の子育て支援を行う。		
事業内容	公立保育園において、満1歳以上の未就学児に対して、1日及び半日単位の保育を提供する。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		一時保育の実施	一時保育の実施	一時保育の実施	一時保育の実施	一時保育の実施
	事業費		9,393	10,093	10,093	10,093	10,093
	財源内訳	国庫支出金	2,191	2,160	2,160	2,160	2,160
		県支出金	2,191	2,160	2,160	2,160	2,160
		起債	0	0	0	0	0
		その他	2,586	2,570	2,570	2,570	2,570
		一般財源	2,425	3,203	3,203	3,203	3,203
	人件費		21,420	20,292	20,292	20,292	20,292
	投入人員	常勤職員	3人	3人	3人	3人	3人
		非常勤職員	3人	3人	3人	3人	3人
	事業費＋人件費		30,813	30,385	30,385	30,385	30,385

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	開所日数	年間の開所日数（月～金曜日）	日	240 242	240 243	240 243	240 243	240 242
	事務事業成果①	一時保育利用者数	一時保育利用延べ児童数	人	2,000 1,521	2,000 1,619	2,000 1,894	2,000 1,475	2,000 1,390

目標達成状況の分析

Ｂ：いずれかの目標を達成した。

＜判断理由＞
保育所に入所していない児童の一時的な保育需要に、十分対応していると考える。なお、定員に空きが生じている保育所も一部に見られるが、幼稚園等の利用や保育が必要な児童として認可保育所に入所できていること等が考えられる。
利用人数については、市内就学前児童数の減少に伴い目標は達成しなかった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度

評価結果		
５年度	６年度	７年度
A	A	A

施策の目標達成に向けて貢献しているか。

Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。

＜判断理由＞
保育施設を利用していない児童の保護者の一時的な保育需要に応えている。

経費水準

評価結果		
５年度	６年度	７年度
B	B	B

事業費・人件費の水準は適正か。

Ｂ：経費は適正な範囲である。

＜判断理由＞
担当保育士2名を配置し、適切な保育サービスの提供を行っている。

事業手法

評価結果		
５年度	６年度	７年度
B	B	B

事業手法は適正か。

Ｂ：事業手法は適正な内容である。

＜判断理由＞
利用形態に応じて月の利用回数の上限を設定しており、適正であると考える。

受益・負担の公平性

評価結果		
５年度	６年度	７年度
B	B	B

受益の公平性と負担の適正化は図られているか。

Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。

＜判断理由＞
利用料は、1日利用2,000円、半日利用1,000円であり、適正な受益負担の範囲であると判断している。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし。
令和８年度に実施する取組内容	特になし。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針

● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止
○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了

＜方向性の判断理由・取組方針＞
今後も保護者の利用ニーズに対応できるような事業を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	24630　病児・病後児保育事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	指導・監査担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	05	01	記入日	令和 8年 6月 3日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	05	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外

事業期間	平成１９年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市病児・病後児保育事業実施要綱 病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発071 7第12号）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：2－1		
対象	病気・病気回復期の児童及びその保護者		
事業目的	市内に居住する生後５７日から満１２歳に達した日以降の最初の３月３１日までの児童が病気又は病気回復期にあり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な場合にその児童の保育を行い、児童を持つ働く親の子育て支援を図ることを目的とする。		
事業内容	日常的疾患、伝染病疾患、慢性疾患等の病児・病後児回復期の児童を、医療機関等で日中の間保育をする。		
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		病児・病後児 保育事業実施 （３ヶ所）	病児・病後児 保育事業実施 （３ヶ所）	病児・病後児 保育事業実施 （３ヶ所）	病児・病後児 保育事業実施 （３ヶ所）	病児・病後児 保育事業実施 （３ヶ所）
	事　業　費		34,650	34,789	34,789	34,789	34,789
	財源内訳	国庫支出金	6,648	8,570	8,570	8,570	8,570
		県支出金	6,648	8,570	8,570	8,570	8,570
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	21,354	17,649	17,649	17,649	17,649
	人　件　費		714	676.4	676.4	676.4	676.4
	投入人員	常勤職員	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費		35,364	35,465	35,465	35,465	35,465

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業 活動①	実施施設への委託	運営委託先への委託額	千円	34,560 43,606	34,560 43,596	34,560 34,566	34,560 34,568	34,560 34,568
	事務事業 成果①	受入体制整備日数	利用者の受入体制を確保した日数	日	240 242	240 243	240 243	240 243	240 242
	総合戦略 KPI①	病児・病後児保育利用者数	病児・病後児保育利用延べ児童数	人	350 234	350 140	350 212	350 191	350 145

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 病児保育室の市民への周知を図り、病児・病後児保育の利用を促進した。 利用児童数は、新型コロナウイルス感染症の影響等からの回復により、増加傾向にあるものの、目標値を下回っている。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 児童の病気又は病気回復期において、集団保育が困難な児童の預け先として機能している。また、保護者就労形態に応じた対応を整えている。

経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 施設の安定的な運営のため、国・県補助金を活用して委託料を支出しており、適正と判断する。

事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 利用手続きにおける必要書類等を施設に提出していただくなど、利用者の負担軽減を図っている。

受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 利用料は１日２，０００円としており、適正は範囲と考える。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし。
令和８年度に実施する取組内容	特になし。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 事業者と連携して病児保育事業の市民への周知を図り、一層の利用促進を図る。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	51439　施設等利用給付事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課					担当	管理・給付担当			
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	02	11	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	11	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外
事業期間	令和元年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	子ども・子育て支援法		関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	子育てのための施設等利用給付の認定を受けた申請者						
事業目的	急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行なう施設等の利用に関する給付を行う。						
事業内容	支給要件を満たした認定子どもが利用した際に要した費用（子育てのための施設等利用費）を給付する。 利用した施設や利用方法に応じ、現物給付や償還払いを実施する。 主な対象は、未移行幼稚園の保育料、未移行幼稚園の預かり保育利用料及び認可外保育施設の保育料並びに一時預かり保育事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業等を利用した際の利用料となる。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	法令に基づく施設等利用費の支給を行う	法令に基づく施設等利用費の支給を行う	法令に基づく施設等利用費の支給を行う	法令に基づく施設等利用費の支給を行う	法令に基づく施設等利用費の支給を行う
	事　業　費	350,229	306,708	306,708	306,708	306,708
財源内訳	国庫支出金	164,379	152,933	152,933	152,933	152,933
財源内訳	県支出金	84,987	76,466	76,466	76,466	76,466
財源内訳	起　　債	0	0	0	0	0
財源内訳	そ　の　他	0	0	0	0	0
財源内訳	一般財源	100,863	77,309	77,309	77,309	77,309
	人　件　費	7,140	6,764	6,764	6,764	6,764
投入人員	常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
投入人員	非常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	事業費＋人件費	357,369	313,472	313,472	313,472	313,472

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	給付対象施設数	確認を受けた特定・子ども子育て支援施設数	園	52 54	52 54	52 50	52 52	52 53
	事務事業成果①	給付費支給人数	施設等利用給付認定者数	人	2,300 2,114	2,300 1,844	2,300 1,628	2,300 1,616	2,300 1,225

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 施設数については、市内幼稚園が新制度幼稚園や認定こども園に移行し給付対象外施設となったが、ベビーシッターの新規届出等があり達成できた。給付費支給対象人数については、幼稚園や認可外保育施設利用者数が伸び悩んだことや、市内幼稚園が新制度幼稚園や認定こども園に移行し給付対象外となったことにより、目標を下回った。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 幼児教育・保育施設を利用する対象者全てへ給付を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国、県、市の負担割合が規定されており、給付を適正に行うことができている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 事業者（幼稚園・保育施設等）と連携して、支給方法等の事務を工夫して実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 国が示す給付水準に基づき実施しているため、適正であると考える。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし。
令和８年度に実施する取組内容	特になし。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 関係機関や近隣市等と調整しながら、より効率的な給付方法について検討し、引き続き適正な給付を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	51693　私立幼稚園事業													
担当組織	こども健やか部　保育幼稚園課											担当	管理・給付担当	
組織コード	R8	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R8	01	03	02	02	12	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	12	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	昭和４７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	子ども・子育て支援法 戸田市私立幼稚園振興補助金交付要綱 戸田市副食費の実費徴収に係る補足給付事業費交付要綱	関連計画 施政方針	
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：2－1		
対象	市内私立幼稚園設置者・市内在住の私立幼稚園児等の保護者		
事業目的	幼稚園経営の健全発展及び教職員の資質の向上を図ることにより、本市幼児教育の振興に寄与することを目的とする。		
事業内容	法令や戸田市例規等の基準に基づいて、幼稚園設置者等に対して補助金・助成金の交付を行う。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ・財団　□企業　□市民・NPO）　□協働・協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		幼稚園設置者・保護者への給付	幼稚園設置者・保護者への給付	幼稚園設置者・保護者への給付	幼稚園設置者・保護者への給付	幼稚園設置者・保護者への給付
事　業　費		13,865	16,351	16,351	16,351	16,351
財源内訳	国庫支出金	676	942	942	942	942
	県支出金	676	1,324	1,324	1,324	1,324
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	12,513	14,085	14,085	14,085	14,085
人　件　費		3,570	3,382	3,382	3,382	3,382
投入人員	常勤職員	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人
	非常勤職員	0.3 人	0.3 人	0.3 人	0.3 人	0.3 人
事業費＋人件費		17,435	19,733	19,733	19,733	19,733

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業活動①	入園児童数	毎年5月1日現在の市内園に在籍している児童数	人	2,100 1,792	2,100 1,792	2,100 1,604	2,100 1,433	2,100 1,216
	事務事業成果①	補助金給付額	市内私立幼稚園への補助金給付総額	千円	18,000 16,892	18,000 30,419	18,000 46,103	18,000 14,940	18,000 13,841
	総合戦略KPI①	市内私立幼稚園の預かり保育実施園数	教育時間後も保護者の就労等による預かる制度	園	7 8	7 9	8 9	8 9	9 9

目標達成状況の分析

Ｂ：いずれかの目標を達成した。

＜判断理由＞

入園児童数は年々減少傾向であり、目標を下回った。補助金給付額については、補助対象となる入園児童数の減少や、市内私立幼稚園が認定こども園に移行したことで補助対象外施設となったこと等により目標を下回ったが、申請のあった補助事業については、各幼稚園に適正に給付することができた。預かり保育実施園については、入園児童の保護者の就労等によるニーズの増加を受け、各幼稚園で実施内容が拡充している。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 幼稚園及び保護者への補助を通じて、幼児教育の充実に貢献していると考える。
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 幼稚園及び保護者への補助額について、事業費の水準は適正であると判断する。
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 国の補助金要綱等に則って行う事業であり、基準に沿った事業を行っている。
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 保護者への補助額について、国の基準に基づき決定しているので、公平性があると判断する。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし。
令和８年度に実施する取組内容	特になし。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 私立幼稚園及び在園児保護者への補助事業について、必要性、妥当性及び実効性を検討しながら、引き続き適正な給付を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	55216　認可外保育施設運営支援事業													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課							担当	管理・給付担当	
組織コード	R8	18	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R8	01	03	02	02	18	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	02	16	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				○ 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					● 対象外

事業期間	令和６年度 ～ 令和７年度		
根拠法令 通 達 等	埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金交付要綱	関連計画 施政方針	
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	認可外保育施設		
事業目的	物価高騰の影響により、認可外保育施設の運営に支障がないよう支援する。		
事業内容	認可外保育施設を運営する事業者に対し、物価高騰に係る経費につき給付を行う。		
実施主体	□市による単独直営　■委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ・財団　■企業　□市民・NPO）　□協働・協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		認可外保育施設運営支援事業				
事　業　費		3,684	0	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	1,813	0	0	0	0
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	1,871	0	0	0	0
人　件　費		3,570	0	0	0	0
投入人員	常勤職員	0.5 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		7,254	0	0	0	0

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	補助金を受給する認可外保育施設	補助金を受給する認可外保育施設数	施設				2	12
								1	12

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 補助対象となる認可外保育施設に適正に補助を行うことができた。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	―	A	A	＜判断理由＞ 適正な支援を実施することで、認可外保育施設での安全な保育施設運営に貢献できた。

	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	―	A	A	＜判断理由＞ 県の補助事業に基づき実施しており、適正であると判断する。

	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	―	A	A	＜判断理由＞ 事業については、県の補助要綱等に基づき執行している。

	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	―	A	A	＜判断理由＞ 県が示す給付水準に基づき実施しているため、適正であると考える。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	認可外保育施設を運営する事業者に対し、光熱費、食材料費の物価高騰に係る経費につき給付を行った。
令和８年度に実施する取組内容	予定無し

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　●令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 県の補助事業により、実施するため、今後の事業の継続については、国県の動向を注視していきたい。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7102　保育園管理運営費													
担当組織	こども健やか部				保育幼稚園課							担当	指導・監査担当	
組織コード	R8	18	04	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	04	01	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	04	00		R7	01	03	02	04	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策				● 対象
施策	02	乳幼児期の保育・教育の充実					○ 対象外

事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法 戸田市立保育所設置及び管理条例 戸田市立保育所設置及び管理条例施行規則	関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：2－1		
対象	保育園入園児童及び保護者		
事業目的	効率的で適切な公立保育園運営により、良好な保育の提供を行う。		
事業内容	公立保育園の安全かつ安心な保育を運営するため、入所児童及び職員の処遇や施設維持管理等を行い、安定的に保育を提供する。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み	ＤＸの導入による業務の効率化として、令和６年度に公立保育園に関する事務にＤＸの手続を拡充し、保護者サービスの向上及び業務改善による保育の質の向上を図った。具体的には、システム導入検証やシステム調達を行い、令和7年2月にシステムを導入し、公立保育園業務のICT化を実施した。また、保育園の職員向けのオリエンテーションを実施し、園児登録や運用における確認事項の申し合わせを行うなど丁寧な準備を行い、令和7年4月からの本格運用を開始した。		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		公立保育所管理運営	公立保育所管理運営	公立保育所管理運営	公立保育所管理運営	公立保育所管理運営
	事　業　費		608,499	725,772	725,772	725,772	725,772
	財源内訳	国庫支出金	4,516	5,374	5,374	5,374	5,374
		県支出金	7,407	4,295	4,295	4,295	4,295
		起　　債	58,600	35,000	0	0	0
		そ の 他	136,253	142,728	142,728	142,728	142,728
		一般財源	401,723	538,375	573,375	573,375	573,375
	人　件　費		856,800	865,792	865,792	865,792	865,792
	投入人員	常勤職員	120 人	128 人	128 人	128 人	128 人
		非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	事業費＋人件費		1,465,299	1,591,564	1,591,564	1,591,564	1,591,564

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	入所定員	４月１日現在の受入定員	人	793	793	793	793	793
					793	777	776	776	776
	事務事業成果①	入所率	４月１日現在入所児童/入所定員	%	100	100	100	100	100
					89.5	87.5	87.6	84.02	84.79
	総合戦略KPI①	事故件数	重大事故の発生件数	件	0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 入所定員及び入所率については新規申込者の減少もあり、目標を下回ってしまったが、５月以降の入所により年間を通しての入所定員、入所率については例年どおりであった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 公立保育園入所児童へ安全、安心な保育の提供を行っている。
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 公立保育園の安定的な運営のため、適正な人員配置を行っている。経費についても、保育所運営に必要な水準を保っている。
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 公立保育園の運営を安定的に継続することで、入所児童への安全かつ安心な保育の提供につながっていると判断する。
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 利用者負担は、市が住民税額に応じて保育料を決定しており、また、3歳児クラス以上は無償化となっている為、適正と考える。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	公立保育園のＩＣＴ化を進め、保護者の利便性と保育者の業務効率の向上を図ることができた。保育参加や、時間が選択できる保育参観を実施し、保護者の、自身の子どもや保育園への理解につながった。
令和８年度に実施する取組内容	公立保育園のＩＣＴ活用を本格実施し、保護者の利便性と保育者の業務効率の向上を図り、更なる保育の質の向上を目指す。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 引き続き、保育の質の向上及び施設維持管理について適正な内容で取り組んでいく。

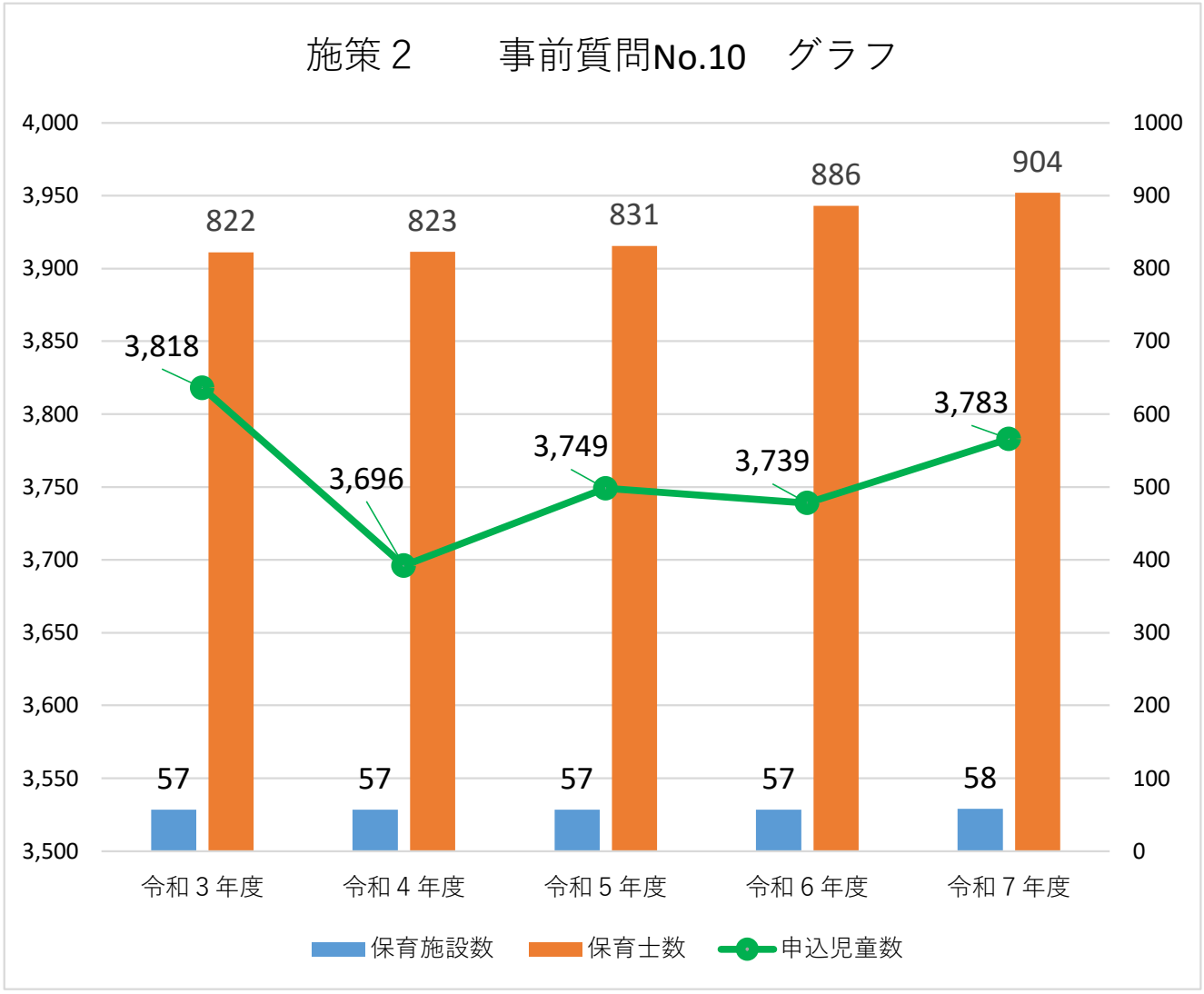
令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策２：乳幼児期の保育･教育の充実 [中心となる部局：こども健やか部]

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	施策指標「待機児童数」について、令和６年度は０人、令和７年度は１８人、令和８年度は０人との説明があった。今回評価すべきは令和７年度の実績のみか。	（以下、事務局） 令和8年度第3回外部評価委員にてお伝えしましたとおり、本施策に限らず、これまでの経過や、場合によっては令和８年度以降の情報も含めて、総合的に評価してください。
2	事前質問	ロジックモデルシート「施策目的」にある「必要なサービスの量と質」について、ここでの「質」はどのような方法を用いて測定･評価しているのでしょうか。	指導監査や巡回指導、研修会の実施を通して保育の質の向上に努めております。 また、公立保育園においては、事務事業名「保育園管理運営費」の３．目標達成状況における「事故件数（重大事故の発生件数）」を指標にしており、０件となっております。 後期計画においては、新たに施策指標として「研修習得度合」を設定しております。
3	事前質問	令和7年度の最終成果目標にある①「保育サービス等の量と質が確保されてた状態」のうち、「保育サービス等の‘質’」を測る指標、または成果はどこを見ればよろしいでしょうか。	
4	事前質問	総合振興計画の「取り組みの方針」（51頁）にある「多様な保育の担い手」の定義と、「確保」されたことを確認するために実施された測定方法をお示しください。	認可保育所だけでなく、幼稚園における預かり保育や認可外保育施設、ベビーシッターなど幼児教育･保育無償化の対象となる施設を「多様な保育の担い手」と定義しています。 また、測定方法については、事務事業名「施設等利用給付事業」の３．目標達成状況における「給付対象施設数」を指標にしております。
5	事前質問	施策評価シート内の「〇結果と今後の方向性」について下記ご教示ください。資料の読み方等に誤りがございましたら恐縮ですが仰って頂ければ幸いです。 ･今後の方向性（予算）について令和8年度8,611,806(千円？)→令和11年度8,385,039(千円？)と減少しております。給付費総額等、今後上昇が見込まれる中で直近減少傾向の背景をご教示ください。	幼稚園事業及び保育園管理運営費の事業費について、入力誤りがございました。正しい金額に修正した結果、 今後の方向性（予算）は、令和9年度から令和11年度まで、いずれも令和8年度と同額の8,611,806千円となっております。（差し替え後の施策評価シートをご確認ください。）
6	事前質問	･今後の方向性（人員）について令和8年度955,077(千円？)→令和9年度以降も据え置きとなっております。保育士不足の環境下･賃金上昇のインフレの中予算据え置きで「保育士の確保と定着化」が見込まれる背景をご教示ください。若しくは、IT化で保育士自体の人数は減少･ベースアップ等が前提にございますか？	「今後の方向性（人員）」につきましては市職員の人件費総額を表しており、事務職員と公立保育園の保育士の人件費の合計額となっております。 なお、「保育士の確保と定着化」について、公立保育園においては、ICT化や休暇取得の推進等により職場環境改善を図っており、加えて副主任保育士という役職を設定することでモチベーションの向上も図っております。 （以下、事務局） 施策2に限らず、賃金上昇や物価変動については、社会経済情勢や国の経済政策等の影響を受けるため、中長期的な水準や推移を合理的に見込むことが困難であります。そのため、基本的には、現時点で確実に見込める内容を前提として、翌年度以降の予算額を試算しています。物価や賃金の動向については毎年度の予算編成時に最新の状況を反映しています。
7	事前質問	施策評価シート内の5.事務事業の検討　03保育園事務費/01保育園事務費について、R7決算額19,241千円に対して、R8 5,819千円と記載されております。他の費用関連はR7決算額に対してR8予算額が上回っている中で、本事務費について、半分以上低下する背景をご教示ください。（別の費用として運用することになった等でしょうか？）	下記２点の理由によりR8予算額が大幅に減少しています。 ①R7において子ども子育て支援支援システム（保育園の入退所管理、認定、運営費算定など）の標準化対応業務があり、単年度で業務が終了したため。 ②R6、７の２年度で実施していたプロジェクトの委託業務が終了したため。
8	事前質問	事務事業評価シート「保育料等管理事業」の目標達成状況について、「保育料収納率」が公立･私立で99％程度となっている中で、4.評価結果の事業手法（収納率向上）がBの背景をご教示ください。一般的には90％を超えているためで評価結果はAでも妥当と考えておりますので、100％が達成可能という前提で厳格に採点されたとの事でしょうか？	適正な事業手法で実施しているため、評価結果を「B：事業手法は適正な内容である」といたしました。 （以下、事務局） 施策2に限らず、当初の計画を上回るなど、特筆すべき成果が得られた場合にのみ、評価を「A」とする基準としています。具体的には、事業手法については、「A：事業手法は工夫され、非常に効率的･効果的である。」としています。
9	事前質問	保育の無償化対象施設は全ての保育施設に適用されるのか、又対象になる条件があれば知りたい。	３歳以上の子どもを預かる幼児教育･保育施設のうち、保育所に加えて、子ども･子育て支援法による基準を満たす施設を「特定子ども･子育て支援施設」として確認し、無償化対象施設としています。国の基準通りに実施しており、例えば幼稚園の場合、幼稚園の設置基準を満たしていれば、給付上限額まで無償化対象となります。

施策２：乳幼児期の保育･教育の充実 [中心となる部局：こども健やか部]

No.	区分	事前質問事項	回答
10	事前質問	令和7年度までの保育施設の数、保育士の人数、施設利用希望乳幼児数の推移がわかるグラフがほしい。	別添のとおりグラフを作成いたしました。
11	事前質問	全国的に保育士不足のようだが、現在戸田市内で保育士は足りているのか、不足への対策はあるのか。	令和７年５月に実施したアンケート調査の結果において、保育士が不足していると回答した施設は全体の45.8%であり、保育士確保･定着促進事業開始前の令和５年度に実施した調査に比べ18.2%減少しております。保育士不足は継続しておりますが、一定程度の改善傾向になっております。対策といたしましては、保育士の確保･定着化推進事業として、保育士に対して「とだ保育士応援手当（月額34,000円）」を支給する事業者に対して補助しております。また宿舎借り上げ支援事業や保育士の子どもに対する保育所等の優先入所など、様々な対策を実施しています。

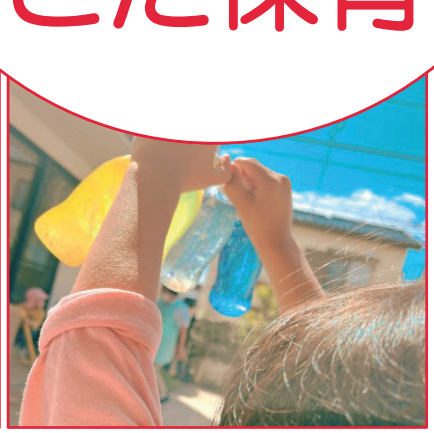

施策２　　事前質問No.10　グラフ
4,000
3,950
3,900
3,850
3,800
3,750
3,700
3,650
3,600
3,550
3,500
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
822
823
831
886
904
3,818
3,696
3,749
3,739
3,783
57
57
57
57
58
令和３年度
令和４年度
令和５年度
令和６年度
令和７年度
保育施設数
保育士数
申込児童数

とだの保育の質・魅力向上プロジェクト










とだ保育スタイル

好きが見つかる
未来が育つ
とだ保育

2026年3月

戸田市

「とだ保育スタイル」
～好きが見つかる　未来が育つ　とだ保育～

「好きが見つかる　未来が育つ　とだ保育」
標語策定への想い

社会環境が激しく変化し価値観が多様化する現代において、戸田市の保育もまた、大きな変革の時を迎えています。
私たちは、かつてのような一律的な保育・教育の枠組みを超え、一人ひとりの個性を尊重し、学ぶことの楽しさを心の底から実感できる環境づくりを目指していきたいと考えています。

なぜ今、「好き」を見つけることが大切なのか。それは、「好き」という純粋な好奇心こそが、生きる原動力となり、自ら未来を切り拓く力になるからです。そしてこの「好き」は、こどもたちだけのものではありません。保育者が誇りと喜びを持って働き、保護者が楽しみながら子育てに向き合う――そうして戸田の保育に関わるすべての人が自分自身の「好き」や「well-being」を見つけられることが、こどもたちの豊かな成長には不可欠だと考えます。
策定にあたっては、現場を支える職員や保護者の皆様へのアンケートを実施し、多くの「生の声」を反映させました。人の往来が活発な戸田市だからこそ、私立・公立や園の規模という垣根を超え、市全体が一丸となってこの温かい保育文化を未来へと継承していく必要があります。

目指すのは、誰もが「帰ってきたい」と思える心の拠り所となるまちです。この標語には、こども、保護者、地域、そして保育者が手を取り合い、共通の願いのもとで「とだ保育」という未来へのバトンをつないでいく、強い決意を込めました。

こども

「ありのままの姿」を大切にし、誰もが安心できる居場所づくりを行います。一人ひとりの興味や関心を大切に、友だちや地域と心を通わせる中で「生きる楽しさ」を広げます。遊びや多様な体験を通じ、未来へ続く「生きていく力」の土台を共に育みます。

#こどもの最善の利益 #安心感と受容 #ありのままの自分
#興味・関心 #熱中 #没頭 #好きが見つかる #非認知能力
#共に育ち合う #心を通わす関わり #生きる楽しさ
#生きていく力の土台

保育者

こどもの育ちの伴走者として、心に深く寄り添い、安全な環境をつくります。仲間と「語り合いたくなる」関係の中で互いの「好き」を活かし、チームで支え合います。日々の姿から学び、共に成長する喜びを感じられる保育を目指します。

#育ちの伴走者 #心に寄り添う #安全管理
#こどもの理解に基づく援助 #語り合いたくなる職場
#チームでの保育 #好きでつながる保育
#自分らしさを活かす #共に育つ #専門性と学び



保護者

家庭での安心と想いを尊重し、園でも「ただいま」と言える安心安全な場をつくります。気兼ねなく語り合えるパートナーとして、こどもの育ちが見える関わりを大切にします。自分らしい「好き」を楽しみ、子育てを通じて育みあう未来を共につくります。

#家庭と園のパートナーシップ #気兼ねない語り合い
#安心安全な居場所 #こどもの育ちが見える
#保育の見える化 #好きでつながる子育て #好きを楽しむ
#保護者のらしさに寄り添う #共に支える子育て

地域

公園や自然、多様な人との関わりを通じ、「ここが自分の居場所」と思える開かれた環境を共につくります。「戸田の渡し」のように人と心を温かくつなぎ、互いの「好き」が広がる、誰もが自分らしくいられるまちを目指します。

#地域全体で見守る #ひらかれた環境
#多様性の理解 #自分の居場所 #公園と自然
#戸田の渡し #心をつなぐ #好きが広がるまち
#好きでつながる戸田のわたし #オール戸田

「好きが見つかる　未来が育つ　とだ保育」実現に向けた「これから」の取り組み

「とだモデル」による とだの保育の質・魅力向上を図る、「これから」の取り組み

戸田市が目指すのは、こどもたち、保護者、地域、そして保育者、関わるすべての人のwell-beingが育まれる「保育」の実現です。そのために、公立・私立や園の規模といった垣根を超え、市全体で手を取り合う独自の仕組み「とだモデル」を推進します。

このモデルは、学びと実践を循環させる3つの柱で構成されています。

1つ目は「全体会（プラットフォーム）」。各園が自園の取り組みを発表し合い、多様な保育の考え方に触れる「アウトプット」の場です。

2つ目は「研修会」。最新の知識や他園の事例を吸収し、学びを深める「インプット」の場です。

3つ目は「コアメンバー会議」。現場のリアルな声を拾い上げ、実践へとつなぐ「調整」の場です。

大切なのは、画一的な「正解」を押し付けることではありません。他園との対話や研修を通じて、各園が「自分たちの保育」を常に振り返り、アップデートし続けることです。保育者が互いに学び合い、保育に向き合うことで、戸田市のこどもたちの日々の安心を守り、笑顔を創造していきます。

「とだモデル」という園同士が切磋琢磨し高め合うこの循環で、戸田市の保育の質と魅力を向上させ、未来を担うこどもたちの育ちを支えていきます。

2026年度以降の取り組み

全体会（プラットフォーム）

戸田市内の園が、私立・公立、規模も問わず参加し、園の保育の質・魅力向上に向けた情報交換を行う場。

自園の取り組みを発表し、意見を出し合うことで、様々な保育の考え方を学ぶ。



テーマの連動

研修会

戸田市内の園が、保育の質・魅力向上に向けた情報収集を行い、学びを深める場。「全体会（プラットフォーム）」がアウトプットの場であるのに対して、「研修会」はインプットを通じて様々な保育の考えを学ぶ。



全体会の実施結果の振り返り

学び、共有し、アップデートする循環

研修会の実施結果の振り返り

コアメンバー会議

「全体会（プラットフォーム）」と「研修会」の実施に向け、現場の意見を集め、調整する場。

戸田市の保育の質・魅力向上に向け、意識の浸透状況や課題の抽出を行い、実践へつなぐ環境をコーディネートする。



とだの保育の質・魅力向上プロジェクト
2024年度から2025年度の取り組み

「とだモデル」による
2024年度、2025年度の取り組み内容

「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」では、2024年度・2025年度の2か年度にわたり、「とだモデル」の基盤となる活動を積み重ねてきました。

公立・私立の垣根を超えて実践を共有し合う「全体会（プラットフォーム）」、専門性を深める「研修会」、そして、現場の声を拾い場を整える「コアメンバー会議」を連動させ、園同士が互いに刺激を受け、学び合う土壌は着実に育まれてきました。

この「つながり」と「学び」のサイクルを軸に、今後も戸田市の保育の質・魅力向上を推進していきたいと考えています。

全体会

9月 01 こどもとの「やりとり」

第1回は菅原文仁市長をお招きし、このプロジェクトの趣旨についてお話いただきました。
その後、こどもと保育者のコミュニケーションについて意見交換を行いました。



12月 02 主体的な保育とは？

第2回は「主体的な保育の実践」をテーマに意見交換を行いました。
「主体的」という言葉に囚われすぎず、本質を問い続ける重要性を野口先生よりご教授いただきました。



1月 03 保護者との「やりとり」

第3回は「保護者とのコミュニケーション」がテーマでした。
事例をもとに、様々なコミュニケーション方法について意見交換を行いました。



6月 04 保育者の「やりがい」

第4回のテーマは保育現場での「やりがい」についてでした。モチベーションを「個人」だけの問題にせず、「組織」としてどんなことができるか、ディスカッションを行いました。



研修会

12月 01 保育の質とは？

第1回は「戸田市の保育の質向上に向けて」と題し、明治学院大学教授の松嵜洋子先生より具体的な事例を用いて「保育の質」とはどのようなものかを学びました。



5月 02 保育現場のマナー

第2回はHOTシステム株式会社の蜂谷英津子氏をお招きし、「保育現場で求められる接遇とマナー」について実践を行いながら学びました。



7月 03 保育現場の主体性？

第3回は「私たちの“主体性”」と題し、東京家政大学教授の野口隆子先生より写真を用いながら、「主体性のある保育」とは、どのようなものかを学びました。



コアメンバー会議

全20回にわたり、全体会（プラットフォーム）のテーマや実施方法、また研修会のテーマや講師の選定についてディスカッションを行いました。

また2026年度以降も継続して戸田市の保育の質・魅力向上を推進していくための体制の検討や、その活動に向けた標語の意見聴取、策定に向けて議論しました。
松嵜洋子先生や野口隆子先生にもご助言をいただくなど、「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」の円滑な推進をサポートしていただきました。



全体会（プラットフォーム）

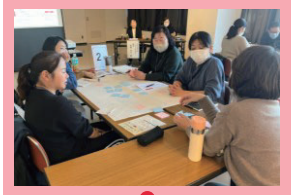
05 園の魅力再発見！

第5回は「園の魅力」について、意見交換を行いました。魅力と言っても「物的環境」と「人的魅力」があり、それぞれをどのように考えるかが重要と松嵜先生よりご教授いただきました。



06 保育園の外部連携

第6回は園における「外部連携」についてディスカッションを行いました。
他園がどのような外部と、どのように連携しているのか、意見交換を行いました。



07 「とだ保育」とは？

最終回は「とだ保育」の目指す方向性に関する意見交換を行いました。
また、座長の上出先生から標語の発表もあり、その標語実現に向けたディスカッションを行いました。



2026年

9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月

04 再発見、再発信！

第4回は株式会社船井総合研究所の菅野瑛大氏をお招きし、保護者から園の魅力がどのように映っているのか、どのように魅力を発信していけばよいのかを学びました。



05 他の園の実践を学ぶ

第5回は集合研修ではなく、戸田市内6園にて「園見学」を行いました。
実施後のアンケートによると、回答者の全45名全員が「満足度：5（最高評価）」と回答しており、満足度が極めて高い結果となりました。

▽ご協力いただいた園（順不同）
アロウラ保育園、
戸田第2すこやか保育園、
下戸田保育園、新曽保育園、
上戸田南保育園、新曽南保育園
ご協力ありがとうございました！

06 当たり前を見直す

第6回は「保育の質向上を目指す園づくり」と題し、玉川大学教授の田澤里喜先生より普段何気なく行っている保育業務の「当たり前」を見直す重要性についてご教授いただきました。



07 とだ保育の実践！

第7回は「『とだ保育スタイル』実践に向けて」と題し、松嵜洋子先生と上出大和先生にご講演と、保育場面を見ながらの対談をしていただき、具体的な実践事例を学びました。



保護者アンケート結果

とだの保育の魅力に関する保護者アンケートを実施しました

標語策定にあたり、戸田市内の園を通じて保護者に対してとだの保育の魅力はどのようなものがあるのか意見の聴取を行いました。

普段利用している園に対しては、「先生の質や温かい雰囲気」に対する感謝などの意見が多くありました。

また、戸田市全体の子育て環境に関しても、「公園や児童施設の充実」に対して評価する意見が多く上がっていました。

アンケートについて

- 概要
 - 「とだ保育スタイル(仮)」の策定にあたり、保護者に通っている園や戸田市全体の子育て環境として良いところをあげてもらい、戸田らしい魅力の抽出を図った。
- 実施期間
 - 2025年8月7日~8月26日
- 回答数
 - 保護者:444件

下記に各設問に対する回答傾向を整理しました。

現在お子様が通われている園の魅力や良いところについて教えてください。

- 先生の質が良かった、温かい雰囲気を感じる(243件)
 - 先生が優しく、こどもを愛情深く見てくれている
 - 担任以外の先生もこどもの名前や特徴を覚えてくれていることや、保護者にも親身に接し、子育ての相談に乗ってくれる
 - 園全体が明るく、アットホームで安心して預けられるその雰囲気が大きな魅力だと感じる
- 施設が充実している、保護者の負担軽減を考えてくれる(31件)
 - 園庭が広い、園舎がきれいで良い
 - 連絡帳のアプリ化、おむつのサブスク、お昼寝布団の貸し出し、汚れた服の洗濯サービスなど、共働き世帯の負担を減らすための取り組みをしてくれている
- 充実した保育内容や教育内容(42件)
 - こどもたちがのびのびと過ごせるよう、自由に遊ばせる保育方針が良い
 - どろんこ遊びや野菜の栽培といった自然との触れ合いの場の提供や、リトミックや英語、和太鼓など、家庭ではなかなか経験できない多様な活動を園が提供してくれている

戸田市の子育て環境の魅力や良いところについて教えてください。

- 公園や児童施設の充実(197件)
 - 公園が多いなど、こどもが遊べる場所がたくさんある
 - 「児童センターこどもの国」や「上戸田地域交流センター(あいパル)」といった公共施設が、子育て世帯にとっては魅力である
 - 遊具の種類が豊富であったり、夏にはプールで遊べたりする点も魅力に感じる
- 住みやすい街の雰囲気(37件)
 - 子育て世代が多く、こどもと外出しても肩身が狭い思いをすることが少ない
 - 道幅が広く、坂道が少ないため、ベビーカーや子乗せ自転車での移動がしやすい
 - 治安が良く、安心して子育てができる環境だと感じる
- 子育て支援の充実(48件)
 - 保育園に入りやすい点や、待機児童が少ないという点が、共働き世帯にとって非常に重要だ
 - 医療費助成の年齢拡大や、子育て相談窓口、親子向けのイベントが充実していることから、行政による手厚い支援があることを感じる

とだの保育の質・魅力向上に向けた想い



こどもが何かに夢中になり、「これが好き」と心を動かす瞬間には、その子の未来につながる大切なエンジンとなります。とだの保育は、その小さな芽を見逃さず、ありのままの姿を受け止めることを大切にしています。「好き」は、こどもだけのものではありません。保育者が保育を通して魅力的な人間となり、自分らしい子育てを楽しみながら親になり、地域の人がこどもの成長を共に喜ぶ。そうした一人ひとりの想いが重なり合うことで、保育の質は高まっていくと思います。
人を愛し愛され、人と人とのつながりを力に変え、誰もが安心して帰ってこられる「まち」を、とだ保育は育んでいきます。

あけぼの保育園園長
上出　大和（かみいで　やまと）先生

本プロジェクトは、公立・私立や園種に関わりなく保育者や園長・理事長、行政等の子どもに関わる方々が参加され、「全体会」「研修会」「コアメンバー会議」の中で実践を語り合い、意見を交換し合い、学んできました。そこでは毎回、戸田の保育に対する熱い思いがあふれており、日々の保育実践をとらえ直すことが明日の保育を創造するエネルギーとなるように感じました。今後も戸田市の子どもたちの健やかな成長・発達のために、市全体の保育の質向上・魅力を目指す継続的な取り組みによって、「とだ保育」の実現がさらに進むことを願っています。



明治学院大学心理学部教授
松嵜　洋子（まつざき　ようこ）先生



2024年度・2025年度にわたり、全体会・研修会・コアメンバー会議にて、対話を重ねてまいりました。異なる意見・立場があった時、「こども」「こどもたち」を真ん中にした対話のサイクルによって、保育の専門家として今自分に何ができるのか、互いに聴き合い、気付き、考え、実践していく姿があったことが非常に印象的です。
「とだ保育」はこのような場から生まれました。地域に関わる全ての方々とともに、自分たちらしさを発揮して“今”と“これから”を過ごす「とだ保育」を実感し、さらに探究し続けましょう。

東京家政大学子ども支援学部教授
野口　隆子（のぐち　たかこ）先生

コアメンバー会議構成員

公立	喜沢南保育園園長 植野　博美	こどもを真ん中に、全体会や研修での対話が自園の力になりつつあります。 こども達が安心安全な環境で、生きる力となる「好き」がみつかるとだ保育を目指していきたい。
公立	笹目川保育園園長 矢ヶ崎　里乃	市内保育園との連携を大切にし、こどもたちが安心できる環境のなかで、 一人ひとりが好きなことを見つけられるとだ保育を、これからもめざしていきたいと思います。
私立	あけぼの第2保育園園長 長林　美穂	子どもたちの未来は、人との出会いの中で育まれます。 戸田のまちとともに、とだ保育が生きる力を支え、その歩みを次の世代へ丁寧に繋いでいきます。
私立	かんな保育園園長 鈴木　記子	未来を担う子ども達が人生の土台となる大切な時期に、自発的な遊びができる保育を目指し、 地域の方達と温かな環境の中で、子ども達一人ひとりを愛おしく育てていきたい。
私立	すみれ保育園園長 佐々木　めぐみ	出会いや関わりの中で芽生える思いを大切にしながら、一人ひとりの「好き」に寄り添い、 未来へつながる「とだ保育」をともに築いていきましょう。
私立	むつみ保育園園長 阿部　敬	この2年間は自身にとって「保育の質とは？魅力とは？」を問いかけ続けた期間となりました。 新たな自園の魅力や大事にしたい保育の本質も再確認できた良い機会でした。
小規模	ふるーる保育園戸田公園駅前園長 松田　愛	園で育つ一人ひとりの未来を願って、話し合いを重ねてまいりました。 これからも、子ども・ご家庭・保育士それぞれの「好き」が未来へつながる保育を大切にしてまいります。
小規模	チャイルドルームりとるすたあ園長 北尾　裕子	「チーム戸田」で保育について熱く語り合った全てが保育の質の向上につながっていると感じています。 子どもたちと共に保護者さん・先生方も更に「好きが見つかる」豊かな人生となりますように
オブザーバー	私立保育園協会 黒米　聖	今回のプロジェクトで戸田市の保育の大きな枠組みが決まったかと思います。 その中で今後も質について恒久的に考え、質の向上を客観的に調査することが重要だと思います。

プロジェクト推進園

戸田市では、私立・公立や園の規模という垣根を超えた「オールとだ」体制で、保育の質と魅力を向上させていきます。

■公立保育所（7施設）

下戸田保育園
新曽保育園
喜沢南保育園
笹目東保育園
上戸田南保育園
新曽南保育園
笹目川保育園

■私立保育所（37施設）

きざわ保育園
ささめ保育園
あけぼの保育園
戸田公園駅前さくら草保育園
戸田駅前保育所（おひさま保育園）
まなびの森 戸田こども園
北戸田Jキッズステーション
戸田駅前さくら草保育園
桑の実戸田公園保育園
とだ虹保育園
太陽の子 下戸田保育園
げんき保育園
太陽の子 新曽北保育園
よつば保育園
あけぼの第2保育園
太陽の子 とだ笹目保育園
こどもの国さくら草保育園
ニチイキッズ上戸田保育園
にいぞ虹保育園
すみれ保育園
戸田すこやか保育園
むつみ保育園
かんな保育園
みずき保育園
戸田本町さくら草保育園
戸田公園すきっぷ保育園
太陽の子 北戸田保育園
戸田第2すこやか保育園
こだま虹保育園
つくし保育園
みんと保育園
Gakken ほいくえん 戸田公園
すくすくの杜戸田駅前保育園
戸田公園クマさん保育所
戸田公園北雲母保育園
戸田公園西雲母保育園
アロウラ保育園

■認定こども園（1施設）

かたらいの森つつじ認定こども園

■小規模保育事業（11施設）

ポッポの家保育所
北戸田さくら保育園
保育園元気キッズ
ふるーる保育園戸田公園駅前
なずな保育園
ぱすてるはうす
ひなた保育園
チャイルドルームりとるすたあ
なでしこ戸田第一保育園
保育ルームスターキッズ北戸田園
アメリカンキッズ英語保育園戸田本町園

■事業所内保育事業（2施設）

埼玉ヤクルト保育園やぁみぃ保育ルーム
京葉流通倉庫（株）TLCキッズランド

「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」

2026年3月
編集発行　戸田市　こども健やか部　保育幼稚園課
電話：048-441-1800（代表）

戸田市保育士募集案内

ー私立保育施設ー

TODAys

保育日和 ーほいくびよりー

埼玉県戸田市
2026年4月



「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」メンバー

「私らしく」働きたい、だとしたら、とだ。

TODA 60th ANNIVERSARY
戸田市市制施行60周年

私らしく × ○○ = だとしたら、とだ。

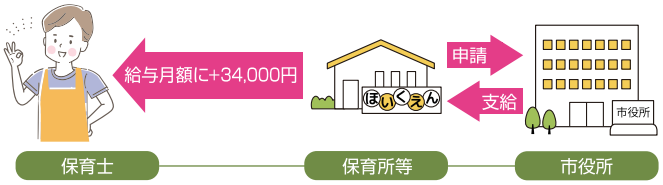
がんばる保育士さんを
様々な支援制度で全力サポート!

私らしく × 暮らす

とだ保育士応援手当

戸田市独自

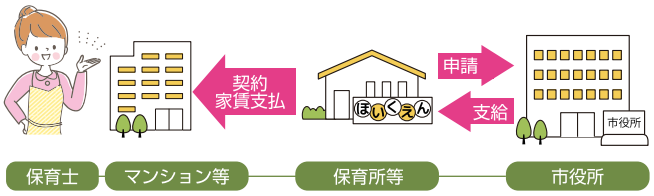
給与月額に34,000円を上乗せ支給！
年間約40万円の助成



月々の家賃助成（国の補助事業）

「これから一人暮らしをはじめる方にも安心！」

保育所等がマンション等を借上げた場合、
月額最大75,000円の家賃を助成



保育所等の優先入所

子育てしながら働ける！

市内の保育所等で働く保育士のお子さんの
保育所等入所を優先 ※条件あり

その他の補助制度を詳しく見たい方はこちら ▶▶▶

・奨学金の返済をしている保育士の方への補助
・新卒等で内定した保育士の方への補助
・保育士資格の取得を目指している方への補助



保育士さんの声

給与上乗せや家賃補助支援があるから、生活にゆとりが出て、プライベートが充実しています。

※各種補助制度を受けるには条件があります。
詳しくは右上2次元コードよりご確認ください。

私らしく × 成長する

多様な研修・学習プログラムがあります

若手保育士から施設長まで、様々なキャリアの保育士が働きながら学び、他園の先生と交流しながら成長できる、市主催の研修会・学習会を実施しています。

市内研修会・学習会

- 保育施設・幼稚園などの保育士が合同で研修
- 参加費は無料
- 会場は市役所で交通アクセスも便利
- 保育士同士のつながりでモチベーションアップも！

過去の市内研修会・学習会の一例

特別支援研修会	離乳食講習会
救命講習会	衛生管理研修会
若手保育士学習会	実技研修会
主任保育士学習会	その他





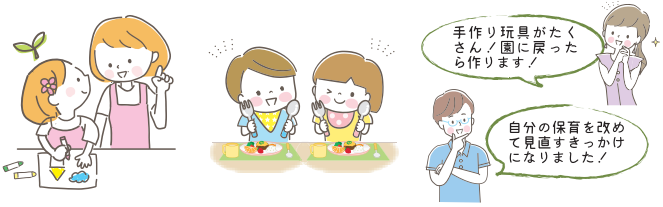


（左上）衛生管理研修会
（左下）救命講習会
（右上）実技研修
「心ふれあう表現遊び」



公開保育研修

公立保育園の保育に実際に参加し、見たり見てもらったりすることで、実践の中から学ぶ研修です。



クラス保育に参加 ▶ 給食 ▶ 実施園と参加者で意見交換

私らしく × 課題クリア



大丈夫！

子どもがなかなか懐いてくれなくて…

こんな困った出来事があるから
聞いてほしいけど誰に相談しよう…



その不安や悩み、保育コンシェルジュに話してみませんか？

保育に関する専門的知識を有する「保育コンシェルジュ」が保護者からの相談だけでなく、保育現場で働く保育士さんからの相談にも対応しています。一人では解決できない悩みなどに寄り添い、サポートします。もちろん、相談内容やプライバシーに関する秘密は厳守します。

直通ダイヤル **048-443-5611**

相談は、事前予約を
おすすめしています！



●受付時間：月～金 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）
●毎月第1日曜日は休日相談も行っています。（1月を除く）

潜在保育士再就職支援事業

保育士資格はあるけど保育士業務ってどんな感じだろう…。久しぶりの保育ってなんだか心配・・・。
そんなあなたには、「潜在保育士再就職支援事業」がおすすめ！
市内保育施設の見学や保育体験をきっかけに、職場復帰に対する迷いや不安を解消しませんか？
戸田市ではあなたを全力でサポートします。詳しくは右の2次元コードよりご確認ください。

とだ保育スタイル

好きが見つかる 未来が育つ とだ保育

私らしく × つながる

とだの保育の質・魅力向上プロジェクト





公立や私立、園の規模といった垣根を超えた「つながり」も戸田市の魅力のひとつ！
市内保育関係者が一丸となって「とだの保育の質・魅力向上プロジェクト」として、実践的な研修や園見学等を開催しています。
「とだ保育スタイル」のスローガンには、こども、保護者、地域、そして保育者が手を取り合い、共通の願いのもとで「とだ保育」という未来へのバトンをつなげていく、強い決意が込められています。
私らしく「とだ」の保育を一緒に盛り上げていきましょう♪

プロジェクトの概要についてはYouTubeでも公開中！
右の2次元コードよりご確認ください。

番外編

戸田市 × 官民連携

ハローワーク × やさしいまちに、なりたい。TODA

ハローワーク川口・埼玉県社会福祉協議会・戸田市が地域密着の就職相談会を共催で開催しています。
市内の保育施設が参加するため、各園の特色や雰囲気をその場で聞くことができるチャンスです。
私らしく働ける保育園を見つけましょう！
詳細は市ホームページでお知らせします。

保育士バンク! × やさしいまちに、なりたい。TODA

令和元年より、大手保育士求人サイト「保育士バンク」を運営する、株式会社ネクストビートと連携協定を締結しています。ホームページ上での戸田市特集ページの掲載や、セミナーの開催を通して、より良い保育を一緒に目指しています。



戸田市で働く先輩保育士に聞いてみました！

「私らしく」働くってどんなイメージがありますか？先輩保育士の経験談や一日の流れを紹介します！

笑顔で元気に私らしく！



げんき保育園　**あやか先生**

ここがおススメ、私の保育園！
こどもも大人も元気いっぱいな職場です！



Q 保育士になって一番良かったと感じる瞬間は？

A こども達が「あやか先生！」と大きな声で呼んで、笑顔で駆け寄ってくれる瞬間が嬉しいです。



Q 保育士として大切にしたい信念は？

A どのような時もこども達や保護者の方々の気持ちに寄り添いながら、笑顔で関わることです。

こどもと共に育ちあい私らしく！



すみれ保育園　**ちさき先生**

ここがおススメ、私の保育園！
なんでも相談できるアットホームな環境です！



Q 保育士として成長したと感じる瞬間は？

A 人前に立つことが苦手でしたが、経験を重ねる中で自信がつき、今では行事などで人前に立つ時間も心から楽しめるようになりました。



Q 戸田市の保育施設を選んだきっかけは？

A とだ保育士応援手当などの保育士支援制度が充実しており、落ち着いた街並みの中でこども達が安心できる環境に魅力を感じました。

子どもと同じ目線で楽しく私らしく！



つくし保育園　**のりぞう先生**

ここがおススメ、私の保育園！
アットホームな雰囲気で、笑顔が絶えない園です！



Q こどもたちから学んだ大切なことは？

A 何事にも諦めずに取り組む大切さを学びました。最後まで頑張るこども達から勇気をもらい、その姿を見守る仕事ができている事を嬉しく思います。



Q 保育士として将来の目標は？

A こども達の「楽しい！楽しい！」を増やせるようにサポートし、自分自身も思いきり楽しめる保育を目標としています。

こどもたちと楽しく私らしく！



かんな保育園 **ゆかり先生**

ここがおススメ、私の保育園！
先生たちがみんな明るく元気で楽しい保育園です！



Q 保育の中で創意工夫していることは？

A 時間に捉われず、遊びが広がり発展していく時間を大切にしています。子どもたちのやりたい！を実現できるように、日々保育士間で話し合っています。



Q ワークライフバランスはどうしていますか？

A 週末や休日には趣味や友人との予定を入れたり、家でのんびりしたり休日の時間を大切にし、心身を整えてまた一週間仕事に向き合えるようにしています。

保育のなかま

アロウラ保育園の先生に働いている園のアレコレを聞いてみました！



るり先生　　かりん先生

ここがおススメ、私の園！
・こどもの「すき！」を叶えられる保育を普段からできる！
・地域の力を借りて、こどもの「やってみたい」に取り組む職場！

Q お互いの魅力や尊敬できるところを聞いてみました！



るり先生から見た▶かりん先生

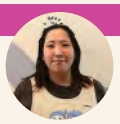
こどもに寄り添った声掛けと丁寧な関わり。わからないことを「教えてください」と言ってくれるところ、とっても素敵だと思っています。



かりん先生から見た▶るり先生

子どもの発達に配慮した視点を持って、ちょっとした子どもの困りごとや成長にもすぐ気付いて声をかけているのがすごいなと思っています。

これから保育士を目指す人に伝えたいメッセージ！





こどもの成長を１番近くで感じられる素敵なお仕事です。
自分の特技や強みを活かしてこども達と最高の「本物に触れる」をしましょう。

かりん先生のある日の一日♪♪



「私らしく」働ける保育施設一覧

見学や採用に関するお問い合わせは、直接、園にお問い合わせください。

	保育施設名称	所在地	☎(048)	運営法人
公立認可保育所				
1	下戸田保育園	下前2-9-22	442-3746	戸田市
2	新曽保育園	新曽1835-1	442-3100	戸田市
3	喜沢南保育園	喜沢南2-6-3	443-9341	戸田市
4	笹目東保育園	笹目1-37-14	421-5011	戸田市
5	上戸田南保育園	本町5-11-11	444-4080	戸田市
6	新曽南保育園	新曽南2-15-38	444-7717	戸田市
7	笹目川保育園	笹目2-5-5	422-2100	戸田市
私立認可保育所				
8	きざわ保育園	喜沢2-25-10	442-3320	(福)きざわ保育園
9	ささめ保育園	笹目6-1-5	421-5457	(福)普門会
10	あけぼの保育園	美女木2-1-7	421-1569	(福)あけぼの会
11	戸田公園駅前さくら草保育園	本町2-10-12	430-0115	(福)さきたま会
12	戸田駅前保育所(おひさま保育園)	新曽213-4	447-8860	(公財)鉄道弘済会
13	まなびの森戸田こども園	上戸田1-23-8	444-1125	(福)じろう会
14	北戸田Jキッズステーション	新曽1474-2	446-0660	(福)桑の実会
15	戸田駅前さくら草保育園	新曽821-3	445-3741	(福)さきたま会
16	桑の実戸田公園保育園	上戸田5-18-7	446-3200	(福)桑の実会
17	とだ虹保育園	川岸3-9-22	242-5451	(福)日の出福祉会
18	太陽の子 下戸田保育園	下戸田2-19-18	434-5665	HITOWAキッズライフ(株)
19	げんき保育園	新曽297-3	441-4152	(福)げんき保育園
20	太陽の子 新曽北保育園	新曽1575	430-2080	HITOWAキッズライフ(株)
21	よつば保育園	新曽1191-8	446-6348	(福)むつみ会
22	あけぼの第2保育園	美女木2-7-4	423-8920	(福)あけぼの会
23	太陽の子 とだ笹目保育園	笹目1-7-10	449-6222	HITOWAキッズライフ(株)
24	こどもの国さくら草保育園	本町1-17-7	290-8415	(福)さきたま会
25	ニチイキッズ上戸田保育園	上戸田2-38-10	430-1156	(株)ニチイ学館
26	にいぞ虹保育園	新曽132-1	420-9526	(福)日の出福祉会
27	すみれ保育園	新曽南3-6-1 シティテラス戸田公園1F	431-8887	(株)フロンティアキッズ
28	戸田すこやか保育園	新曽1935-1	446-6699	(福)安心会
29	むつみ保育園	新曽1375-2	287-3623	(福)むつみ会
30	かんな保育園	新曽425 エスポワールYM1階	444-8880	(株)フロンティアキッズ
31	みずき保育園	本町5-13-25 ダイヤモンドビル1階	433-8885	(株)フロンティアキッズ
32	戸田本町さくら草保育園	本町2-14-33	446-1111	(福)さきたま会
33	戸田公園すきっぷ保育園	本町5-12-24	299-6711	(株)俊英館
34	太陽の子 北戸田保育園	新曽2002-12 市ヶ谷ビル2F	434-8700	HITOWAキッズライフ(株)
35	戸田第2すこやか保育園	中町2-9-11	446-9028	(福)安心会
36	こだま虹保育園	新曽255-12	229-0562	(福)日の出福祉会
37	つくし保育園	上戸田3-15-5	443-7770	(株)フロンティアキッズ
38	みんと保育園	南町10-27	431-0003	(株)フロンティアキッズ
39	Gakkenほいくえん戸田公園	本町1-8-20	291-9290	(株)学研ココファン・ナーサリー
40	すくすくの杜戸田駅前保育園	新曽805-1	229-8733	(福)すくすくどろんこの会
41	戸田公園クマさん保育所	下前1-6-8	430-3335	(福)優愛会
42	戸田公園北雲母(きらら)保育園	上戸田2-11-8	434-6280	(株)モード・プランニング・ジャパン
43	戸田公園西雲母(きらら)保育園	新曽南2-6-5	434-7080	(株)モード・プランニング・ジャパン
44	アロウラ保育園	本町4-11-6	291-8317	(株)エデュリー
認定こども園				
45	かたらいの森 つつじ認定こども園	本町4-2-6	441-5765	(学)甲子学園
小規模保育事業A型				
46	ポッポの家保育所	本町5-3-8	443-9712	ポッポの家保育所(株)
47	北戸田さくら保育園	新曽1997-3 LaVert北戸田1F	446-7367	(株)さくらいふ
48	保育園元気キッズ	本町1-5-1 スカイコート戸田公園101号室	433-4052	(株)元気
49	ふるーる保育園戸田公園駅前	戸田市本町5-2-20 アルシオン戸田公園101号室	447-6015	(株)アヴェニエール
50	なずな保育園	川岸2-5-16 ヴェイルヴィレッジ戸田公園1F	445-0002	(株)フロンティアキッズ
51	ぱすてるはうす	下戸田1-10-12 スカイパレス106号室	234-2228	(有)ぱすてるはうす
52	ひなた保育園	新曽1092 細野マンション1F	432-1419	ひなた保育園
53	チャイルドルームりとるすたあ	新曽1688-1	299-8424	特定非営利活動法人 チャイルドルームすたあ
54	なでしこ戸田第一保育園	喜沢1-33-8	445-1515	SOUキッズケア(株)
55	保育ルームスターキッズ 北戸田園	新曽2197-3	299-5085	光建装(有)
56	アメリカンキッズ英語保育園 戸田本町園	本町4-1-18 エクセルみたけ102号室	441-3552	(株)グローバルインクルージョン
事業所内保育事業				
57	埼玉ヤクルト保育園やぁみぃ保育ルーム	笹目1-35-12	487-8968	埼玉ヤクルト販売(株)
58	京葉流通倉庫(株)TLCキッズランド	笹目南町7-35	080-5971-7030	京葉流通倉庫(株)

運営法人…(福)社会福祉法人　(公財)公益財団法人　(学)学校法人　(株)株式会社　(有)有限会社



戸田市ってどんな街??

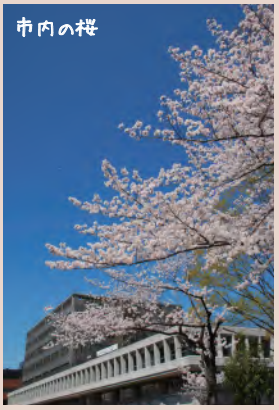
都心からちょっと離れてちょうどいい!

戸田市は荒川を境に東京都に隣接している、水と緑のオアシス都市です。緑や公園の数は都市部の市では県内トップクラス!自然を感じながらのランニングやサイクリング、散歩はリフレッシュにおススメ。四季を通して様々なイベントが盛りだくさんなのも戸田市の魅力!

また、地域子育て応援タウンとして、認定制度当初(2007年)から選ばれるなど、"暮らしやすい街"として子育て世代からも注目の街です。









お問合せ 埼玉県戸田市
こども健やか部 保育幼稚園課

☎048-441-1800

詳しい情報は、戸田市ホームページをご覧ください。



人口 142,182人
※令和7年4月1日現在

面積 18.19㎢



ランキングで見る戸田市

RANKING 第1位

30年連続 県内1位の若さ 市の平均年齢 42.6歳

財政力指数 県内1位 1.229(1を超えると豊か!)

住みよさランキング(東洋経済新報社) 県内4位

子育てしやすい自治体ランキング(東洋経済新報社) 東京圏23位

お財布にもやさしい

◆家賃相場 ※ワンルーム、1K、1DKの場合

板橋区…… 9.4万円/月

戸田市…… 7.8万円/月

年間で19万円以上もおトク

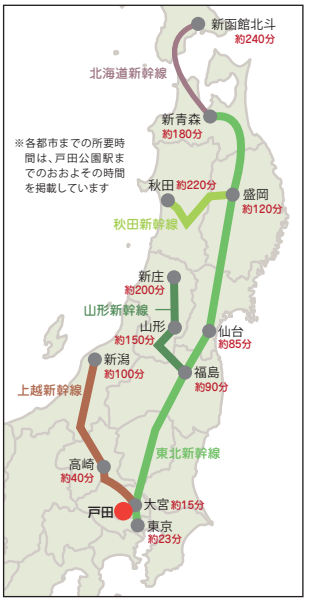
都心や郊外へのアクセス抜群

車の移動もラクラク!

首都高速や東京外かく環状道路、国道17号が縦横に走る交通の要衝です。通勤や買い物、レジャーの際の車移動など、毎日がとても便利!

電車の移動もラクラク!

JR埼京線なら、池袋・新宿・渋谷まで乗り換えなしで30分以内!



鉄道

東京方面から戸田公園駅まで 約23分	新宿方面から戸田公園駅まで 約21分	大宮方面から戸田公園駅まで 約19分 快速 約15分
東京駅	新宿駅	大宮駅
約5分 JR上野東京ライン	約6分 JR埼京線 JR湘南新宿ライン	(快速) 約11分 JR埼京線
上野駅	池袋駅	
約11分 JR上野東京ライン	約8分 JR埼京線 JR湘南新宿ライン	
赤羽駅		武蔵浦和駅
約7分 JR埼京線		約3分 JR埼京線
戸田公園駅		北戸田駅
約3分 JR埼京線		約2分 JR埼京線
戸田駅		戸田駅
約2分 JR埼京線		約3分 JR埼京線
北戸田駅		戸田公園駅

令和7年度

1ページ

施策6:芸術文化活動の推進

目的:市民の芸術文化に対する関心を高めるために、質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らが活躍　できる機会をつくるなど、市民の芸術文化活動を促進します。また、現在残されている文化財の記録保存を含め後世に継承するとともに、まちづくりに文化財を活用しつつ、歴史的な特色を活かした新しい価値を創造し、地域文化の向上を図ります。

最終成果①:主体的で多彩な芸術文化活動が創造できる環境が整備される状態	最終成果②:市民が等しく質の高い芸術文化を鑑賞できる状態	最終成果③:戸田市の文化財に対する市民の意識が向上している状態
施策指標:指定管理業務における文化事業の参加者数及び鑑賞者数	施策指標:文化祭、音楽祭、美術展覧会の出品者数・参加者数及び鑑賞者数	施策指標:文化財の認知度

中間成果
事務事業の活動成果による中期的な成果

- 市民・市民団体等の文化芸術活動の活性化が図られる
- 市民の芸術文化に対する興味関心が増す
- 文化財を後世に継承したいと考える人が増える
- 文化財について、より深く知るため、郷土博物館等の来館者が増える

直接成果
事務事業の活動成果による短期的な成果

- 市民・市民団体等の活動の幅が広がる
- 市民が芸術文化を鑑賞できる
- 市民・市民団体等が主体的に活動を行うことができる
- 市民が事業に参加できる
 市民が事業を鑑賞できる
- 文化財を通して、地域の歴史を学ぶことができる
- 文化財について、知識が増え、理解を深めることができる

【産出】
「活動」の直接的な結果

- 個人・団体が発表・展示などができる
- 団体活動へ参加したり、個人で創作を始める
- 資金面において団体活動を行うことができる
- 芸術文化活動の場が確保できる
- イベントの開催など、芸術文化の推進や効果的な管理運営が行われる
- 市民が展示を見ることで文化財について学び、興味がわく
- 市民が講座に参加することで興味がわく

【活動】
具体的に行う取り組み

- 発表・展示などの場を提供する
- 市民が興味を抱く芸術・文化教室を開催する
- 団体へ補助金を交付する
- 活動のための貸館を行う
- 文化会館の管理運営を委託する
- 文化財の展示や郷土資料の貸出を行う
- 文化財講座を開催する
- 文化財について調査を行う

【投入】
事務事業

- 芸術文化振興事業　文化スポーツ課
- 文化会館管理運営費→施策10　文化スポーツ課
- 展示及び教育普及事業【再掲】←5(文化財)　生涯学習課
- 郷土博物館資料収集・保存利用事業【再掲】←5(文化財)　生涯学習課
- 文化財保護事業　生涯学習課

施策 6

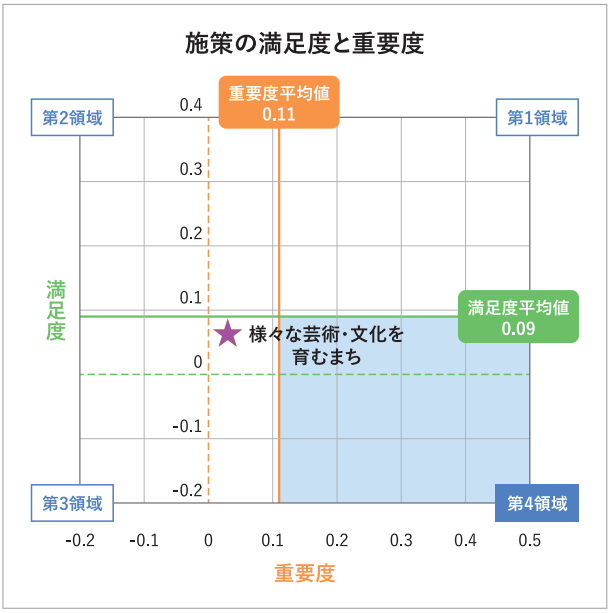
芸術文化活動の推進

【施策の目的】

市民の芸術文化に対する関心を高めるために、質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らが活躍できる機会をつくるなど、市民の芸術文化活動を促進します。また、現在残されている文化財の記録保存を含め後世に継承するとともに、まちづくりに文化財を活用しつつ、歴史的な特色を活かした新しい価値を創造し、地域文化の向上を図ります。

現況と課題

- 地域の芸術文化活動を取り巻く環境の急激な変化によって、後継者育成や適切な人材の確保が困難となっています。また、趣味や娯楽の多様化、生活様式の変化による芸術文化に対する多様なニーズへの対応、関心を抱いてもらうきっかけの創出が難しくなっています。さらに、地域の既存団体に所属して活動することへの抵抗感や無関心が存在しており、他分野との連携による総合的な芸術文化政策の展開が必要となっています。
- 市内で活動する文化団体については、構成員の高齢化や新規加入者の減少、団体存続の危機などの問題があるため、サークル同士や連盟同士の横のつながりを強化するなど、芸術文化活動に参加しやすい環境を整える必要があります。また、幅広い世代、中でも若い世代が芸術文化に興味を持ち、活動ができるよう、身近な学びの機会を創出するとともに、効果的に情報を発信する必要があります。
- 平成31年（2019年）4月に文化財保護法の大幅な改正が行われ、未指定を含めた有形・無形文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域における文化財の総合的な保存・活用と体制づくりの整備などが求められています。
- 流動的な人口、世代の変化に起因する郷土史や地域の文化財などに対する関心の希薄化などにより、市民の郷土愛を育むことが難しくなっています。また、文化財保有者の代替わりによる文化財の喪失や、インターネットでの売買による流出防止に向けた対策が必要となっています。







取り組みの方針

(1)芸術文化活動の環境整備

- 芸術文化活動に関する事業のPRについて、幅広い世代に広報活動を行うため、学校や企業に対しても実施します。
- 芸術文化活動に関する効果的な情報発信を行い、参加者を募るとともに、事業に参加した市民に対して、関連する団体の活動を紹介するなど、周知を強化します。
- 興味関心を抱いてもらうきっかけとして、芸術文化活動の各分野でプロとして活躍している人を講師として招き、講師から直接学ぶことができる質の高い体験型の教室などを積極的に開催します。
- 興味関心のある活動を行っている団体への橋渡しや、新たな芸術文化活動を行うコミュニティ形成の支援を行います。
- 戸田市文化会館については、多様化する市民ニーズを把握したうえで、芸術文化に関する様々な鑑賞や体験プログラムを提供し、利用者満足度が高い市民の芸術文化活動の拠点を目指します。
- 子育て世代が多い戸田市では、心豊かな次代を担う人材の育成に力を入れる必要があることから、子どもや親子をターゲットとした芸術文化事業の充実を図ります。

(2)文化財の保護と活用促進

- 文化財保護法等に基づき、従来の指定文化財を保存するとともに、より広範な文化財の保存・活用の方策を検討します。
- 歴史や文化に触れる機会をつくることで市民の郷土愛を育み、魅力あるイベントを提供することで、より多くの市民が文化財保護事業に参画できる環境を整備します。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
文化祭、音楽祭、美術展覧会の出品者数・参加者数及び鑑賞者数	文化祭や音楽祭、美術展覧会に関わる年間の総数 ①出品者数・参加者数 ②鑑賞者数	出品者・参加者数 2,012人 鑑賞者数 12,947人	出品者・参加者数 2,012人以上 鑑賞者数 12,947人以上	①②ともに減少傾向を改善
指定管理業務における文化事業の参加者数及び鑑賞者数	指定管理業務における文化事業に関わる年間の総数 ①参加者数 ②鑑賞者数	参加者数 94人 鑑賞者数 20,165人	参加者数 102人 鑑賞者数 20,165人以上	①直近3年間の最高値 ②減少傾向を改善
文化財の認知度	戸田市の文化財を認知している市民の割合	18.4%	30.9%	【生涯学習に関する市民意識調査】 年2.5%増で推計

関連計画

- 第4次戸田市教育振興計画
- 第5次戸田市生涯学習推進計画

施策6 芸術文化活動の推進

施策の目的

市民の芸術・文化に対する関心を高めるために、質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らが活躍できる機会をつくるなど、市民の芸術・文化活動を促進します。また、現在残されている文化財の記録保存を含め後世に継承するとともに、まちづくりに文化財を活用しつつ、歴史的な特色を生かした新しい価値を創造し、地域文化の向上を図ります。

■ 現況と課題

- 国は、芸術・文化を通じたまちづくりにも力を入れており、更なる活性化が求められます。また、令和５年（2023 年）４月に博物館法が改正され、目的に「文化芸術基本法の精神に基づく」ことが明記されたことから、郷土博物館においても文化施設としての機能や役割を意識した取組が必要となります。

- 商工祭や朝市、商店街でのワークショップ※等、経済活動とコラボレーションした芸術・文化活動が、草の根的に市民に浸透してきています。

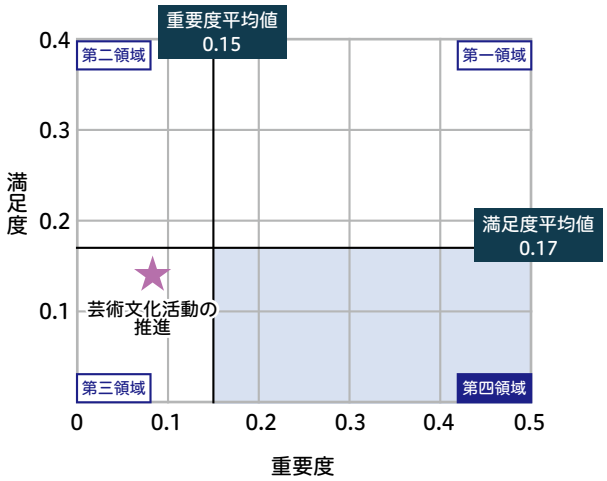
- 令和７年（2025 年）４月に「戸田市文化芸術推進条例」を制定し、基本理念を定めました。また、郷土博物館も文化施設としてアートミュージアム※機能の展開を図るなど、芸術・文化活動の推進が加速しつつあります。

- 一方で、芸術・文化活動の場や発表する機会が少なく、更なる拡充や提供が求められています。

- アートミュージアムを年間通して常時展開するためには、常設的な展示施設・設備の整備の進め方やマネジメントの手法、専門人材の確保等の検討が必要となっています。

- 人口動態や世代の変化により、郷土史や地域の文化財等に対する市民の関心が希薄化しています。また、文化財所有者等の世代交代にも対応した文化財保護の取組が求められています。

- 文化財等の収蔵スペースの確保が課題となっているとともに、博物館所蔵資料や市内文化財等の情報のデジタル化が求められています。





取組の方針

（1）芸術・文化活動の環境整備

- 芸術・文化活動の各分野におけるプロフェッショナルの公演など質の高い芸術・文化を鑑賞し体験する機会を設けることで市民の興味関心を高めます。また、小さな頃から芸術･文化に触れることができるよう、こどもや親子をターゲットとした事業の充実も図ります。
- 芸術・文化を振興する団体と連携した事業 PR を行うとともに、主体的な活動を行う市民や新たに芸術・文化活動を行うコミュニティ形成への支援を行い、芸術・文化を発信できる機会の創出を図ります。
- 郷土博物館におけるアートミュージアムの常設的展示などによる機能拡大、学芸員などの専門人材の確保について検討を進めます。
- 郷土博物館と学校による博学連携の取組を拡充します。

（2）文化財の保護と活用促進

- 歴史や文化に触れる機会や魅力あるイベントを開催することで、郷土史や地域の文化財などに対する関心を高めます。
- 文化財保護法に基づく文化財の保存に加え、収蔵品管理システムを活用した博物館所蔵資料情報のデジタル化を引き続き進めるとともに、市指定無形民俗文化財等の動画コンテンツの作成や配信を行うことにより、文化財に対する関心を高めます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
文化祭・音楽祭・美術展覧会の出品者数・参加者数及び鑑賞者数	市が主体となって開催しているイベントへの年間出品者数・参加者数及び鑑賞者数	出品者・参加者数 1,213 人 鑑賞者数 11,401 人	出品者・参加者数 1,511 人 鑑賞者数 17,723 人	令和 3 年度（2021 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの平均増加割合を令和 6 年度（2024 年度）実績値に乗じて得た値から推計
指定管理業務における文化事業の参加者数及び鑑賞者数	指定管理業務における文化事業に関わる年間の参加者数及び鑑賞者数	参加者数 468 人 鑑賞者数 27,110 人	参加者数 1,278 人 鑑賞者数 34,210 人	令和 3 年度（2021 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの平均増加割合を令和 6 年度（2024 年度）実績値に乗じて得た値から推計
戸田市の文化財の認知度	戸田市の文化財を認知している市民の割合	8.8%	9.8%	【市民意識調査】 年 0.2 ポイント増で推計

関連計画

- 戸田市文化芸術推進基本計画
- 戸田市郷土博物館ビジョン

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月10日	作成部局名	市民生活部	担当部局名	教育委員会事務局		

1．施策の位置づけ　＜PLAN＞

基本目標	02 創造性や豊かな心を育むまち	担当課	文化スポーツ課	
		担当課	生涯学習課	
		担当課		
施　策	06 芸術文化活動の推進	関係課		
		関係課		
		関係課		
施策の目的	市民の芸術文化に対する関心を高めるために、質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らの活躍できる機会をつくるなど、市民の芸術文化活動を促進します。また、現在残されている文化財の記録保存を含め後世に継承するとともに、まちづくりに文化財を活用しつつ、歴史的な特色を活かした新しい価値を創造し、地域文化の向上を			

2．施策の主な取り組み　＜DO＞

取り組み	文化会館管理運営費
取り組み	芸術文化振興事業
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	

3．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明 （　算　定　式　）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	R３	R４	R５	R６	R７
文化祭、音楽祭、美術展覧会の出品者数・参加者数	出品者数・参加者数	人	2012以上	2,012	628	1,138	1,179	1,213	1,355
文化祭、音楽祭、美術展覧会の鑑賞者数	来場者数 （目標値12,947以上　）	人	12,947	12,947	3,035	7,224	10,833	11,401	11,634
指定管理業務における文化事業の参加者数	年間の参加者数	人	102	94	23	166	164	468	871
指定管理業務における文化事業の鑑賞者数	年間の鑑賞者数 （目標値20,165以上　）	人	20,165	20,165	13,492	19,935	18,802	27,110	21,966
市の文化財の認知度	文化財を認知している市民の割合 （生涯学習に関する市民意識調査　）	%	30.9	18.4	－	－	9.4	－	8.8
その他施策の取組事項に係る成果	文化芸術推進計画策定								

4．施策の展開　＜ACTION＞

課題	市展や文化祭、音楽祭、また、文化会館を主とした事業等により質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整えるとともに、市民自らの活躍できる機会をつくる取り組みをしているが、直近で実施した市民アンケートにおいて、市民の文化芸術に対する関心が低い結果となった。 また、市の文化芸術活動推進の中心的な存在である各活動団体からは、会員数の減少や高齢化の課題が挙げられている。	対応策	課題を踏まえて、市民の芸術文化に対する関心の高まりや活動団体の活性化を目指すため、今年度策定した「文化芸術推進基本計画」において各種事業を進めていく。 この中で、特に、課題解決に大きな効果が期待される、市内で行われている文化芸術情報の一元化やアーティストバンクの創設、運営に力を入れていく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月10日	作成部局名	市民生活部	担当部局名	教育委員会事務局		

○結果と今後の方向性

進捗状況（A躍進中、B予定通り、C遅れ気味）	説　明（総評）
B	指定管理における文化事業の参加者数や鑑賞者数は当初目標値を超える結果となった。一方で、市の文化事業の三大イベントである文化祭、音楽祭、市展については、コロナ禍以降参加者数や鑑賞者数は回復傾向にあるものの目標には届かなかった。特に、文化祭や市展については、出演者や出展者など固定化、高齢化が課題となっている。今後は、新たに策定した「文化芸術推進基本計画」に基づき事業を進めていく。

今後の方向性（予算）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	308,947	↓	308,058	→	308,058	→	308,058
説明	芸術・文化関連事業については、策定した「文化芸術推進基本計画」のもと、同規模予算にて事業を推進していく。また、市の文化芸術拠点となる文化会館を指定管理者にて安全に管理していく。 文化財の調査や標柱等の改修事業を今後も継続して実施していく。						

今後の方向性（人員）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	23,539	→	23,539	→	23,539	→	23,539
説明	芸術・文化関連事業については、引き続き、同規模人員にて文化会館の指定管理者や文化芸術団体と連携し取り組む。 文化財の調査や標柱等の改修事業を今後も継続して実施していく。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 / R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
01	芸術文化振興事業　（文化スポーツ課）													
	01	芸術文化振興事業 01 02 01 17 01 01 文化祭、美術展覧会の開催。文化活動団体の支援。	任意	9,148 5,430 4,541 4,476 14,881	－	－	1		B	B	B	B	B	芸術文化関連団体の高齢化や出展の固定化が課題となっている中、本事業において団体への支援や市民の文化芸術に触れる機会の創出による課題解消を図ることは重要である。
02	文化会館管理運営費　（文化スポーツ課）													
	01	文化会館管理運営費 01 02 01 17 02 01 文化会館の効果的かつ効率的な管理運営	任意	294,137 290,094 290,094 289,854 2,367	○	－	1	○	B	B	B	B	A	文化会館は、市の文化芸術活動の重要拠点であることから、施設を安全に保つ必要がある。また、文化会館事業は、鑑賞事業や市民参加型事業の推進を図る最重要事業である。
01	文化財保護事業　（生涯学習課）													
	01	文化財保護事業 01 10 04 04 01 01 文化財の調査、保護活用の充実。文化財学習指導者及び郷	義務	8,955 13,423 13,423 13,422 6,291	－	－	1	○	B	B	B	B	義	文化財の保護、啓発に努める。
02	郷土博物館運営費　（生涯学習課）													
	02	（再掲）郷土博物館資料収集・保存利用事業 01 10 04 06 02 02 戸田市に関わる自然・歴史・民俗・考古資料等を収集、整	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										
	03	（再掲）展示及び教育普及事業 01 10 04 06 02 03 展示事業については、常設展のほか企画系展覧会を開催	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										

計（千円）	R7決算額	R8計画額	R9予算額
事業費	312,240	308,947	308,058
うち一般財源	306,329	308,627	307,752

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	29756　芸術文化振興事業													
担当組織	市民生活部　文化スポーツ課											担当	文化担当	
組織コード	R8	13	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	02	01	17	01	01	記入日	令和 8年 6月 4日
	R7	13	10	00		R7	01	02	01	17	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	02	創造性や豊かな心を育むまち	再掲施策				○ 対象
施策	06	芸術文化活動の推進					● 対象外
事業期間	平成２０年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	社会教育法、文化芸術基本法		関連計画 施政方針	戸田市生涯学習推進計画、文化芸術推進基本計画			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	市民等						
事業目的	芸術文化活動の振興、推進を図り、広く市民に普及させる。						
事業内容	文化祭、美術展覧会の開催。文化活動団体の支援。						
実施主体	□市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　■協働･協力（　実行委員会　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		芸術文化振興事業	芸術文化振興事業	芸術文化振興事業	芸術文化振興事業	芸術文化振興事業
	事　業　費		9,148	5,430	4,541	4,541	4,541
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	58	60	65	65	65
		一般財源	9,090	5,370	4,476	4,476	4,476
	人　件　費		15,708	14,880.8	14,880.8	14,880.8	14,880.8
	投入人員	常勤職員	2.2人	2.2人	2.2人	2.2人	2.2人
		非常勤職員	0.15人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
	事業費＋人件費		24,856	20,311	19,422	19,422	19,422

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業 活動①	補助件数	文化祭、美術展覧会の開催への補助	件	3 3	3 3	2 2	2 2	2 2
	事務事業 成果①	実施団体数	文化祭のプログラム・事業実施団体数	件	25 14	25 19	14 12	14 11	14 13
	事務事業 成果②	一日平均来場者数	戸田市美術展覧会への一日平均の来場者数	人	373 －	375 317	377 342	379 411	381 345

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 活動①については、文化祭及び市展の円滑な運営に繋がる必要な補助を行うことができ、目標を達成した。 成果①については、R5,6年度に比べて増加したが、高齢化や会員減少等により活動が低迷しており、目標は未達成となった。 成果②については、昨年度は、出展数や入場者数が例年より多かった。コロナ禍以降出展数や入場者数が回復傾向にはあるが、R7年度は共に例年並みとなり目標を達成できなかった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	B	B	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞ 市民が芸術活動に触れる機会を創出できた。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 業務量に比して、適当な人員数である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 文化祭や市展は、活動団体構成員である実行委員会形式で運営していることにより、効率的に事業を実施できている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 出展料や加盟分担金を徴取しているが、活動が維持向上できるレベルでの金額を設定していると考える。運営費も必要最小限としており、適正の範囲と考える。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	令和７年４月に戸田市文化芸術推進条例を施行し、全５回の文化芸術推進審議会を経て、令和８年３月に文化芸術推進基本計画を策定した。
令和８年度に実施する取組内容	戸田市文化芸術推進基本計画に基づき各施策の取り組みを行っていく。今年度はアーティストバンクの制度設計も予定しており、施策と取り組みの進捗管理を文化芸術推進審議会にて行っていく。また、市展、文化祭についても来場者数の増加を目指し工夫を凝らしながら実施していく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 本市の文化芸術の活性化を図るため、令和8年3月に策定した文化芸術推進基本計画に基づき計画的に文化芸術活動の推進、施策展開を図る。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	21182　文化会館管理運営費														
担当組織	市民生活部　文化スポーツ課												担当	文化担当	
組織コード	R8	13	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	02	01	17	02	01	記入日	令和 8年 6月 8日	
	R7	13	10	00		R7	01	02	01	17	02	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	02	創造性や豊かな心を育むまち	再掲施策	10			● 対象
施策	06	芸術文化活動の推進					○ 対象外
事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	・戸田市文化会館条例 ・戸田市文化会館条例施行規則		関連計画 施政方針				
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	■ リスクシナリオ番号：1－4、3－1						
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：						
対象	施設の利用者等						
事業目的	地域文化の拠点として、施設の適正管理に努めるとともに、市民文化の向上を図る。						
事業内容	文化会館の効果的かつ効率的な管理運営						
実施主体	□市による単独直営　■委託　（■ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		文化会館管理運営費	文化会館管理運営費	文化会館管理運営費	文化会館管理運営費	文化会館管理運営費
	事　業　費		294,137	290,094	290,094	290,094	290,094
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	5,853	259	240	240	240
		一般財源	288,284	289,835	289,854	289,854	289,854
	人　件　費		2,499	2,367.4	2,367.4	2,367.4	2,367.4
	投入人員	常勤職員	0.35 人	0.35 人	0.35 人	0.35 人	0.35 人
		非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	事業費＋人件費		296,636	292,461	292,461	292,461	292,461

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業活動①	文化事業数	指定管理業務で実施する文化事業数	回	7 6	14 13	14 17	14 32	14 27
	事務事業成果①	文化事業の鑑賞者数	指定管理業務における文化事業の年間鑑賞者数	人	20,165 13,492	20,165 19,935	20,165 18,802	20,165 27,110	20,165 21,966
	事務事業成果②	参加者数	指定管理業務における文化事業の年間参加者数	人	47 33	96 166	98 164	100 468	102 871
	強靭化KPI①	実施回数	指定管理者へのモニタリング実施回数	回	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5

目標達成状況の分析	
	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ すべての項目で目標達成となった。毎年度実施している共催事業は、出演者の人気度により鑑賞者数は上下する。また、文化会館にて実施する市の主催事業数により指定管理者による事業数は上下するが、指定管理者により事業の実施状況によりブラッシュアップを図っており、事業数、鑑賞者数、参加者数は増加傾向にある。これらの事業実施について、定期的にモニタリングも実施しており適切な運営が維持されていると考える。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 市民参加型事業を実施することで、芸術文化活動の裾野を広げることができた。

経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 業務量に比して、適正な人員である。

事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 市の直営よりもコストを抑え専門的な運営により効果をあげられる指定管理者により運営できている。

受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 安価で質の高い芸術に触れることができており、また、多世代の鑑賞機会を創出しており、公共性が高い。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	好評を得ているスタインウェイピアノ体験、戸田音楽祭等の既存事業に加え、市民参加型事業の「紅白歌合戦」、令和7年4月1日に施行した「文化芸術推進条例」の制定記念として「市民で創る『第九コンサート』」を実施した。 本事業の効果として、文化芸術の推進のみならず、音楽を通じて市民間並びに世代間の交流につながった。
令和８年度に実施する取組内容	既存事業の実施に加え、市制施行60周年を記念し市民参加型合唱公演である「市民で創る『第九コンサート』」を令和9年1月17日に実施する。オーケストラによる生演奏やプロのオペラ歌手との共演により、質の高い芸術に触れる機会の創出及び鑑賞の機会を提供する。 また、指定管理者により「四季の食文化プロジェクト」と称し、四季の特徴を取り入れた食文化と音楽を融合させた事業や「ＴＯＤＡ×架ける×アート」と称した、アート分野の事業を新たに実施する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 令和8年3月に策定した「戸田市文化芸術推進基本計画」においては、施策2番として「文化芸術活動の充実」を掲げており、具体的な取り組みとして、「指定管理業務における文化事業の充実」を挙げている。 令和8年度以降の次期指定管理期間においては、音楽・子ども・地域創出・四季の食文化・ひろがるアートの各プロジェクトの総称である「TODA創生PROJECT」を実施し、事業数を増やすことで文化事業の機会の充実を図るため、令和9年度においても現状で計画している事業を全て実施できるよう調整していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7247　文化財保護事業													
担当組織	教育委員会				生涯学習課							担当	郷土博物館担当	
組織コード	R8	62	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	10	04	04	01	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	62	10	00		R7	01	10	04	04	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	02	創造性や豊かな心を育むまち	再掲施策				● 対象
施策	06	芸術文化活動の推進					○ 対象外

事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	文化財保護法 戸田市文化財保護条例 戸田市文化財保護条例施行規則	関連計画 施政方針	戸田市生涯学習推進計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□　施　策　番　号　：		
対象	全市民、学校、各種団体		
事業目的	戸田市文化財保護条例の定めるところにより、文化財の保護活用を図り、市民の郷土に対する愛護精神を深め、文化の向上に資するように努める。文化財の保護・継承活動及び活用。		
事業内容	文化財の調査、保護活用の充実。文化財学習指導者及び郷土文化の後継者等の育成。郷土学習活動充実。埋蔵文化財発掘調査の実施。埋蔵文化財の整理および報告書作成業務。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み	重点戦略２　テーマ①　取組名：デジタル化による市内文化財周知の取組 内容：埋蔵文化財報告書や解説冊子等のデジタル化を実施する。 重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：講座のオンデマンド配信を実施する。		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		文化財保護事業	文化財保護事業	文化財保護事業	文化財保護事業	文化財保護事業
	事　業　費		8,955	13,423	13,423	13,423	13,423
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ　の　他	0	1	1	1	1
		一般財源	8,955	13,422	13,422	13,422	13,422
	人　件　費		6,640.2	6,290.52	6,290.52	6,290.52	6,290.52
	投入人員	常勤職員	0.93 人	0.93 人	0.93 人	0.93 人	0.93 人
		非常勤職員	1.69 人	1.69 人	1.69 人	1.69 人	1.69 人
	事業費＋人件費		15,595	19,714	19,714	19,714	19,714

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	文化財に関する講座の開催回数	文化財に関する講座の開催回数（年度）	回	5 2	3 2	3 2	4 4	4 2
	事務事業成果①	文化財に関する講座の受講者数	文化財に関する講座の受講者数（年度）	人	70 32	60 36	60 34	70 70	70 40

目標達成状況の分析	Ｃ：全ての目標が達成できなかった。 ＜判断理由＞ 文化財に関する講座については、埋蔵文化財発掘調査業務が複数発生した影響で、講座事業規模を調整しての実施とせざるを得なかったこともあり、開催回数及び受講者数とも目標を達成することができなかった。オンデマンド配信１講座（文化財講座：会場受講３２人、オンデマンド受講１６人）。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 広報特集記事での市内文化財の周知や文化財講座の開催により、市民等が市の歴史や文化に触れる機会を提供していることから、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 市内における埋蔵文化財の試掘確認調査、本発掘調査等に係る費用は適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 文化財保護法等の法令に基づき、市の事業として適正に実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 埋蔵文化財については国・県の方針に従い、営利を伴う開発行為を起因とした発掘調査の場合は、原因者負担の原則に基づき発掘費用は開発事業者負担としていて、適正な範囲である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	重点戦略２　テーマ①　取組名：デジタル化による市内文化財周知の取組 その他の効果：発掘調査報告書のデジタル化とインターネットサイトでの公開、デジタル冊子『「モノ」が語る三つの時代』の公開等により、市民等への文化財の公開・活用を推進することができた。 重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 その他の効果：講座のオンデマンド配信により、時間や場所を選ばずに学ぶ環境を提供することができた。
令和８年度に実施する取組内容	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：講座のオンデマンド配信を実施する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ これまで継続して実施してきた文化財保護事業については、関係法令に基づき引き続き適正に実施していく。また、埋蔵文化財については、関係法令を遵守しながら埋蔵文化財の記録・保存に努めていくとともに、発掘調査報告書を順次刊行することで資料の公開・活用を図る。 今後も市の事業として、文化財の保護と公開・活用を効果的に行っていく必要がある。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7578　郷土博物館資料収集・保存利用事業													
担当組織	教育委員会				生涯学習課							担当	郷土博物館担当	
組織コード	R8	62	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	10	04	06	02	02	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	62	10	00		R7	01	10	04	06	02	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	02	創造性や豊かな心を育むまち	再掲施策	06			● 対象
施策	05	生涯学習活動の推進					○ 対象外
事業期間	昭和５９年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通達等	博物館法及び博物館法施行規則 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準 文化財保護法 戸田市立郷土博物館条例及び同条例施行規則		関連計画 施政方針	戸田市教育振興計画 戸田市生涯学習推進計画			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施策番号：						
対象	博物館利用者						
事業目的	博物館の基礎となる郷土資料を収集・保存し、市民生活の足跡を市民の共通の遺産として伝え残す。市民や学校、研究者等の求めに応じて閲覧、利用できるようにする。						
事業内容	戸田市に関わる自然・歴史・民俗・考古資料等を収集、整理、保存及び整備し、展示資料として公開、活用できるよう収蔵に努める。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｯｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：収蔵資料情報のデジタル化、各種展示に関する動画コンテンツ等の充実により、デジタルミュージアム（デジタルアーカイブ）を推進する。						

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		資料の収集、整理、保存及び活用	資料の収集、整理、保存及び活用	資料の収集、整理、保存及び活用	資料の収集、整理、保存及び活用	資料の収集、整理、保存及び活用
	事業費		1,214	1,374	1,374	1,374	1,374
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	1,214	1,374	1,374	1,374	1,374
	人件費		3,498.6	3,314.36	3,314.36	3,314.36	3,314.36
	投入人員	常勤職員	0.49 人	0.49 人	0.49 人	0.49 人	0.49 人
		非常勤職員	0.69 人	0.24 人	0.24 人	0.24 人	0.24 人
	事業費＋人件費		4,713	4,688	4,688	4,688	4,688

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	整理した資料の数	寄贈資料と収蔵資料の整理点数	点	1,000 8,782	1,000 3,998	1,000 27,657	1,000 5,604	1,000 10,547
	事務事業成果①	資料の貸出・利用数	館外貸出又は館内利用した資料の件数	件	20 222	20 168	25 77	25 84	30 101

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 整理資料数は寄贈資料数とはイコールではなく、既収蔵資料において必要となる再整理等も含んでいる。資料の再整理にも計画的に取り組み、目標を達成することができた。資料貸出・利用数については、地域の研究者や行政関係者等の文書、地図資料、写真資料等の利用が多く、目標を達成することができた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 資料の収集・保存を適切に行うことで、市民の学習活動や研究者の研究活動に貢献している。小学校授業等への資料館外貸出を行うことで、教育機関としてのニーズに応えている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 新規収蔵資料の燻蒸処理や、日常的に資料の良好な保存状態を保つための防虫対策に要する費用については、必要かつ最低限の範囲にとどめるよう努めており、経費は適正といえる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 日常的なＩＰＭ（総合的有害生物管理）による管理のほか、殺カビや殺卵を目的とした資料の燻蒸処理は専門業者による業務委託で対応しており、業務委託を効果的に行っている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 本事業は現在の戸田市民のみならず、後世の戸田市民の貴重な財産として資料を継承していくための事業であり、その効果は広く市民に還元されるものである。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 その他の効果：収蔵品管理システム（郷土博物館収蔵資料データベース）の資料情報の逐次更新や同システムと連動した音声ガイドアプリによる常設展示資料音声案内の継続運用、常設展示学習サポートやデジタル冊子『「モノ」が語る三つの時代－戸田市の中世・近世・近代－』の館ホームページでの公開等により、利用者に対し新たな観覧方法・機会を提供することができた。
令和８年度に実施する取組内容	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：収蔵資料情報のデジタル化、各種展示に関する動画コンテンツ等の充実により、デジタルミュージアム（デジタルアーカイブ）を推進する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 収蔵資料の定期的な確認・再整理や収蔵庫内の清掃作業により、良好な状態での資料保存に引き続き努めていく。また、防虫剤や調湿剤等の定期的な入れ替えを計画的に行っていく。 飽和状態になりつつある収蔵庫や前室的な設備については、施設上の物理的な問題であることから、今後も検討課題として引き続き対応していく必要がある。 デジタルアーカイブ（デジタルミュージアム）の取組が求められていくことから、収蔵資料情報等のデジタル化に引き続き努める必要がある。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7669　展示及び教育普及事業													
担当組織	教育委員会　生涯学習課											担当	郷土博物館担当	
組織コード	R8	62	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	10	04	06	02	03	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	62	10	00		R7	01	10	04	06	02	03		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	02	創造性や豊かな心を育むまち	再掲施策	06			● 対象
施策	05	生涯学習活動の推進					○ 対象外
事業期間	昭和５９年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通達等	博物館法 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準 文化財保護法 戸田市立郷土博物館条例及び同条例施行規則		関連計画 施政方針	戸田市教育振興計画 戸田市生涯学習推進計画 市長公約№43　郷土博物館のリニューアルとアートミュージアム設置の検討			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	博物館利用者						
事業目的	展示事業は、資料収集機能、資料整理保管機能及び調査研究機能の成果を活用又は公開することで、市民の文化的関心と教養を高めることを目的とする。また、教育普及機能の一環として、博学連携事業を促進するとともに、文化的な郷土の醸成を目指す。						
事業内容	展示事業については、常設展のほか企画系展覧会を開催し、郷土戸田を様々な角度から紹介する。展覧会に関連した催し物を企画し、展覧会の理解を深める。 教育普及事業については、子供、親子又は市民を対象とした講座を年間を通して企画する。学校教育との連携を図り、郷土を愛する心を育てる。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：収蔵資料情報のデジタル化、各種展示に関する動画コンテンツ等の充実により、デジタルミュージアム（デジタルアーカイブ）を推進する。講座のオンデマンド配信を実施する。						

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		特別展・企画展、教育普及活動、博学連携事業実施	特別展・企画展、教育普及活動、博学連携事業実施	特別展・企画展、教育普及活動、博学連携事業実施	特別展・企画展、教育普及活動、博学連携事業実施	特別展・企画展、教育普及活動、博学連携事業実施
	事　業　費		5,728	4,802	4,802	4,802	4,802
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ　の　他	8	17	17	17	17
		一般財源	5,720	4,785	4,785	4,785	4,785
	人　件　費		6,211.8	5,749.4	5,749.4	5,749.4	5,749.4
	投入人員	常勤職員	0.87 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人
		非常勤職員	1.46 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人
	事業費＋人件費		11,940	10,551	10,551	10,551	10,551

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	展示会の開催回数	特別展示等の実施回数	回	2	3	3	3	3
					4	4	4	7	5
	事務事業活動②	教育普及活動の企画数	講座、講演会等の企画数	件	5	10	11	12	12
					6	12	9	22	12
	事務事業成果①	展示会への入場者数	展示会への入場者数	人	3,000	4,000	5,000	5,500	5,500
					5,226	5,205	4,388	7,214	6,409
	事務事業成果②	教育普及活動への延べ参加者数	郷土博物館の主催・共催講座への参加者数	人	100	200	220	240	240
					82	177	153	874	211

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 展示会については、企画展や近隣学校との連携展示の開催により活動指標、成果指標とも目標を達成することができた。また、近隣学校などとの連携展示では、新たな来館者層も迎え入れることができた。教育普及活動については、活動指標は目標を達成することができたが、成果指標の教育普及活動延べ参加者数に関しては講座当日の欠席等もあって目標を達成することができなかった。オンデマンド配信１講座（文化財講座：会場受講３２人、オンデマンド受講１６人）。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 近隣学校等との連携展示や戸田に関連した展示・講座を開催するとともに、市内全小学校対象の博物館授業にも継続して取り組む等、市民等に事業サービスを広く提供することができた。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 各種展示会に必要な業務委託は、入札を経て契約を行っている。学芸員等が検討を重ねた適切な展示仕様に基づいた質が高いものとなっており、経費も適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 学芸員有資格者の市職員のほか、学芸員資格を有する専門性が高い会計年度任用職員を配置し、各種展示や教育普及事業の実施に努めており、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 本事業は、博学連携の取組等により子供を含めた幅広い市民に係る内容のものであって、事業の効果は広く市民に還元されるものである。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 その他の効果：収蔵品管理システム（郷土博物館収蔵資料データベース）の資料情報の逐次更新や同システムと連動した音声ガイドアプリによる常設展示資料音声案内の継続運用、常設展示学習サポートやデジタル冊子『「モノ」が語る三つの時代－戸田市の中世・近世・近代－』の館ホームページでの公開等により、利用者に対し新たな観覧方法・機会を提供することができた。
令和８年度に実施する取組内容	重点戦略２　テーマ①　取組名：ＤＸの導入による博学連携（博物館利用）の推進 内容：収蔵資料情報のデジタル化、各種展示に関する動画コンテンツ等の充実により、デジタルミュージアム（デジタルアーカイブ）を推進する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 各種展示や教育普及事業については、郷土戸田に関する特色ある収蔵資料を活かした内容を検討し、一層の展開に努める。博物館授業をはじめとする博学連携事業については、博物館への来館方式を中心に事業の実施に取り組む。 市長マニフェストNo.１９「図書館を居場所に」については、アートギャラリーを施設内に設けること等の検討を行うとともに、近隣学校等との連携によるアート展示や市所有の絵画・芸術作品等の展示の実施に引き続き努める。

令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策６：芸術文化活動の推進 [中心となる部局：市民生活部]

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	戸田市文化芸術推進条例の内容を知りたい。	市公式ホームページにて、当該条例の内容について公開しておりますので、ご覧ください。 https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/194/bunka-sport-bunkageijutsusuishinjourei.html また、条例を別紙のとおり添付いたします。
2	第３回外部評価委員会	施策指標で設定している参加者数・来場者数は、戸田市民に限定したことか。ロジック・モデルシートの中間成果欄には「市民・市民団体等の文化芸術活動の活性化が図られる」、「市民の芸術文化に対する興味関心が増す」等の記載があり、戸田市民に焦点を当てていると感じた。	施策の目的として市民の芸術文化に対する関心を高めることを前提としているため、基本的に市民に焦点を当てているものですが、来場者数や鑑賞者数については、特段戸田市民に限定しておりません。
3	第３回外部評価委員会	施策の目的として「質の高い音楽や芸術に触れることのできる環境を整える」とあるが、質の高低どのように測っているか。	「質」の高低に関しては、クラシック音楽公演や著名な絵画の展示等社会的に一定の知名度があるものを市民が鑑賞したりできるようにすることと捉えています。これらに係る事業を実施した際の来場者数や鑑賞者数、来場者アンケートの評価が良いものを質が高いものと判断しております。
4	事前質問	ロジックモデルシート「施策目的」にある「質の高い音楽や芸術」という目的設定に関して、音楽や芸術の「質」の「高さ」はどのような定義と方法により測定しているのでしょうか？	
5	事前質問	文化財の認知度の測定に当たり調査対象者に示される調査票の上で説明されている文化財の定義・範囲はどのようなものなのでしょうか。	用語としては、文化財保護法や自治体の文化財保護条例で位置づけられた狭義の文化財として、市内にある県・市指定文化財や埋蔵文化財を想定しております。
6	事前質問	施策評価シートの成果のうち、指定管理者による文化事業の参加者数が急増した理由を教えてください。（特筆すべきイベントや事業の成功例があったのか）	令和5年度から令和6年度への増加につきましては、令和６年度に戸田ピアノウィークを実施したこと、また令和6年度から令和7年度への増加につきましては、令和7年度に紅白歌合戦や第九コンサートを実施したことによる増加となります。
7	事前質問	同様に、文化事業の鑑賞者数令和6年度に急増し、令和7年度に例年トレンドに戻った理由も教えていただけますか。	大きくは共催事業数が影響しております。1件（1公演）で約1,000人の差がでる場合があります。 ※共済事業とは、文化会館のホールで民間事業者がプロミュージシャン等のコンサートを行う事業です。民間事業者の事業実施の有無により毎年の件数に波があります。 R5：9件　R6：16件　R7：10件
8	事前質問	事務事業評価シート「文化財保護事業」の目標達成状況について、「文化財に関する講座の受講者数」がR3~R7の中でＲ６を除いて未達となっております。実施回数と紐づけて管理されていらっしゃると思いますが、例えば説明が堅苦しくて参加者が伸びていない等の背景はございませんでしょうか？（もしそのような背景があれば、例えば学生等をメインターゲットにして、説明等もカジュアルにするのはいかがでしょうかという趣旨です。）	文化財という分野の性質上、内容的に専門用語が多くなりがちで、一般には分かりづらくなるという傾向があることは認識しておりますので、できるだけ分かりやすい言葉に置き換える、補足で説明をするなど、講師側も工夫を行っております。講座対象については、学生等の若年層は最も参加の少ない年代層であることから、今後いかにしてそれらの年代層も取り込み、参加者のすそ野を広げていくかが課題となっております。
9	事前質問	音楽活動において練習場所の不足が課題となっている、学校施設開放など練習場所を増やす計画はあるか。	現状、学校開放の対象施設は、校庭、体育館、武道場でのスポーツ開放が対象となっております。現時点では、音楽活動の練習場所を確保する計画は特段ございませんが、仮に体育館等で音楽活動を実施する場合は、ピアノ等の高価な学校備品を使用することになることから学校から許可をもらうなど十分な調整が必要になります。また、団体所有の音楽器材の保管場所がないことから都度持ち込みをしていただく必要もでてきます。
10	事前質問	以前やっていた市民ミュージカルは戸田市の子どもたちにとって憧れの舞台だった、復活の予定は無いのか。	本市では文化会館が主体となり2006年度から15回にわたり「市民ミュージカル」を上演しておりましたが、15年という節目であることや新型コロナウィルスの感染拡大を受け終了いたしました。現在では、「市民で創る第九コンサート」などの市民参加イベントが企画・実施されております。従前の市民ミュージカルを再度開催する予定はございません。
11	事前質問	戸田市の伝統事業には具体的どんなものがあるのか（獅子舞・和太鼓・神楽など？）	市指定文化財（無形民俗文化財）に指定されているものとして、「下戸田ささら獅子舞」と「沖内囃子」の2つがあります。「下戸田ささら獅子舞」は、中町の氷川神社で夏祭りと秋祭りに疫病退散・五穀豊穣を祈願して奉納されます。「沖内囃子」は新曽の沖内で夏祭りに奉納される祭囃子です。

○戸田市文化芸術推進条例

令和７年３月３１日
条例第５号

市は、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地を故郷とする緑豊かなまちです。古くから、戸田の渡しとして知られる戸田渡船場を中心とした物流の拠点として発展し、その長い歴史と風土の中で、多様な文化芸術を育んできました。なかでも、文化芸術の持つ創造性や人と人とをつなぐ力は、私たちの暮らしを彩り、生きる活力となってきました。

こうして、今日まで発展してきた市の文化芸術を継承し、更に発展させ、また、新たに創造していくことは、私たちの生活や子どもたちの成長にとってなくてはならないものです。

ここに、市における文化芸術に関する施策の基本理念を定め、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、文化芸術基本法（平成１３年法律第１４８号）の趣旨を踏まえ、文化芸術活動の促進を旨とした文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術団体の役割を明らかにし、相互の連携の強化を図るとともに、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　次に掲げるものをいう。

ア　市内に住所を有する者

イ　市内に通勤し、又は通学する者

ウ　市内で事業を営む者

エ　町会・自治会その他の地域における公共的活動を行う団体

オ　市内で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う個人又は団体

(2)　文化芸術　次に掲げる芸術等であって、鑑賞の対象となりうる表現や技芸をいう。

ア　文化芸術基本法（以下「法」という。）第８条に規定する芸術

イ　法第９条に規定するメディア芸術

ウ　法第１０条に規定する伝統芸能

エ　法第１１条に規定する芸能

オ　法第１２条に規定する生活文化及び国民娯楽

(3)　文化芸術活動　文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することをいう。

(4)　文化芸術団体　市内において文化芸術活動を行っている団体及び市の文化芸術に関係する団体をいう。

（基本理念）

第３条　文化芸術に関する施策（以下「施策」という。）の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の自主性が十分に尊重されること。

(2)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されること。

(3)　全ての市民が、その年齢、性別、障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動に取り組むことができる環境の整備が図られること。

(4)　多様な文化芸術の保護及び発展が図られること。

(5)　文化芸術活動を行う市民及び文化芸術団体の相互の連携が図られること。

(6)　市民及び文化芸術団体の意見が施策に反映されるよう十分配慮されること。

(7)　文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくりにおける各分野の施策との積極的な連携が図られること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、施策の実施に当たっては、市民及び文化芸術団体の協力を求め、又は市民及び文化芸術団体の人材、情報その他の資源を活用するよう努めるも

のとする。

3　市は、施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4　市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る環境の整備に努めるものとする。

5　市は、施策を推進するため、文化芸術活動に係る周知が図られるよう努めるものとする。

6　市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術活動の促進を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、地域社会の一員として、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを意識するとともに、相互の文化芸術を尊重しつつ、その推進に寄与するよう努めるものとする。

（文化芸術団体の役割）

第６条　文化芸術団体は、自身の活動の充実を図るとともに、市民の文化芸術活動を主体的に支援することにより、その推進に寄与するよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

第７条　市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2　市は、文化芸術推進基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（審議会）

第８条　この条例に基づく施策の適正かつ円滑な運営を推進するため、法第３７条の規定に基づき、戸田市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

(1)　文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、施策の推進に関し必要な事項

3　審議会は、委員１０人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験を有する者
(2)　専門知識を有する者
(3)　文化芸術団体を代表する者
(4)　公募による市民（個人に限る。）
(5)　市職員
(6)　その他市長が必要と認める者

４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（文化芸術活動を担う人材の育成、活用等）

第９条　市は、文化芸術活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

（文化芸術活動の充実）

第１０条　市は、市民が文化芸術に親しめる機会の充実を図るため、市民及び文化芸術団体の自主的な活動の支援に努めるとともに、参加しやすい環境を整備するものとする。

（文化芸術によるまちづくりの推進）

第１１条　市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化芸術を活用することで、課題の解決及び地域の活性化を図り、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

（文化芸術を通じた出会い及び交流の創出）

第１２条　市は、文化芸術の発展及び創造を促進するため、世代、地域及び分野を超えた文化芸術を通じた出会い並びに交流の創出に取り組むものとする。

（文化的資産の継承及び活用）

第１３条　市は、先人たちの営みによって創造され、保存されてきた有形及び無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力及び価値を高めるための活用に取り組むものとする。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和7年度

1ページ

施策13:生活困窮者支援の充実

目的:生活保護制度や生活困窮者自立支援事業の適正な運用により、それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、生活困窮者等の生活安定と自立を図ることを目指します。

最終成果①:就労による経済的自立ができる状態

施策指標:就労支援事業参加者の就労・収入増加者数

最終成果②、③:地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活的自立、自分の健康や生活管理などを行う日常生活的自立ができる状態

施策指標:生活保護受給者の就労支援事業参加者数

中間成果
事務事業の活動成果による中期的な成果

- 就労が開始される
- 安定した生活を送れるようになる

直接成果
事務事業の活動成果による短期的な成果

- 就労活動、就労の準備や家計改善に向けた活動が促進
- 住居の確保により就労機会が向上する
- 給付金の支給により、経済的なゆとりが生まれ、生活上の不安が和らぐ
- 最低限度の生活が保障される
- 関係機関と連携し、必要な支援を受ける人が増える
- 住居が確保できる
- ひとり親家庭等の経済的不安が解消する
- 就職に必要な能力や資格が取れる
- 行旅死亡人が適切に火葬されることで、公衆衛生が保たれる
- 生活を送る上での困難が軽減される

【産出】
「活動」の直接的な結果

- 生活再建に向けたきっかけをつくることができる
- 就労に向け、経済的問題が一定期間解消される
- 給付金が支給されることにより、経済的な負担が軽減される
- 経済的問題が解消される
- 抱える問題の解決に向けた各種施策の助言を受けることができる
- 母子生活支援施設へ入所する
- ひとり親家庭等の医療費負担が減る
- 家事支援が受けられる
- 資格取得、職業訓練が受けやすくなる
- 葬祭が行われる
- 生活保護による、支援を受けられる

【活動】
具体的に行う取り組み

- 相談窓口で生活困窮者からの相談を受け付ける
- 就労を前提として、住居を失わずにいられる
- 不足額給付の支給事務を行う
- 生活保護費の支給・医療券の交付
- ホームレスの相談活動を行う
- 母子家庭支援施設入所措置を行う
- ひとり親家庭等医療費の助成
- ひとり親家庭等に対し、日常生活サービスを提供する
- ひとり親家庭の就労支援として給付金を給付する
- 葬祭執行人に葬祭の扶助を行う
- 生活保護に係る各種事務手続を行う

【投入】
事務事業

事務事業	担当課
生活困窮者自立支援事業→29	生活支援課
住居確保給付金	生活支援課
定額減税補足給付金(不足額給付)事業	生活支援課
生活保護扶助費→施策29	生活支援課
ホームレス総合相談事業	生活支援課
母子生活支援施設入所事業【再掲】←1(生活支援)	親子健やか室
ひとり親家庭等医療費支給事業【再掲】←1(生活支援)	子育て支援課
ひとり親家庭等支援事業【再掲】←1(生活支援)	親子健やか室
行旅死亡人及び行旅病人取扱事業	生活支援課
生活保護事務費	生活支援課

施策
13

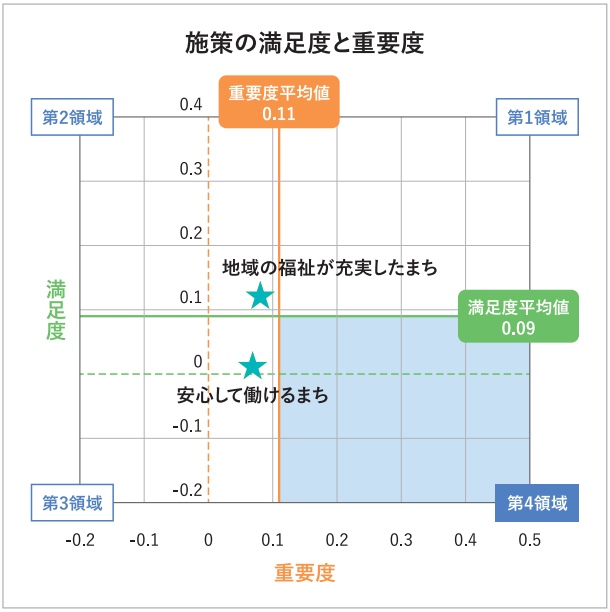
生活困窮者支援の充実

【施策の目的】

**生活保護※制度や生活困窮者自立支援事業の適正な運用により、
それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、
生活困窮者等の生活安定と自立を図ることを目指します。**

現況と課題

- 高齢化の進行や非正規労働者の増加により、生活困窮者が増加しています。
- 今後更に高齢化が進むため、生活困窮者が増加していくことが予想されます。
- 単身世帯の増加や核家族化の進行により、親族同士が助け合う機会が減少しています。
- 生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護受給世帯に対し、それぞれの状況や課題に応じて生活の安定と自立に向けた支援を充実させていく必要があります。
- 貧困が世代を超えて親から子へと受け継がれてしまう、いわゆる貧困の連鎖の解消が求められています。
- 生活保護受給者の高齢化に伴い、医療扶助費※や介護扶助費が増大していることから、生活保護受給者の健康の維持・増進や医療扶助等の更なる適正化が必要です。







取り組みの方針

(1)生活保護世帯への支援

- 就労可能な生活保護受給者に対し、生活保護担当職員や就労支援相談員が定期的に訪問や面談を行い、ふるさとハローワークへの同行や求人情報の提供など、求職活動の支援を行うことにより生活保護からの自立を促します。
- 就労が困難な場合は、地域社会において安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。
- 貧困の連鎖の解消に向けて、教育支援員の派遣や小中学生に対する学習支援を行い、学習意欲や学習内容の理解度向上に努めます。

(2)生活自立相談センターによる生活困窮者支援の充実

- 生活自立相談センターについては、関係機関や関連部署と連携して、生活困窮者それぞれの実情に応じた支援プランを策定し、自立に向けた具体的な支援を行います。

(3)医療扶助等の適正化

- 増大している医療扶助費や介護扶助費については、後発医薬品※の使用促進や健康管理支援事業により、医療扶助等の適正化を推進します。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
生活保護受給者の就労支援事業参加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業の参加者数	96人	96人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す
就労支援事業参加者の就労・収入増加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業参加者のうち、就労につながり、収入が増えた人の数	31人	31人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す

関連計画

- 第4期戸田市地域福祉計画

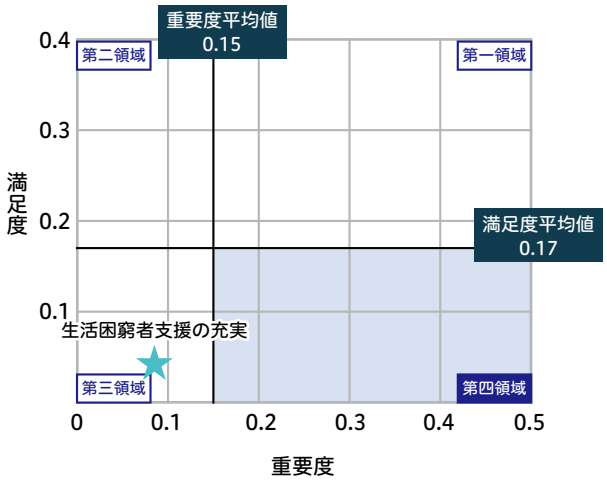
施策13 生活困窮者支援の充実

施策の目的

生活保護※制度や生活困窮者自立支援事業の適正な運用により、それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、生活困窮者等の生活安定と自立を図ることを目指します。

■ 現況と課題

- 収入減少や物価高騰の影響により生活費が圧迫され貯蓄が減少した人、単身高齢者など、様々な課題を抱える人からの相談が増えています。
- 生活困窮者自立支援事業で実施してきた「生活困窮者自立相談支援」及び「住居確保給付金事業」に加え、令和５年度（2023 年度）から新たに「就労準備支援」及び「家計改善支援」を開始し、自立支援の取組を拡充しています。
- 高齢化が進んでおり、就労指導や就労意欲があっても就職に結びつかない事例が多くなっています。また、健康管理の指導に加え、増加している医療扶助や介護扶助について、重症化予防や医療費の更なる適正化が必要となっています。
- 生活保護受給世帯数は横ばいとなっていますが、近年の社会状況の変化から、多様な相談が増加しています。適切な支援につなげるためには、相談に対応できるスキルの向上や相談体制の連携や強化が必要となっています。
- 生活保護に至る前の生活困窮者や生活保護受給世帯に対し、それぞれの状況や課題に応じて生活の安定自立に向けた支援を充実させていく必要があります。
- 貧困が世代を超えて親から子へと受け継がれてしまういわゆる貧困の連鎖の解消が求められています。





■ 取組の方針

（1）生活保護世帯への支援　総合戦略

- 生活保護担当職員や就労支援相談員が、生活保護受給者に対し、定期的な面接やふるさとハローワーク※への同行、求職活動の支援を行うことにより、生活保護からの自立を支援します。
- 貧困の連鎖に対しては、小中学生や高校生などに対する教育支援員の派遣や学習支援事業を行い、学習における理解や学力の向上を図るとともに、進学に向けた支援を行っていきます。

（2）生活自立相談センターによる生活困窮者支援の充実

- 関係機関との連携を深め、生活困窮者の早期把握を行うとともに、生活自立相談センターにおいて、庁内関係各課と連携や調整を図りながら生活困窮者に対する包括的な支援を行います。

（3）医療扶助等の適正化

- 生活保護受給者の高齢化に伴い、増加している医療扶助や介護扶助については、後発医薬品※の使用促進などにより医療扶助等の適正化を推進します。
- 健診受診勧奨や生活習慣病に関する保健指導などの重症化予防対策を進め、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことで、医療費の抑制に取り組みます。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
生活保護受給者のうち就労年齢層（15～64歳）の就労支援事業参加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業の参加者数	95人	95人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す
就労支援事業参加者のうち就労年齢層（15～64歳）の就労・収入増加者数	生活保護受給者の自立促進に向けた就労支援事業のうち、就労につながり、収入が増えた人の数	20人	20人以上	高齢化に伴い就労不可能者が増加する中、当初値以上を目指す

■ 関連計画

- 第5期戸田市地域福祉計画

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	こども健やか部		

1．施策の位置づけ　＜PLAN＞

基本目標	03 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	担当課	生活支援課	
		担当課		
		担当課		
施　策	13 生活困窮者支援の充実	関係課	子育て支援課	
		関係課	親子健やか室	
		関係課		
施策の目的	生活保護制度や生活困窮者自立支援事業の適正な運用により、それぞれの実情に応じた適切な支援を行い、生活困窮者等の生活安定と自立を図ることを目指します。			

2．施策の主な取り組み　＜DO＞

取り組み	生活保護事務費
取り組み	生活困窮者自立支援事業
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	

3．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明（算　定　式）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
生活保護受給者の就労支援事業の参加者数	就労支援事業の参加者数	人	96以上	96	94	84	87	95	84
生活保護受給者の就労・収入増加者数	就労支援事業で収入が増加した人数（就労支援事業参加者のうち　　）	人	31以上	31	37	28	30	21	30
その他施策の取組事項に係る成果									

4．施策の展開　＜ACTION＞

課題	○物価高の影響による雇用情勢の悪化などにより、生活困窮者が増加している。 ○単身世帯の増加や家族の小規模化に伴い、親族間における相互扶助の機能が低下している。 ○貧困が世代を超えて受け継がれてしまう、貧困の連鎖の解消が求められている。 ○生活保護受給者の高齢化に伴い医療扶助費や介護扶助費が増大していることから、生活保護受給者の健康の維持・増進や医療扶助等の更なる適正化が必要となっている。	対応策	○生活保護受給者に対しては、法に基づき適切に生活支援を行うとともに、就労可能な生活保護受給者には就労支援相談員による就労支援に加え、ハローワーク川口等への案内を行うなど、就職に向けた支援を行う。 ○生活保護に至る前の生活困窮者に対して、生活困窮状態からの自立に向けた支援として、相談業務とともに、就労準備や家計改善に伴う支援を行う。 ○生活に困窮している世帯の小中学生、高校生に対して、教育支援員や学習支援事業（学習教室）を活用し、学習意欲や学習内容の理解度の向上に努め、進学等に伴う支援を行う。 ○増大していく医療扶助費・介護扶助費抑制に向け、後発医薬品の使用促進、健康管理支援事業により、医療扶助の適正化を推進していく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	こども健やか部		

○結果と今後の方向性

進捗状況 （Ａ躍進中、Ｂ予定通り、Ｃ遅れ気味）	説　明 （総評）	就労支援については目標値を達成することはできなかったものの、概ね目標値となったため進捗を「予定通り」と判断した。 また、生活保護者や生活困窮者支援を必要としている者は増加傾向にあるが、関係機関と連携しながら支援を行うことができた。
Ｂ		

今後の方向性（予算）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	5,390,965	↓	5,021,468	→	5,021,468	→	5,021,468
説明	高齢化や物価高騰に伴う影響により、生活支援を必要としている方は増加傾向であることから、扶助費などは増大が見込まれている。また、生活困窮者の自立に向けた支援については、現行の予算規模を維持して、取り組んでいく。						

今後の方向性（人員）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	54,924	↓	41,937	→	41,937	→	41,937
説明	現行のケースワーカーの配置数が、社会福祉法第１６条に規定されている標準数に比して１名不足していることから、適正に生活保護制度の事務を執行していくためにも増員が必要な状況である。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 / R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
03	行旅死亡人及び行旅病人取扱費　（生活支援課）													
	01	行旅死亡人及び行旅病人取扱事業 01 03 01 01 03 01 行旅死亡人の身元調査を実施し、葬祭執行人のいない死亡	義務	641 2,255 2,255 31 3,044	－	－	1		－	－	－	－	義	行旅死亡人及び墓地埋葬法に係る葬祭等の措置を行う。
04	ホームレス総合相談事業　（生活支援課）													
	01	ホームレス総合相談事業 01 03 01 01 04 01 ホームレス巡回相談員が市内を巡回し、これらの者と直に	義務	5,552 4,842 4,842 1,215 1,691	－	－	1		Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	義	ホームレスに対する相談支援を通じて、必要な支援を引き続き実施していく。
05	生活困窮者自立支援事業　（生活支援課）													
	01	生活困窮者自立支援事業 01 03 01 01 05 01 自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談	法定	44,065 44,473 44,473 15,708 5,749	－	○	1	○	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	法	生活困窮者自立支援事業において、家計改善支援や就労準備支援などの様々な事業に取り組み、包括的な支援を実施していく。
	02	住居確保給付金 01 03 01 01 05 02 支援対象者に対し、家賃相当分及び転居費用相当分の住居	法定	5,488 7,190 7,190 1,829 4,397	－	－	1		Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	法	申請件数が急増したコロナ禍後、現在は申請動向は落ち着きつつあるが、引き続き動向を注視し、適切に対応していく。
98	定額減税補足給付金（不足額給付）事業　（生活支援課）													
	98	定額減税補足給付金（不足額給付）事業 01 03 01 96 98 98 令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の	法定	325,540 0 0 0 0	－	－	9		－	－	－	－	法	

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	こども健やか部		

５．事務事業の検討　　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
02	生活保護事務費　（生活支援課）													
	01	生活保護事務費 01 03 03 01 02 01 ①生活困窮者の相談・助言及び生活保護の申請受理　②被	法定	120,652 62,457 62,457 46,598 14,543	－	－	1		A	B	A	B	法	今後も増加する生活保護事務に備え、事務の効率化など必要な業務体制の整備に努めていく。
01	生活保護扶助費　（生活支援課）													
	01	生活保護扶助費 01 03 03 02 01 01 生活保護の被保護者（世帯主）に対し、毎月１回定期的に	法定	4,757,761 4,900,251 4,900,251 1,086,312 12,513	－	－	1		A	A	B	B	法	今後も増加する生活保護事務に備え、ケースワーカーの増員等、必要な業務体制の整備に努める。
01	生活保護費追加給付事業　（生活支援課）													
	01	生活保護費追加給付事業 01 03 03 03 01 01 平成25年8月から令和8年3月の期間において、戸田市にて	法定	0 369,497 0 0 0	－	－	8		－	－	－	－		
xx	令和６年度戸田市物価高騰対策給付金事業　（生活支援課）													
	00	令和６年度戸田市物価高騰対策給付金事業 01 xx xx xx xx 00 ①令和６年度住民税非課税等世帯に対して、一世帯当たり	義務	19,129 0 0 0 0	－	－	9		－	－	－	－	終	
03	ひとり親家庭等医療費支給事業　（子育て支援課）													
	01	（再掲）ひとり親家庭等医療費支給事業 01 03 02 03 03 01 医療保険制度で医療にかかった場合に、医療費の自己負担	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										
01	母子生活支援施設・助産施設入所事業　（親子健やか室）													
	01	（再掲）母子生活支援施設入所事業 01 03 02 03 01 01 経済的に困窮する母子家庭に住居の提供及び生活指導を行	法定	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										
05	ひとり親家庭等支援事業　（親子健やか室）													
	01	（再掲）ひとり親家庭等支援事業 01 03 02 03 05 01 自立支援教育訓練給付金は教育訓練講座を受けた場合の費	義務	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										

		R7決算額	R8計画額	R9予算額
計（千円）	事業費	5,278,828	5,390,965	5,021,468
	うち一般財源	1,190,739	1,235,693	1,151,693

事業の方向性：　１現状で継続　　２拡大して継続　　３縮小して継続　　４他事業と統合　　５休止　　６その他見直し
７令和9年度で終了　８令和8年度で終了　９令和7年度で終了

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月18日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	こども健やか部		

５．事務事業の検討　　【特別会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額	R8予算額 R9計画額	R8予算額 事業費	R8予算額 うち一般財源	R8予算額 人件費	強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	評価結果 経費水準	評価結果 事業手法	評価結果 受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	担当部局の評価 コメント
00		（）																
	00	00 00 00 00 00 00 生活に困窮する中国残留邦人等に対し、支援金を支給する	法定	0	0	0	0	0	－	－	5	○	－	－	－	－		他市からの移管等により対象者が生ずることも想定されるが、現時点では対象者がいないため休止とする。

		R7決算額	R8計画額	R9予算額
計（千円）	事業費	0	0	0
	うち一般財源	0	0	0

事業の方向性：　１現状で継続　　２拡大して継続　　３縮小して継続　　４他事業と統合　　５休止　　６その他見直し
７令和9年度で終了　８令和8年度で終了　９令和7年度で終了

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7047　行旅死亡人及び行旅病人取扱事業													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	生活支援担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	01	03	01	記入日	令和 8年 6月 8日
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	01	03	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策					○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						● 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度							
根拠法令 通 達 等	行旅病人及行旅死亡人取扱法		関連計画 施政方針					
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：							
対象	戸田市内における行旅病人及び行旅死亡人及び墓地埋葬法により葬祭執行人のいない死亡者							
事業目的	行旅死亡人等の埋火葬を行う。							
事業内容	行旅死亡人の身元調査を実施し、葬祭執行人のいない死亡者に対しては「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、また、自宅等で死亡した方で、引き取り手がいない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、それぞれ埋火葬を行う。							
実施主体	■ 市による単独直営　□ 委託　（□ ｼﾙﾊﾞｰ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	行旅死亡人取扱	行旅死亡人取扱	行旅死亡人取扱	行旅死亡人取扱	行旅死亡人取扱
	事　業　費	641	2,255	2,255	2,255	2,255
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	2,224	2,224	2,224	2,224
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ　の　他	0	0	0	0	0
	一般財源	641	31	31	31	31
	人　件　費	3,213	3,043.8	3,043.8	3,043.8	3,043.8
投入人員	常勤職員	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	事業費＋人件費	3,854	5,299	5,299	5,299	5,299

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	行旅死亡人等発生件数	行旅死亡人と思われる事案の発生件数	件					
					9	2	1	1	1
	事務事業成果①	事案対応件数	警察署からの通報に基づき対応した件数	件					
					9	18	7	12	7

目標達成状況の分析	
	ー：未設定 ＜判断理由＞ 発生した行旅死亡人の処置であり、目標を設定することはなじまない業務であり、目標値は設定しない。 発生した行旅死亡人全てについて適切に処置を行った。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	ー：未設定
	ー	ー	ー	＜判断理由＞
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	ー：未設定
	ー	ー	ー	＜判断理由＞
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	ー：未設定
	ー	ー	ー	＜判断理由＞
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	ー：未設定
	ー	ー	ー	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 行旅死亡人の連絡が警察署等関係機関からあった場合には早急に対応していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7049　ホームレス総合相談事業													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	生活支援担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	01	04	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	01	04	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実					● 対象外

事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 生活困窮者自立支援法	関連計画 施政方針	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	戸田市内におけるホームレス		
事業目的	ホームレスの相談活動を行い、これらの者の抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その者の自立を支援すること。		
事業内容	ホームレス巡回相談員が市内を巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談等を行う。相談の結果、各種施策の活用にかかる助言、関係機関との連携を行い、必要な支援を行う。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｾﾝ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		ホームレス総合相談事業	ホームレス総合相談事業	ホームレス総合相談事業	ホームレス総合相談事業	ホームレス総合相談事業
	事　業　費		5,552	4,842	4,842	4,842	4,842
	財源内訳	国庫支出金	2,160	3,627	3,627	3,627	3,627
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	27	0	0	0	0
		一般財源	3,365	1,215	1,215	1,215	1,215
	人　件　費		1,785	1,691	1,691	1,691	1,691
	投入人員	常勤職員	0.25 人	0.25 人	0.25 人	0.25 人	0.25 人
		非常勤職員	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人
	事業費＋人件費		7,337	6,533	6,533	6,533	6,533

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	巡回相談日数	年間の巡回相談日数	日	200 114	200 139	200 144	130 76	130 93
	事務事業成果①	ホームレス減少率	前年度ホームレスからの減少率	%	5 15	5 5	5 0	5 3	5 5

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 令和６年度は、巡回相談日数については、一時的な人員の減員もあり前年度より減少した。また、ホームレスの人数は令和６年度末（令和７年３月）は１９人だったが、令和７年度末（令和８年３月）には１８人となった。近年は、ホームレスの高齢化等の理由で減少傾向であったが、令和６年度についても、前年度から１人の減少となった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	A	A	B	＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「Ｂ」とした。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	A	A	B	＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「Ｂ」とした。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	A	A	B	＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「Ｂ」とした。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 市内のホームレスのほとんどが荒川河川敷に居住していることから、これまで同様に荒川河川敷を中心に巡回し、訪問及び支援を行っていく。物価高騰の影響による解雇及び事業破綻による失職で、ホームレスが増えることが考えられるが、継続的にホームレスの自立促進に向けて支援していく。 また、公園や高架下などのホームレスに対しても関係機関と連携しながら、現状把握と支援への働きかけを継続していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44306　生活困窮者自立支援事業													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	01	05	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	01	05	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29				● 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						○ 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度							
根拠法令 通 達 等	生活困窮者自立支援法		関連計画 施政方針					
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：２－２、３－１							
対象	市内に居住している生活上の問題を抱えている生活困窮者							
事業目的	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業を実施し、自立した生活が営めるよう支援をする。							
事業内容	自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握　②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定　③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施。							
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾝｻﾙ･財団　□ 企業　■ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。
	事　業　費		44,065	44,473	44,473	44,473	44,473
	財源内訳	国庫支出金	15,988	28,765	28,765	28,765	28,765
		県支出金	17,909	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	10,168	15,708	15,708	15,708	15,708
	人　件　費		2,856	5,749.4	5,749.4	5,749.4	5,749.4
	投入人員	常勤職員	0.4 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人
		非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	事業費＋人件費		46,921	50,222	50,222	50,222	50,222

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	新規相談件数	年間延べ相談件数	件	850 858	870 317	890 292	300 237	300 292
	事務事業成果①	支援対象者件数	プラン作成件数	件	62 76	63 79	64 107	65 36	66 50
	総合戦略KPI①	支援対象者件数	プラン作成件数	件	62 76	63 79	64 107	65 36	66 50

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 新規相談件数は微増になったが継続した相談件数は増加傾向にある。物価高騰の影響により、今年度新たに対象となった住居確保給付金（転居費用）の相談もあった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	A	A	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	引き続き必須事業である「生活困窮者自立相談支援事業」、「住居確保給付金給付事業」とともに、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「被保護者地域居住支援事業」を継続していく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 市民への周知活動に努めるとともに、関係各所と連携を図りながら支援を行っていく。 また、令和8年度においても必須事業である「生活困窮者自立相談支援事業」、「住居確保給付金給付事業」とともに、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「被保護者地域居住支援事業」と、困窮者に対する複合的な支援を継続的に実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44689　住居確保給付金													
担当組織	健康福祉部				生活支援課					担当	支援庶務担当			
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	01	05	02	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	01	05	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策					○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						● 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度							
根拠法令 通 達 等	生活困窮者自立支援法		関連計画 施政方針					
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：							
対象	離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者で、法的支給要件を満たしている者							
事業目的	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分及び転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。							
事業内容	支援対象者に対し、家賃相当分及び転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより生活を安定させ、就労機会の確保に向けた支援を行っていく。							
実施主体	■ 市による単独直営　□ 委託　（□ｺﾝｻﾙ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		住居確保給付金の支給	住居確保給付金の支給	住居確保給付金の支給	住居確保給付金の支給	住居確保給付金の支給
事　業　費		5,488	7,190	7,190	7,190	7,190
財源内訳	国庫支出金	2,076	5,361	5,361	5,361	5,361
	県支出金	0	0	0	0	0
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	3,412	1,829	1,829	1,829	1,829
人　件　費		4,284	4,396.6	4,396.6	4,396.6	4,396.6
投入人員	常勤職員	0.6 人	0.65 人	0.65 人	0.65 人	0.65 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		9,772	11,587	11,587	11,587	11,587

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	相談件数	相談受付件数	件	140	150	150	100	100
					143	158	117	134	88
	事務事業成果①	支給件数	延べ支給件数	件	20	620	620	162	162
					620	379	127	61	50

目標達成状況の分析	
	Ｃ：全ての目標が達成できなかった。 ＜判断理由＞ 物価高騰の影響を踏まえ目標値を昨年度同様で設定したが、目標値を下回る結果となった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。

	評価結果			
経費水準	５年度	６年度	７年度	事業費・人件費の水準は適正か。
	A	A	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。

	評価結果			
事業手法	５年度	６年度	７年度	事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞

	評価結果			
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	令和7年度から住居確保給付金において、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められる生活困窮者が、新たに住居確保給付金（転居費用分）の支給対象者として追加されたことから、転居費用の補助を実施した（2件）
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 国が提唱する第２のセーフティーネットとしての事業の一端であり、今後も生活困窮者自立支援制度との連携を図り、効果的に事業を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	55218　定額減税補足給付金（不足額給付）事業														
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当		
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	96	98	98	記入日	令和 8年 6月11日	
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	08	01	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実					● 対象外
事業期間							
根拠法令 通 達 等	令和7年度戸田市定額減税補足給付金（不足額給付）実施要項		関連計画 施政方針				
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：						
対象							
事業目的	デフレ完全脱却のための総合経済対策として、定額減税を補足する給付金事業を実施する。						
事業内容	令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じる者等に対し、その不足額を給付する。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｭ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		R6に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の支給				
事　業　費		325,540	0	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	325,540	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
人　件　費		9,996	0	0	0	0
投入人員	常勤職員	1.4人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
事業費＋人件費		335,536	0	0	0	0

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況									

目標達成状況の分析	－：未設定 ＜判断理由＞

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　●令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 給付金は、今回限りとされており、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じる方に、不足額を支給し令和7年6月から事業を開始し令和7年9月末をもって申請受付終了となり、本事業は終了。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	21169　生活保護事務費													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	生活支援担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	03	01	02	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	03	01	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策					○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						● 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度							
根拠法令 通 達 等	生活保護法		関連計画 施政方針					
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：							
対象	戸田市内に居住する生活困窮者及び生活保護の要保護者・被保護者							
事業目的	市民あるいは市内の住所不定者であって、生活に困窮している者の最低限度の生活を保障する。また、被保護者の自立の可能性を見い出し、その能力を生かして社会生活に適応できるよう援助していく。							
事業内容	①生活困窮者の相談・助言及び生活保護の申請受理　②被保護者の資産・能力・他法他施策の活用・指導　③被保護者の自立支援							
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		生活保護事務費	生活保護事務費	生活保護事務費	生活保護事務費	生活保護事務費
	事　業　費		120,652	62,457	62,457	62,457	62,457
	財源内訳	国庫支出金	12,735	13,364	13,364	13,364	13,364
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	1,945	2,495	2,495	2,495	2,495
		一般財源	105,972	46,598	46,598	46,598	46,598
	人　件　費		21,205.8	14,542.6	14,542.6	14,542.6	14,542.6
	投入人員	常勤職員	2.97 人	2.15 人	2.15 人	2.15 人	2.15 人
		非常勤職員	2 人	2.03 人	2.03 人	2.03 人	2.03 人
	事業費＋人件費		141,858	77,000	77,000	77,000	77,000

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	訪問回数	ケースワーカー等による調査件数	件	4,546 1,598	4,546 2,167	4,546 4,272	4,625 4,337	4,546 3,741
	事務事業成果①	自立世帯数	自立し生活保護を廃止した世帯数	世帯	50 16	50 31	50 21	23 39	23 40

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 世帯類型に基づき策定した計画訪問回数 4,546回に対して訪問回数の実績が 3,741回となり、目標をやや下回った。 就労等による自立世帯数は、40件となり目標を上回った。就労支援のほか、年金の受給を促す指導・支援が実績に結び付いた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 生活保護受給者への支援を効果的に実施して、自立へ繋げていく。 また、生活困窮者自立支援制度等、他法を積極的に活用して事業費を抑制していくとともに、必要な人員の確保、事務フローの見直し等を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	20797　生活保護扶助費													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	03	02	01	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	03	02	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実					● 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	生活保護法		関連計画 施政方針				
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：						
対象	生活保護の被保護者						
事業目的	生活困窮者の最低限度の生活保障を実施する。						
事業内容	生活保護の被保護者（世帯主）に対し、毎月１回定期的に生活保護費を支給する。また、定期的な支給が出来なかった場合、随時支給（毎月2回）により生活保護費を支給する。						
実施主体	■ 市による単独直営　□ 委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給
	事　業　費	4,757,761	4,900,251	4,900,251	4,900,251	4,900,251
財源内訳	国庫支出金	3,526,780	3,652,688	3,652,688	3,652,688	3,652,688
財源内訳	県支出金	120,509	121,251	121,251	121,251	121,251
財源内訳	起　　債	0	0	0	0	0
財源内訳	そ の 他	43,291	40,000	40,000	40,000	40,000
財源内訳	一般財源	1,067,181	1,086,312	1,086,312	1,086,312	1,086,312
	人　件　費	10,353	12,513.4	12,513.4	12,513.4	12,513.4
投入人員	常勤職員	1.45 人	1.85 人	1.85 人	1.85 人	1.85 人
投入人員	非常勤職員	0.7 人	0.7 人	0.7 人	0.7 人	0.7 人
	事業費＋人件費	4,768,114	4,912,764	4,912,764	4,912,764	4,912,764

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業活動①	保護世帯数	延べ保護世帯数	世帯	22,470	22,650	22,660	22,670	22,680
					22,639	22,665	22,863	22,788	22,994
	事務事業活動②	保護人員	延べ保護人員	延べ人	28,170	28,200	28,220	28,240	28,270
					27,819	27,613	27,805	27,651	27,700

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 保護世帯数の目標指数は達成したが、保護人員は未達成となった。保護世帯数・保護人員ともに概ね横ばいの状態が続いている。物価高騰の影響等もあり、今後も増加傾向が推察される。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 生活保護受給者への支援をより効果的に実施し、就労にむけた支援を行い自立へ繋げていくなど、生活困窮者自立支援制度との連携を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	55190　令和６年度戸田市物価高騰対策給付金事業													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	xx	xx	xx	xx	00	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	xx	xx	xx	xx	00		

1．事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策					○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						● 対象外
事業期間								
根拠法令 通 達 等	令和6年度戸田市物価高騰対策給付金支給事務実施要綱		関連計画 施政方針					
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	□　施　策　番　号　：							
対象								
事業目的	政府による国民の安心・安全と持続的な成長に向けた新たな総合経済対策における物価高への支援として、令和６年度住民税非課税世帯を対象とした給付金事業を実施する。							
事業内容	①令和６年度住民税非課税等世帯に対して、一世帯当たり三万円を給付する。 ②令和６年度低所得者の子育て世帯に対して、児童一人当たり二万円を加算し給付する。							
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2．事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		戸田市物価高騰対策給付金事業				
事　業　費		19,129	0	0	0	0
財源内訳	国庫支出金	19,129	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ　の　他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
人　件　費		11,067	0	0	0	0
投入人員	常勤職員	1.55 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		30,196	0	0	0	0

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況									

目標達成状況の分析	－：未設定 ＜判断理由＞

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　●令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 本給付金は今回限りとされており、令和6年度に繰越明許を設定。令和6年度住民税非課税世帯を対象に一世帯当たり三万円、その世帯の子どもに対して一人当たり二万円の給付を行うため、令和7年1月から事業を開始し令和7年5月末をもって申請受付終了となり、本事業は終了。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7095　ひとり親家庭等医療費支給事業													
担当組織	こども健やか部				子育て支援課					担当	医療・手当担当			
組織コード	R8	18	02	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	03	03	01	記入日	令和 8年 6月 7日
	R7	18	02	00		R7	01	03	02	03	03	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策	13			○ 対象
施策	01	子育て支援の充実					● 対象外

事業期間	平成４年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例 戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則	関連計画 施政方針	戸田市こども計画 市長公約04こども医療費・ひとり親家庭等医療費の現物給付を県内他市へ拡大
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	市内に居住しているひとり親家庭等の18歳年度末までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳まで)とその母(父)又は養育者で、前年所得が所得制限限度額を超えていない者		
事業目的	医療費の自己負担分を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。		
事業内容	医療保険制度で医療にかかった場合に、医療費の自己負担分を支給する。		
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（■ ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　■ 協働･協力（ 市内医療機関等 ）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業
	事　業　費		61,252	67,033	62,915	61,657	60,424
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	16,382	17,986	16,798	16,462	16,133
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	44,870	49,047	46,117	45,195	44,291
	人　件　費		5,497.8	5,073	5,073	5,073	5,073
	投入人員	常勤職員	0.77 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人
		非常勤職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	事業費＋人件費		66,750	72,106	67,988	66,730	65,497

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	広報紙・HP等による事業ＰＲ	広報紙・HP等への掲載回数	回	2 2	2 4	2 2	2 2	2 2
	事務事業活動②	支給件数	振込件数	件	21,989 19,605	22,283 19,355	22,283 20,618	22,283 19,950	19,000 19,284
	事務事業成果①	受給者数	年度末受給者数	人	1,680 1,444	1,550 1,365	1,550 1,300	1,550 1,306	1,300 1,196
	事務事業成果②	支給金額	総振込金額	円	60,535,717 52,954,168	61,189,000 54,057,002	61,189,000 58,259,561	61,189,000 57,323,860	56,177,000 57,372,580

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 適正な医療機関への受診を周知していることで、支給件数が減少した。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ ひとり親世帯に対して、申請漏れのないよう本制度の周知を行っており、医療費の一部負担金の全額補助により、経済的負担の軽減に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 広報やホームページ等で適正受診を周知し、関係課及び関係機関との連携により、他方優先を徹底し、最小限の経費で行っている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 市条例等に基づき、事務を適正に遂行しており、現物給付については、審査支払機関に埼玉県が一括で委託し、効率的に実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 適正な所得制限を設けることで、受益・負担は適正である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	児童扶養手当法の改正により、ひとり親家庭等医療の所得制限額が緩和されたため、市民に周知し、改正内容に基づき、適正に認定、支給事務を実施した。
令和８年度に実施する取組内容	制度改正後の内容に基づき、引き続き適正に認定、支給事務を実施する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 引き続き、改正後の内容について周知し、適正に支給事務等を実施する。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7099　母子生活支援施設入所事業													
担当組織	こども健やか部				親子健やか室							担当	こども家庭相談担当	
組織コード	R8	18	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	03	01	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	03	00		R7	01	03	02	03	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策	13			○ 対象
施策	01	子育て支援の充実					● 対象外
事業期間	平成１７年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	児童福祉法		関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画			
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：						
対象	子供の福祉を必要とする、配偶者のいない女性とその養育すべき１８歳未満の子どもの世帯						
事業目的	母子生活支援施設における母子保護を実施し、もって母子家庭の福祉に資するものとする。						
事業内容	経済的に困窮する母子家庭に住居の提供及び生活指導を行い、生活の安定を図るとともに自立を促進する。						
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（■ ｻﾋﾞｽ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	母子生活支援 施設入所事業	母子生活支援 施設入所事業	母子生活支援 施設入所事業	母子生活支援 施設入所事業	母子生活支援 施設入所事業
	事　業　費	21,666	68,397	68,397	68,397	68,397
財源内訳	国庫支出金	11,493	33,987	33,987	33,987	33,987
財源内訳	県支出金	5,746	16,993	16,993	16,993	16,993
財源内訳	起　　債	0	0	0	0	0
財源内訳	そ の 他	12	420	420	420	420
財源内訳	一般財源	4,415	16,997	16,997	16,997	16,997
	人　件　費	2,856	2,705.6	2,705.6	2,705.6	2,705.6
投入人員	常勤職員	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	0.4人
投入人員	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費	24,522	71,103	71,103	71,103	71,103

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	入所者への年間延べ指導回数	入所者面談など処遇上の指導回数	回	20 17	20 12	20 11	20 7	20 13
	事務事業成果①	施設退所者数	年間施設退所者数	人	5 4	5 5	5 5	5 1	5 6

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 入所者数が減少していることから、実績値が目標を下回っている。このため、指導回数の目標を達成できなかったが、入所者全員には細やかに定期面談を実施し、助言、指導を行っているところである。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 母子保護による自立に向けた経済的な支援等の適切な実施により、福祉の向上が図られた。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 入所措置等は、国によって基準が定められているため、適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 母子保護の実施については、所管する福祉事務所が児童福祉法に則り適切に実施した。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞ 児童福祉法にて、１８歳未満の子を養育する母子家庭を対象とし、「戸田市社会福祉施設入所者に係る費用の徴収に関する規則」に則り適正化を図っている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	特になし
令和８年度に実施する取組内容	特になし

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 施設と協力しながら、入所者に必要な助言・指導等を行い、子育て支援及び自立に向けた支援の充実を図っていく。 なお、同業務については、マイナンバー対応事務であることから、情報連携等必要な取り組みに関しては遅滞なく進めていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	27763　ひとり親家庭等支援事業																
担当組織	こども健やか部				親子健やか室									担当	こども家庭相談担当		
組織コード	R8	18	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	03	05	01		記入日	令和 8年 6月10日		
	R7	18	03	00		R7	01	03	02	03	05	01					

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策	13	29		● 対象
施策	01	子育て支援の充実					○ 対象外
事業期間	平成２０年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成要綱、高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱、他		関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画			
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：2－2						
対象	自立支援教育訓練給付及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金：児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあるひとり親家庭の父母						
事業目的	ひとり親家庭の自立支援のため、ひとり親の就職に役立つ能力開発及び就職に有利な資格取得などの就業支援をし、ひとり親家庭の雇用の促進を図る。また、住宅に関する支援の実施や、ヘルパー派遣の実施により、ひとり親家庭の居住の安定と福祉の向上を図る。						
事業内容	自立支援教育訓練給付金は教育訓練講座を受けた場合の費用を一部助成。高等職業訓練促進給付金は看護師などの資格取得のための修学中の生活費負担軽減のための助成。住宅関連支援は立ち退きによる転居の際の家賃差額の補助や債務保証料の助成。日常生活支援事業は病気などの際にヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行う事業。子どもの学習支援事業は学習機会に恵まれないひとり親家庭等の小中学生を対象にし、ボランティアによる学習の支援を行う事業。ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は親の学び直しを支援するための、講座等の費用助成。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｼﾙﾊﾞｰ財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業
事　業　費		11,844	11,280	11,280	11,280	11,280
財源内訳	国庫支出金	6,465	6,668	6,668	6,668	6,668
	県支出金	0	1,289	1,289	1,289	1,289
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	27	27	27	27
	一般財源	5,379	3,296	3,296	3,296	3,296
人　件　費		3,213	3,043.8	3,043.8	3,043.8	3,043.8
投入人員	常勤職員	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		15,057	14,324	14,324	14,324	14,324

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	広報紙・ＨＰ等による事業PR	広報・ＨＰ等掲載回数	回	2	2	2	2	2
					2	2	2	2	2
	事務事業活動②	自立支援教育訓練給付助成年間件数	年間助成件数	件	3	3	3	3	3
					3	2	1	1	3
	事務事業成果①	ひとり親家庭高等職業修了支援給付金	修了支援給付金給付者件数	件	2	2	2	2	2
					2	4	1	0	3
	事務事業成果②	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金年間助成件数	年間助成件数	件	8	8	8	8	8
					7	5	1	6	7
	総合戦略KPI①	広報・ＨＰ等によるPR	広報・ＨＰ等掲載回数	回	2	2	2	2	2
					2	2	2	2	2

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金については、助成件数が7件あり、ひとり親家庭等の自立支援につながった。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞ ひとり親家庭の就労を支援し、自立するために貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 国・県の補助対象額に従っているため適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞ 給付金により、就労のための支援を受けられる事業として実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 所得や課税証明により助成額の決定を適正に行っている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	制度の周知を児童扶養手当の手続時のほか、福祉部門やハローワーク等と連携し行っている。 相談者に応じた利用を検討し、利用開始につなげている。
令和８年度に実施する取組内容	就労支援として、児童扶養手当の手続時に制度の周知とハローワーク等へつなぎを実施するため、子育て支援課と連携を図る。 引き続き、ひとり親家庭が経済的に自立するために、相談者に応じた利用をともに検討し、利用開始につなげていく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　●４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　○令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 制度の周知と相談者に応じた利用を図っていく。また、就労支援として、児童扶養手当の手続時に制度の周知とハローワーク等へつなぎを実施するため、子育て支援課と連携を図り、引き続きひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を行っていく。 なお、養育費の保証促進補助金事業と本事業を統合し、ひとり親への支援事業として引き続き実施していく。

令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策13：生活困窮者支援の充実 [中心となる部局：健康福祉部]

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	生活困窮者の定義を教えてほしい。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者をいいます。(生活困窮者自立支援法第3条)
2	第３回外部評価委員会	戸田市内における生活困窮者やホームレス、ひとり親の人数や割合を示してほしい。	生活困窮者自立相談支援事業として実施している生活自立相談センターの相談窓口において、令和8年6月の新規相談件数は27件で、引き続き対応している相談件数は６月末現在で75件ございます。 ホームレス巡回によって、把握している市内のホームレス人数は、令和8年6月29日時点で17名です。 （以下、子育て支援課回答） 令和8年7月1日時点のひとり親家庭等医療費対象世帯は、658世帯となっております。なお、ひとり親家庭等医療費は、所得制限により受給できない世帯があるほか、ひとり親か否かに関わらず親に障害がある場合や、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方にも受給権があるなど、ひとり親に限定されていないサービスであるため、ひとり親の割合は不明です。
3	事前質問	本施策の基本的な理解のために、戸田市における生活保護世帯、就学援助受給世帯の数と人口比の推移をお教えください。生活保護世帯の動向を理解するために可能であれば、80歳以上、あるいは後期高齢者医療保険対象年代の世帯数、対人口割合もお教えいただければと思います。	令和8年5月1日時点の生活保護世帯数は1,915世帯で、受給者は2,306人となっており、戸田市の人口比で1.61%となっています。戸田市は人口の増加が続いており、生活保護受給者数も増加しておりますが、割合は平成24年から1.6%程度での推移となっております。 なお、生活保護受給者のうち、75歳以上の人数は782人で、全体の34.0%であり、80歳以上で区切ると453人で全体の19.6%を占めております。 （以下、事務局） 令和7年度における就学援助事業（教育委員会学務課が所掌）の実績は以下のとおりです。 ＊就学援助認定数：1,110人（実数） ＊戸田市立小･中学校の在籍児童･生徒数：11,360人 ＊認定割合：約9.8% なお、就学援助事業は施策4「世界で活躍できる人間の育成」に紐づく事務事業です。
4	事前質問	現在、ホームレスは何名か？	令和8年6月29日時点で、市内で確認しているホームレスの人数は17名となっています。
5	事前質問	現在、生活保護受給者は何名か？ そのうち、外国籍の方は何名か？	令和8年5月1日時点の生活保受給者は2,306人のうち、世帯主が外国籍である世帯は45世帯75人です。なお、この75人には、日本国籍の世帯員も含まれています。
6	事前質問	戸田市に生活保護受給者は何人くらいいるのか、又給付金はいくら位支給されているのか。	令和8年5月1日時点の生活保受給者は2,306人で、R8.5月の支出扶助費計3億7,474万3,451円となっています。
7	事前質問	ホームレスがどのくらいいるのか、救済はどのようにされているか具体的な方法や例があれば知りたい。	令和8年6月29日時点で17名です。支援としては、ホームレス巡回員が、定期的に市内を巡回し、ホームレスの方に対し、入所できる施設の案内をしたり、病院受診を促す等の対応を行っております。
8	事前質問	市内のホームレスが純減とありますが、この数年で新たにホームレスになった人はいないという理解であっていますか。それとも増減あり、プラスマイナスで、マイナスになったということでしょうか。	市内のホームレスは減少傾向にありますが、新たにホームレスになった人がいないのではなく、入れ替わりの増減があり、その結果、減少しているという考え方になります。

施策13：生活困窮者支援の充実 [中心となる部局：健康福祉部]

No.	区分	事前質問事項	回答
9	事前質問	事務事業評価シート「ホームレス総合相談事業」の目標達成状況について、ホームレス減少率＝自立を促すための指標と理解しております。目標値が5%ずつの減少とありますが、 毎年1名ずつホームレスを減らしていくことを意図されている理解でしょうか？その場合には事業目的としては、単にホームレスの自立を促すよりも、最終的にはホームレスを0にすることが適切になりますか？	市内におけるホームレスの人数は、令和8年6月29日時点で17名であるため、目標値である５％ずつの減少は、毎年少なくとも1名ずつ減らしていくことを意図しております。 事業目的としては、ホームレスの自立を促しながら、最終的には市内のホームレスが０人になることが適切であると考えております。
10	第３回外部評価委員会	施策評価シートの「結果と今後の方向性」において、現行のケースワーカーの配置数が、社会福祉法第１６条に規定されている標準数に比して１名不足していると記載されている。あくまで標準なので、十分な成果が上がっているのであれば問題ないと思うが、市としては体制として充足している認識か、あるいは不足しているが十分な人数を配置できていない状況なのか教えてほしい。	ケースワーカーの人員配置については、年々増員され改善が図られているものの、社会福祉法第１６条に規定されている標準数に比して１名不足となっています。 この標準数には、産前産後や育児休業者等も含まれるため、ケースワーカー１人あたりの受持ち世帯数は100世帯を超える状況であり、訪問調査活動等に影響がないとはいえず、今後も、十分な人数の確保を継続して取組む必要があると考えております。なお、不足分については、毎年度人事部局に補充を要望しております。
11	事前質問	施策評価シート「施策の展開」では「雇用情勢の悪化」とあります。一方、施策No.29「多様な働き方への支援・充実」の施策評価シート「施策の展開」では「慢性的な人手不足」が問題として提起されています。施策No.13における「雇用情勢の悪化」とはどのような統計を根拠にして判断されたものかお示しください。	ハローワーク川口が発表している、管内（就業場所：川口市・戸田市・蕨市）の有効求人倍率が、令和4年度は0.95だったものが令和7年度では0.92になるなど、低下傾向にあることを根拠としております。
12	事前質問	事務事業評価シート「住居確保給付金」の事業内容について、「住居確保給付金を支給することにより、就労機会の確保」と記載がございます。目標達成状況については、相談件数と支給件数を記載されておりますが、支給後に実際の就労機会が確保されていることをモニタリングされる検証を実施されておりますでしょうか？また、特段無い場合には、実際に確認する場合にはどのような検証方法があるか、もし現時点であればご教示ください。	家賃補助の支給期間は3か月間（最長9か月間）で、1か月ごとに支給いたします。申請された月以降は、毎月「支給に伴う求職活動等状況報告書」をご提出いただくことで、モニタリングができております。
13	事前質問	施策に（適切な支援を行う）としています。支援内容はどのような基準で決定されているのでしょうか。また、支援期間や支援内容の見直しについて、状況に応じた基準や期限は設けられているのでしょうか。さらに、一部では不正受給者に関する報道や指摘もありますが、本市では不正受給防止のためにどのような対策を論じているのでしょうか。	生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護が実施できるよう、国で定める生活保護法に基づき支援を行っています。支援の内容や期間については、世帯が抱える問題点や収入状況を適宜確認し、生活保護法で定められた基準と照らし合わせながら、援助方針を策定し実施しております。 また、保護受給者に対し、収入及び資産状況の調査を行うための収入申告や資産申告を適切に提出させ、不正受給の防止に努めております。
14	事前質問	ケースワーカーによる支援の判断については、どのような基準やマニュアルに基づいて運用されているのかお聞かせください。	ケースワーカーによる支援については、主に生活保護手帳や生活保護手帳別冊問答集、埼玉県の生活保護マニュアルに基づき判断し、運用しております。
15	事前質問	生活困窮者のための低価格の住居や施設はあるのか。	生活困窮者に対して低額で一時的な居住場所を提供する社会福祉施設として無料低額宿泊所という施設があります。
16	事前質問	生活困窮者の就労支援が目標に至らなかった理由を教えてください。	要因としては、雇用情勢は全体として緩やかな回復傾向にある一方、物価高騰等の影響により生活基盤が不安定な相談者が増加していることに加え、支援対象者には高齢者、障害や疾病を抱える方、長期間の離職者など、直ちに就労が困難なケースが多く含まれていることが挙げられます。また、人手不足が続く業種では一定の求人があるものの、勤務条件や就労時間、本人の健康状態や能力とのミスマッチが生じ、就労に結び付かない事例も見られました。

令和7年度

1ページ

施策14：障がい福祉環境の整備・充実

目的：障がい者（児）が、住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、必要なサービス等の基盤整備と支援体制の充実を図ります。

最終成果：障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができる状態

施策指標：障がい者（児）への理解促進を深めた人数

施策指標：障がい者に対する就労支援サービス件数

施策指標：障がい者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援等を受けた数

中間成果
事務事業の活動成果による中期的な成果

- 障害者の日常生活及び社会生活に対して理解のある市民が増える。
- 障害者が住み慣れた地域で豊かに生活を送ることができる。
- 障害者及びその家族等が生活上の安心を得ることができる。
- 障害者が就労に必要な技能及び役割を獲得する。
- 障害者が可能な限り自立した生活が送れるようになる。
- 障害者の日常生活における不安の一部が解消される。
- 発達障害等のある児童生徒が安心して学校生活を送れるようになる。
- 発達障害等のある児童生徒やその保護者の就学に関する不安の一部が解消される。

直接成果
事務事業の活動成果による短期的な成果

- 市民の、障害に係る相談窓口や条例の認知、理解度が高まる。
- 障害者に必要なサービスが行き渡ることで、障害者が居宅での生活を送りやすくなる。
- 障害者とその家族等の経済的不安が緩和される。
- 一般就労や職場への定着などの職業能力開発が充実する。
- 多様なニーズに対応が可能となる。
- 継続的に医療を受けることにより、自立した生活が可能となる。
- 施設での継続的な訓練やサービスを受けることで、社会参加と自立した生活が可能となる。
- 発達障害等のある児童生徒に対する、教職員の対応能力が向上する。
- 様々な教育的ニーズに応じた相談が可能となる。

【産出】
「活動」の直接的な結果

- 各種支援により、市民の共生社会づくりへの認知や理解が促される。
- 障害者が生活全般について、相談することができる。
- 障害者のニーズに合ったきめ細かいサービスを受けることができる。
- 障害者総合支援法によらない居宅生活支援体制が整備され、障害者がサービスを利用しやすくな
- 障害者の生活における経済的負担が軽減される。
- 障害者の医療における経済的負担の軽減と、早期受診が促される。
- 個々の状況に応じた就労支援サービス等を受けることができる。
- 障害者の生活にあった適切なサービスの提供を受けることができる。
- 障害の状態に応じた医療を確実に受けられるようになる。
- 各施設の設備等が保全されることで、安全に利用することができる。
- 特別支援教育担当者の児童生徒に対する支援方法が多様かつ充実したものになる。
- 市内小・中学校や教育センターでの教育相談体制が充実する。

【活動】
具体的に行う取り組み

- 障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例の啓発、各種支援を行う。
- 障害者基幹相談支援センターを中心に情報提供等を行う。
- 障害者総合支援法に基づき、地域の特性に応じた支援サービスを行う。
- 居宅生活を支援する事業の事業費や利用料を助成する。
- 障害者に対する手当等を支給する。
- 重度心身障害者に一部負担金分の医療費を支給する。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、適切な障害福祉サービスの支給決定や給付を行う。
- 自立支援医療制度に基づき、障害者の更生等に必要な医療の給付を行う。
- 所管する障害者施設の指定管理・運営補助を行う。また、所管施設の定期的な点検・修繕等を行う。
- 特別支援教育担当者に対する指導・助言について支援する。
- 相談員の配置や各学校の相談環境の整備を行う。

【投入】
事務事業

- 障害者福祉事務費 ※予算管理シート — 障害福祉課
- 地域生活支援事業 — 障害福祉課
- 障害者居宅生活援護事業 — 障害福祉課
- 障害者手当等支給事業 — 障害福祉課
- 重度心身障害者医療費支給事業 — 障害福祉課
- 自立支援給付事業 →施策29 — 障害福祉課
- 医療費給付事業 — 障害福祉課
- 障害者施設事業 →施策29 — 障害福祉課
- 発達支援事業 — 教育政策室
- 就学・教育相談事業【再掲】←4（障がい児支援） — 教育政策室

施策
14

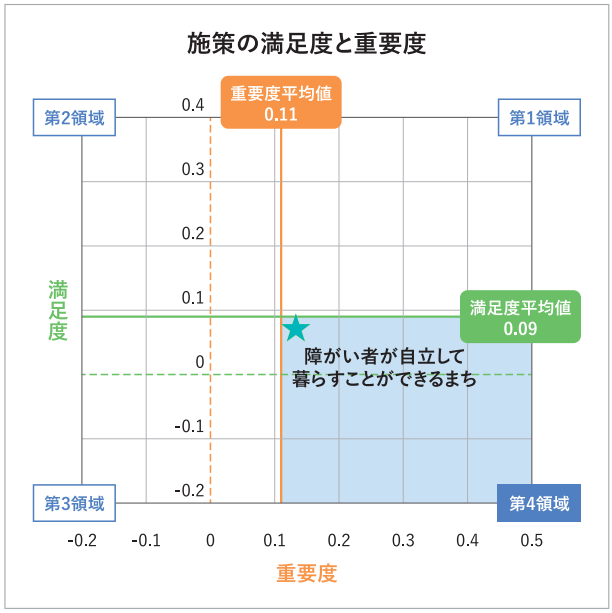
障がい福祉環境の整備・充実

【施策の目的】

障がい者（児）が、住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、必要なサービス等の基盤整備と支援体制の充実を図ります。

現況と課題

- 障がい者（児）への基本的な福祉サービスについては、地域社会における共生の実現に向けた理念の下、障害者総合支援法に規定されています。平成30年（2018年）の法改正により、障がい者（児）自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい者（児）支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。
- 障がい者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができ、専門的な知識を必要とする困難なケースにも対応するため、総合的で継続性のある相談体制づくりや相談担当者の資質の向上、連携強化が求められています。また、障がい者（児）支援体制を充実させるため、障がい者（児）支援に従事する担い手の確保が重要です。
- 障がい者への就労支援については、特別支援学校を卒業した後、障がい者（児）が社会と接する機会が不足しているため、障がい者の自立や就労定着に向けた更なる支援が求められており、就労の場の確保や就労につながる機会の拡大に向けた施策展開が必要です。
- 発達障害※が広く世間に認知されてきたことに伴い、戸田市では就学相談の件数や通級指導教室※の対象者が増加傾向にあります。教育センターにおいては、平成27年度（2015年度）から早期の就学相談をスタートし、発達支援に係るきめ細やかで切れ目ない体制の充実を図っており、早期の就学相談を実施しています。しかし、一定程度保護者のニーズに応えられているものの、就学相談の件数は年々増加しており、時間と質を担保した相談を継続的に実施していくことが課題となっています。







取り組みの方針

(1)相談体制の更なる充実

- 障がい者(児)に関する総合的な相談に対応できるよう、更なる相談支援体制の充実を図ります。
- 市民の身近な相談場所として、相談支援事業所※の周知を図ります。
- 担い手の確保については、仕事内容のPRをはじめ、障がい者福祉への理解促進を図る機会を創出します。

(2)障がい者への就労支援

- 戸田市障害者就労支援センター※を中心に、企業への積極的な働きかけを行うとともに、障害者就労プロセスマップ※を活用し、本人や家族に対する就労支援を推進します。
- 障がい者が安定して就労できるように、職場の定着を図る指導・助言等(就労定着支援)サービスの利用を促進します。

(3)質の高い教育・就学相談体制の確保

- 就学相談に関するニーズを把握し、質の高い教育相談や就学相談ができる人員を確保するとともに、適切な配置を行います。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
障がい者(児)が相談支援専門員によるサービスの利用支援等を受けた数	障がい者(児)が相談支援専門員によるサービスの利用支援等を受けた数	3,021件	3,861件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し年140件を加算
障がい者(児)への理解促進を深めた人数	障がい者(児)への理解促進に関する参加型講座の受講者総数	1,227人	7,200人	年当たり1,000人程度増の累計値
障がい者に対する就労支援サービス件数	障がい者が就労支援サービスを受けた件数	2,187件	2,967件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し年130件を加算

関連計画

- 戸田市障がい者総合計画
- 第4期戸田市地域福祉計画

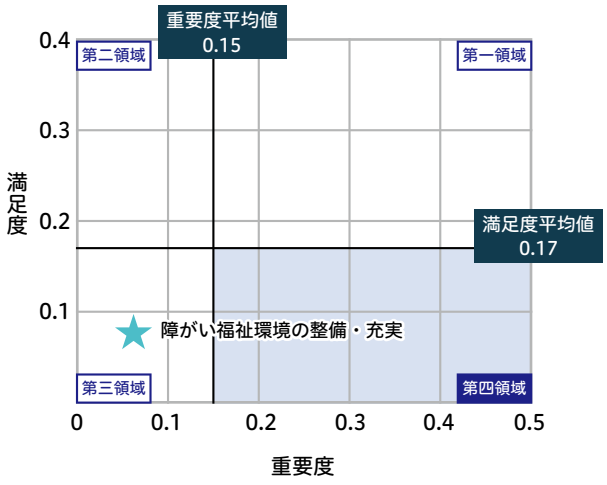
施策14 障がい福祉環境の整備・充実

施策の目的

障がい者（児）が、住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、必要なサービス等の基盤整備と支援体制の充実を図ります。

■ 現況と課題

- 地域社会における共生の実現に向けた国の理念の下、障がい者（児）が自ら望む地域生活を営むことができるよう、多様化するニーズへのきめ細かい対応が求められています。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、これまで努力義務となっていた民間事業者による合理的配慮※の提供が令和６年（2024 年）４月から義務化されています。
- 令和６年（2024 年）４月に「戸田市障がいを理由とする差別のない共生社会づくり条例」を制定し、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことのできる社会づくりの推進に努めています。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、相談支援の中核的な役割を担う機関となる戸田市障害者基幹相談支援センターを令和３年（2021 年）10 月に開設し、相談支援体制の充実に向けた取組を推進しています。
- 令和４年（2022 年）３月に「戸田市特別支援教育推進計画」を策定し、全ての学校における特別支援教育の充実に向けた取組を推進しています。また、特別支援教育への理解が深まる中、医療的ケア児や様々な障がいのある児童生徒の学びの場として、市内小中学校を選択するケースも増えてきており、体制整備の必要性が高まっています。
- 発達・情緒通級指導教室※や早期からの就学に関する相談のニーズが増加しており、体制の強化を図る必要があります。





■ 取組の方針

（1）相談体制・情報提供体制の充実・強化

- 全ての障がい者（児）等の自己選択や自己決定を尊重し、適切な障害福祉サービス等を利用できるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、関係機関の連携強化を図ります。
- 共生社会づくりに係る周知・啓発活動と理解促進、制度改正や障害福祉サービスの利用促進など、障がい者（児）への幅広い情報の提供を行うことで、全ての障がい者（児）が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

（2）地域生活や就労に向けた支援の充実　総合戦略

- 障がいのある人が生きがいを持つとともに、地域の一員として安心して自分らしい生活を送れるように、生活支援などの取組の充実を図ります。
- 障がい者の就労に対する理解について啓発を行っていくとともに、障がい者の職場定着を図るための支援を行います。

（3）健やかな育ちと学びへの支援

- 障がいの早期発見・早期療育に努め、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援を行います。
- 関係機関が連携し、医療的ケア児や重症心身障がい児への包括的な支援の充実を図ります。
- 全ての学校における特別支援教育を推進するとともに、医療的ケア児を受け入れるための環境の充実を図ります。
- 発達・情緒通級指導教室の巡回指導や早期からの就学相談の拡充など、適切な教育サービスを受けることができる環境を整備します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
障がい者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援等を受けた件数	障がい者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援を受けた数	5,426 件	7,586 件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し、年 432 件を加算
障がい者（児）への理解促進に関する参加型講座受講者の知識の習得度合	事後アンケートによる障がい者（児）への理解促進に関する参加型講座の受講者総数の知識の習得度合	94.0%	100%	講座等の意義を踏まえ 100%とした
障がい者が就労支援サービスを受けた件数	障がい者が就労支援サービスを受けた件数	4,041 件	5,961 件	戸田市障がい者総合計画の指標を適用し、年 384 件を加算

■ 関連計画

- 戸田市障がい者総合計画
- 第５期戸田市地域福祉計画
- 戸田市特別支援教育推進計画

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月12日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	教育委員会事務局		

1．施策の位置づけ　＜PLAN＞

基本目標	03 共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	担当課	障害福祉課	
		担当課	教育政策室	
		担当課		
施　　策	14 障がい福祉環境の整備・充実	関係課		
		関係課		
		関係課		
施策の目的	障がい者（児）が、住み慣れた地域において、自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう、社会のバリアフリー化を推進するとともに、必要なサービス等の基盤整備と支援体制の充実を図ります。			

2．施策の主な取り組み　＜DO＞

取り組み	地域生活支援事業
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	

3．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明 （　　算　定　式　　）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
相談支援専門員による障がい者(児)への支援件数	相談支援専門員による支援件数 (サービス利用支援等を受けた件数　)	件	3,861	3,021	3,897	4,439	5,283	5,428	5,948
障がい者（児）への理解促進を深めた人数	理解促進に関する参加型講座 (各年受講者数の累計総数　)	人	7,200	1,227	2,492	2,914	3,637	3,882	4,498
障がい者に対する就労支援サービス件数	障がい者に対する就労支援サービス (就労支援サービスを受けた件数　)	件	2,967	2,187	2,907	3,245	3,794	4,041	4,496
その他施策の取組事項に係る成果									

4．施策の展開　＜ACTION＞

課題	国の方向性では障がい者（児）支援のニーズの多様化に対応するため、きめ細やかなサービスの提供が求められている。 主な指標に掲げる相談支援専門員による障がい者（児）への支援件数及び障がい者（児）への理解促進を深めた人数、障がい者に対する就労支援サービス件数は、年々増加傾向にある。 引き続き、取組の継続が求められている。 また、障がい者の就労支援については、障がい者の自立や就労定着に向けたさらなる支援が求められており、就労の場の確保や就労につながる機会の拡大に向けた取組が必要となっている。	対応策	基幹相談支援センターを中心とする各相談支援事業所の相談体制における、相談支援事業の質を高めるとともに、事業所の役割を明確化し、相談者のニーズの多様化に対応する相談支援や情報提供の充実を図っていく。 また、身近な相談場所として市民への周知も行っていく。 障害者の就労については、戸田市障害者就労支援センターを中心に、就労系施設や一般企業への積極的な働きかけを行うとともに、就労推進部会で作成した「障害者就労プロセスマップ障害者本人編」や「戸田市福祉就労施設ご案内パンフレット」を活用し、障害者の社会参加や就労の促進につながるように、関係機関と連携していく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月12日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	教育委員会事務局		

○結果と今後の方向性

進捗状況 （A躍進中、B予定通り、C遅れ気味）	説　明 （総評）
B	相談支援専門員による支援件数は、障がい者（児）の増加や支援ニーズの多様化により年々増加し、昨年度から目標値を上回っている。また、障がい者の就労促進につながる障がい者に対する就労支援サービス件数も年々増加しており、当該施策は、予定どおり進捗している。引き続き、継続した取組を実施していく。 なお、施策の指標における成果の達成値については、令和６年度の達成値入力時において過去のものを含め、確定値に修正しております。

今後の方向性（予算）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	5,565,763	↑	5,851,714	↑	6,027,828	↑	6,218,960
説明	障害福祉サービスの利用者が増加していることから、予算増が見込まれている。「戸田市障がい者総合計画」について令和８年度に中間見直しを実施することから、その見込量に基づき引き続き対応していくとともに、障害福祉サービスについては、各事業を安定して継続していくため適宜見直しを実施していく。また、令和１０年度以降に老朽化している心身障害者福祉センターの改修工事を実施予定である。						

今後の方向性（人員）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	100,648	→	100,648	→	100,648	→	100,648
説明	障害福祉サービスの利用者は増加しているものの、事務事業の整理や、業務の効率化を図ることで人件費については、横ばいとなる見込みである。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 / R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
01	障害者福祉事務費　（障害福祉課）													
	01	障害者福祉事務費 01 03 01 03 01 01 障害者福祉事業に係る事務経費	任意	324,335 72,288 69,868 45,960 29,085	－	－	－		－	－	－	－	予	
02	障害者施設事業　（障害福祉課）													
	01	障害者施設事業 01 03 01 03 02 01 福祉作業所等の運営委託・助成等	任意	256,083 282,085 274,475 270,556 8,793	－	○	1	○	B	B	B	B	A	指定管理施設の運営費などであり、今後、経年劣化による施設修繕にかかる費用の増加が見込まれる。
03	障害者居宅生活援護事業　（障害福祉課）													
	01	障害者居宅生活援護事業 01 03 01 03 03 01 身体障害児者・知的障害児者が、地域で自立した生活を送	任意	16,097 22,933 22,933 20,034 5,141	－	－	1		A	B	B	B	B	障害児(者)生活サポート事業の助成などであり、対象者数は横ばいであるから、事業費についても大きな変化は見込んでいない。
04	障害者手当支給事業　（障害福祉課）													
	01	障害者手当等支給事業 01 03 01 03 04 01 特別障害者手当：月30,450円を3ヶ月毎に支給	法定	220,531 249,991 249,991 194,799 6,155	－	－	1		A	A	A	A	法	
05	重度心身障害者医療費支給事業　（障害福祉課）													
	01	重度心身障害者医療費支給事業 01 03 01 03 05 01 医療保険が適用される医療費のうち、その保険適用後の	任意	251,803 276,394 276,394 204,926 2,367	－	－	1		A	B	B	A	B	重度心身障害者医療費支給に関わる事業であり、近年、対象者数はほぼ横ばいである。令和８年１月から助成対象を拡大したことから、今後の事業費について精査していく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月12日	作成部局名	健康福祉部	担当部局名	教育委員会事務局		

５．事務事業の検討　　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 R9計画額 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
06	障害者自立支援事業　（障害福祉課）													
	01	自立支援給付事業 01 03 01 03 06 01 障害者等がサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場	義務	3,600,496 4,010,971 4,310,971 1,160,305 17,045	－	○	1	○	B	B	B	B	義	
	02	地域生活支援事業 01 03 01 03 06 02 障害者総合支援法に基づき、市町村の判断により地域の	義務	371,189 430,836 430,836 221,310 25,906	－	－	1		B	B	B	B	義	
	03	医療費給付事業 01 03 01 03 06 03 自立支援医療費（更生医療・育成医療）、療養介護医療	義務	175,992 207,378 207,378 51,919 6,155	－	－	1		A	A	B	B	義	
02	就学・教育相談事業　（教育政策室）													
	02	発達支援事業 01 10 01 05 02 02 ・発達相談に係わる窓口業務・相談事業、相談支援ファ	任意	10,704 12,887 8,868 8,868 0	－	－	1		－	－	－	－	B	
	01	（再掲）就学・教育相談事業 01 10 01 05 02 01 特別支援学級就学相談、発達情緒通級指導、難聴言語通級	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										

		R7決算額	R8計画額	R9予算額
計（千円）	事業費	5,227,230	5,565,763	5,851,714
	うち一般財源	2,059,118	2,041,545	2,178,677

事業の方向性：　１現状で継続　　２拡大して継続　　３縮小して継続　　４他事業と統合　　５休止　　６その他見直し
７令和9年度で終了　８令和8年度で終了　９令和7年度で終了

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	21171　障害者福祉事務費													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	01	01	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外
事業期間	平成１６年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等			関連計画 施政方針	13　差別をなくし認め合う共生社会を推進する条例の制定と施策の推進			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象							
事業目的	障害者等福祉事業に関する事務の効率化 ※予算編成用シート（評価除外事業）						
事業内容	障害者福祉事業に係る事務経費 ※予算編成用シート（評価除外事業）						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　市民、団体等　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	障害者福祉全般事務的経費	障害者福祉全般事務的経費	障害者福祉全般事務的経費	障害者福祉全般事務的経費	障害者福祉全般事務的経費
	事　業　費	324,335	72,288	69,868	45,982	45,982
財源内訳	国庫支出金	1,210	25,096	23,886	0	0
財源内訳	県支出金	1,022	22	22	22	22
財源内訳	起　　債	0	0	0	0	0
財源内訳	そ　の　他	178	0	0	0	0
財源内訳	一般財源	321,925	47,170	45,960	45,960	45,960
	人　件　費	30,702	29,085.2	29,085.2	29,085.2	29,085.2
投入人員	常勤職員	4.3人	4.3人	4.3人	4.3人	4.3人
投入人員	非常勤職員	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人	1.1人
	事業費＋人件費	355,037	101,373	98,953	75,067	75,067

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況									

目標達成状況の分析	－：未設定 ＜判断理由＞

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	－：未設定
	－	－	－	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　○２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　○令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7058　障害者施設事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	02	01	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			● 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					○ 対象外

事業期間	昭和６１年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通達等	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、戸田市立心身障害者福祉センター条例、戸田市障害者施設条例	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画 14　児童発達支援センターの充実による発達障がい支援の推進　15　企業や学校との連携による障がい者の雇用機会の創出
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■　施策番号　：３－１		
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者及びその介護者		
事業目的	地域での生活が困難な障害者の生活の安定を図るとともに、更生訓練や作業訓練を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図る。		
事業内容	福祉作業所等の運営委託・助成等		
実施主体	□市による単独直営　■委託　（■3ｾｸ･財団　□企業　■市民･NPO）　■協働･協力（　補助団体　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等 施設改修工事	福祉作業所等の運営委託・助成等 施設改修工事
	事業費		256,083	282,085	274,475	274,475	274,475
	財源内訳	国庫支出金	1,648	1,648	1,648	1,648	1,648
		県支出金	824	824	824	824	824
		起債	0	0	0	0	0
		その他	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
		一般財源	252,164	278,166	270,556	270,556	270,556
	人件費		9,282	8,793.2	8,793.2	8,793.2	8,793.2
	投入人員	常勤職員	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費		265,365	290,878	283,268	283,268	283,268

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業 活動①	市立福祉作業所数	市立福祉作業所（指定管理）の数	箇所	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
	事務事業 成果①	市立福祉作業所利用者数	市立福祉作業所（指定管理）の延べ利用者数	人	15,000 15,970	15,000 16,238	15,000 16,135	15,000 15,979	15,000 16,333
	総合戦略 KPI①	市立福祉作業所利用者数	市立福祉作業所（指定管理）の延べ利用者数	人	15,000 15,970	15,000 16,238	15,000 16,135	15,000 15,979	15,000 16,333

目標達成状況の分析	
	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 作業所数・利用者数ともに目標値を達成することができた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞

経費水準	５年度	６年度	７年度	事業費・人件費の水準は適正か。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

事業手法	５年度	６年度	７年度	事業手法は適正か。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞

受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	
	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 各指定管理施設への指定管理料、当課所管の補助金交付施設への補助金額の精査を行うことで、一層の適正化を図る。 また、心身障害者福祉センターについては、大規模改修工事の開始時期が延伸したが、令和８年度に再積算をした上で令和９年度以降の予算を確保し、令和１０年度からの工事実施に向けて入札を実施するとともに、必要最小限の修繕を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7059　障害者居宅生活援護事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	03	01	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	03	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外

事業期間	平成１５年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	障害児・者及びその家族と介護者		
事業目的	障害者やその家族が、住みなれた地域で豊かに自立した生活を送るよう、居宅生活支援体制の整備やサービスの充実を図る。		
事業内容	身体障害児者・知的障害児者が、地域で自立した生活を送るよう障害者総合支援法によらないサービスを提供することで、居宅生活の支援を図る。		
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（■ ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■ 企業　■ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		各種居宅サービスの実施	各種居宅サービスの実施	各種居宅サービスの実施	各種居宅サービスの実施	各種居宅サービスの実施
	事　業　費		16,097	22,933	22,933	22,933	22,933
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	1,855	2,899	2,899	2,899	2,899
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	14,242	20,034	20,034	20,034	20,034
	人　件　費		5,426.4	5,140.64	5,140.64	5,140.64	5,140.64
	投入人員	常勤職員	0.76 人	0.76 人	0.76 人	0.76 人	0.76 人
		非常勤職員	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人
	事業費＋人件費		21,523	28,074	28,074	28,074	28,074

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	生活サポート事業実施団体数	生活サポート事業を実施する団体数	団体	6	6	6	6	6
					5	7	6	6	6
	事務事業成果①	生活サポート事業利用者数	生活サポート事業の利用者数	人	30	30	30	30	30
					25	25	23	23	24

目標達成状況の分析

Ｂ：いずれかの目標を達成した。

＜判断理由＞

生活サポート事業を実施する団体数が目標を達成し、ニーズに応じたサービスを提供できる体制が整った。利用者数は目標を下回ったが、サービス利用を必要とする方への利用につながった。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度

施策の目標達成に向けて貢献しているか。

５年度	６年度	７年度
A	A	A

Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。

＜判断理由＞

経費水準

事業費・人件費の水準は適正か。

５年度	６年度	７年度
B	B	B

Ｂ：経費は適正な範囲である。

＜判断理由＞

事業手法

事業手法は適正か。

５年度	６年度	７年度
B	B	B

Ｂ：事業手法は適正な内容である。

＜判断理由＞

受益・負担の公平性

受益の公平性と負担の適正化は図られているか。

５年度	６年度	７年度
B	B	B

Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。

＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	埼玉県心身障害者扶養共済制度掛金助成制度（市単独事業）については、見直しを実施する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針

● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止

○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了

＜方向性の判断理由・取組方針＞

障害者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス以外の在宅福祉サービスを有効に活用して、居宅生活の支援を行う。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7060　障害者手当等支給事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	04	01	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	04	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策					○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実						● 対象外

事業期間	平成１６年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 国民年金法等の一部を改正する法律 戸田市重度心身障害者福祉金支給条例	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	戸田市に住民登録している障害児・者で各支給対象要件に該当する者		
事業目的	重度心身障害者等の生活の安定及び健全な発育を促進し、また介護等の負担を軽減し、福祉の増進を図る。		
事業内容	特別障害者手当：月30,450円を3ヶ月毎に支給 障害児福祉手当及び経過的福祉手当：月16,560円を3ヶ月毎に支給 福祉金：月8,000円または4,000円を4ヶ月毎に支給		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		各手当の支給	各手当の支給	各手当の支給	各手当の支給	各手当の支給
	事　業　費		220,531	249,991	249,991	249,991	249,991
	財源内訳	国庫支出金	29,007	32,062	32,062	32,062	32,062
		県支出金	21,795	23,130	23,130	23,130	23,130
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	169,729	194,799	194,799	194,799	194,799
	人　件　費		6,497.4	6,155.24	6,155.24	6,155.24	6,155.24
	投入人員	常勤職員	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人
		非常勤職員	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人
	事業費＋人件費		227,028	256,146	256,146	256,146	256,146

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	障害者手当等支給回数	障害者手当等（4種類）の定期支給回数	回	15 15	15 15	15 15	15 15	15 15
	事務事業成果①	障害者手当等支給件数	障害者手当等（4種類）の延べ支給件数	件	20,000 24,073	20,000 24,758	20,000 25,997	20,000 26,641	20,000 27,039

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 障害者手帳の所持者の増加傾向に伴い年々受給者数は増加しているが、適切に対応することができた。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	A	A	A	Ａ：経費の精査が十分になされている。 ＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	A	A	A	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。 ＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	A	A	A	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 年々、障害者数は増加傾向にあるが、受給者資格の正確な管理を行うとともに確実な予算措置により、適切かつ円滑な事務の執行を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7061　重度心身障害者医療費支給事業														
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当		
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	05	01	記入日	令和 8年 6月12日	
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	05	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外

事業期間	昭和４９年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□　施　策　番　号　：		
対象	戸田市に住所を有する重度心身障害者、戸田市が援護を実施する施設入所者、戸田市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の住所地特例の対象となる施設入所者		
事業目的	重度心身障害者の医療費を助成することで、本人やその家族の経済的負担を軽減する。		
事業内容	医療保険が適用される医療費のうち、その保険適用後の負担額（医療費の３割等）から、高額療養費、他法負担分等を控除した残りの額、および入院時食事療養費等を支給する。		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｼﾙﾊﾞｰ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み	重点戦略１　テーマ①　取組名：入院時の食事療養標準負担額等の助成廃止 内容：埼玉県の補助対象外となって以降、市単独制度として助成してきた継続してきた入院時の食事療養標準負担額等の助成を廃止する。		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		重度心身障害者医療費の支給	重度心身障害者医療費の支給	重度心身障害者医療費の支給	重度心身障害者医療費の支給	重度心身障害者医療費の支給
	事　業　費		251,803	276,394	276,394	276,394	276,394
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	67,595	71,468	71,468	71,468	71,468
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ　の　他	0	0	0	0	0
		一般財源	184,208	204,926	204,926	204,926	204,926
	人　件　費		2,499	2,367.4	2,367.4	2,367.4	2,367.4
	投入人員	常勤職員	0.35 人	0.35 人	0.35 人	0.35 人	0.35 人
		非常勤職員	0.6 人	0.6 人	0.6 人	0.6 人	0.6 人
	事業費＋人件費		254,302	278,761	278,761	278,761	278,761

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	重度心身障害者医療費受給者数	重度心身障害者医療費の受給者数	人	1,800 1,997	1,800 1,756	1,800 1,727	1,800 1,736	1,800 2,187
	事務事業成果①	重度心身障害者医療費支給件数	重度心身障害者医療費の延べ支給件数	件	50,000 49,112	50,000 48,028	50,000 48,125	50,000 48,751	50,000 49,089

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 令和８年１月１日から精神障害者保健福祉手帳２級所持者（自立支援医療（精神通院医療費）に限る。）を新たに対象者としたことにより、支援が必要な重度心身障害者またはその家族の身体的、経済的負担の更なる軽減を図った。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	取組名：入院時の食事療養標準負担額等の助成廃止 その他効果：受給対象拡大（R8.1月条例改正）に合わせて、上記の市単独助成を廃止した。ただし、経過措置としてR8.10月診療分から適用される。 ※この事業見直しにより、年間約20,000,000円程度の削減が見込まれる。
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 国・県・他自治体の動向を注視しつつ、ジェネリック医薬品等の利用も促しながら、引き続き、適切に事業を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	24446　自立支援給付事業														
担当組織	健康福祉部				障害福祉課					担当	障害庶務担当				
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	06	01	記入日	令和 8年 6月12日	
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	06	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			● 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					○ 対象外

事業期間	平成１８年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	障害者総合支援法	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：3－1		
対象	障害児・者		
事業目的	障害者等が能力や適正に応じ、できるだけ自立した生活が送れるような地域社会の実現をめざす。		
事業内容	障害者等がサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場で契約しサービスを利用する。また、自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支える。		
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（■ ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■ 企業　■ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など
	事　業　費		3,600,496	4,010,971	4,310,971	4,510,971	4,710,971
	財源内訳	国庫支出金	1,845,295	1,999,974	2,099,974	2,199,974	2,299,974
		県支出金	930,901	1,000,692	1,050,692	1,100,692	1,150,692
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	824,300	1,010,305	1,160,305	1,210,305	1,260,305
	人　件　費		17,992.8	17,045.28	17,045.28	17,045.28	17,045.28
	投入人員	常勤職員	2.52 人	2.52 人	2.52 人	2.52 人	2.52 人
		非常勤職員	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人
	事業費＋人件費		3,618,489	4,028,016	4,328,016	4,528,016	4,728,016

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	障害支援区分認定件数	障害支援区分の認定件数	件	150 185	150 206	150 244	150 225	150 249
	事務事業成果①	障害福祉サービス等・障害児通所サービス等利用者数	当該サービス等の延べ利用者数	人	18,000 18,982	18,500 18,260	19,000 24,516	19,500 26,881	20,000 29,913
	総合戦略KPI①	障がい者就労支援サービス利用者数	延べ利用者数	人	2,447 2,921	2,577 3,221	2,707 3,637	2,837 3,934	2,967 4,496

目標達成状況の分析

Ａ：全ての目標を達成した。

＜判断理由＞

すべての指標において、市内に障害児者の事業所が開設されたこと等などから目標値を上回る結果となった。引き続き、事業者からの開設相談に速やかに対応する。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	B	B	B	施策の目標達成に向けて貢献しているか。 Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞
経費水準	B	B	B	事業費・人件費の水準は適正か。 Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞
事業手法	B	B	B	事業手法は適正か。 Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞
受益・負担の公平性	B	B	B	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。 Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	取組名：効率的な会議実施手法の実践 戸田市介護給付費等の支給に関する審査会において、全12回をZoom形式にて実施することで、費用弁償の支払いが不要となり、審査会の参加率は、93.3%と高い水準を維持することができた。 財政効果（実績値）：112千円　積算根拠：2,000円×56名＝112,000円
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 障がい者総合計画に基づき、サービスの提供体制の確保に努めるとともに、平成３０年度に策定した戸田市障害福祉サービス等支給決定基準の導入により、給付に係る費用の適正化を図っていく。 また、障がい者総合計画に基づき、見込量と実績値等の確実な把握に努めていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	24447　地域生活支援事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	06	02	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	06	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外
事業期間	平成１８年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	障害者総合支援法		関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画 16　障がい者アート展の実施やパラスポーツに触れる機会の創出			
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	障害児・者						
事業目的	障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施する。						
事業内容	障害者総合支援法に基づき、市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援事業を実施。必須事業としては、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業があり、その他に、日中一時支援事業、自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成、訪問入浴サービス等を実施している。						
実施主体	■市による単独直営　■委託　（■ｻﾋﾞｽ･財団　■企業　■市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		外出の際の移動の介護、相談支援	外出の際の移動の介護、相談支援	外出の際の移動の介護、相談支援	外出の際の移動の介護、相談支援	外出の際の移動の介護、相談支援
	事　業　費		371,189	430,836	430,836	430,836	430,836
	財源内訳	国庫支出金	69,814	138,960	138,960	138,960	138,960
		県支出金	34,907	70,537	70,537	70,537	70,537
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ　の　他	26	0	29	29	0
		一般財源	266,442	221,339	221,310	221,310	221,339
	人　件　費		27,346.2	25,906.12	25,906.12	25,906.12	25,906.12
	投入人員	常勤職員	3.83 人	3.83 人	3.83 人	3.83 人	3.83 人
		非常勤職員	1.9 人	1.9 人	1.9 人	1.9 人	1.9 人
	事業費＋人件費		398,535	456,742	456,742	456,742	456,742

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	相談支援事業所数	相談支援事業を委託する事業所数	箇所	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
	事務事業成果①	相談支援事業利用者数	相談支援事業の延べ利用者数	人	19,000 35,535	19,500 33,438	20,000 43,395	20,500 42,149	21,000 31,371

目標達成状況の分析

Ａ：全ての目標を達成した。

＜判断理由＞

相談支援事業所数及び相談支援事業の延べ利用者数について目標値を達成した。特に、相談支援事業の延べ利用者数が目標値を大きく上回った。その要因として、相談支援事業の定着が考えられ、障害者等の日常生活に必要な援助を行うことができ、地域の特性や利用者の状況を把握し、自立した日常生活を営めるための一助となっている。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	B	B	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	障害者週間（毎年12月3日から12月9日）に、市役所2階会計課前と、郷土博物館との連携により障がい者アート展を実施した。また、障害者差別解消法において、合理的配慮の提供が義務化されたことによる、円滑な施行に向け、民間事業者向けに研修会を三市（川口市、蕨市、戸田市）合同で実施した。このことにより、より多くの方に障がい理解を深める機会を設け、当事者の社会参加のきっかけづくりとするだけでなく、広く障がいに対する理解促進を図った。
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 引き続き、地域の特性や利用者の状況に応じて効率的・効果的に事業を実施していく。 また、令和8年度に策定する「第8期障がい福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」に基づき、提供体制の計画的な確保を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	24449　医療費給付事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課					担当	障害庶務担当			
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	06	03	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	06	03		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外
事業期間	平成１８年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則、更生医療運営要領（厚労省社会・援護局長通知）		関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画			
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	更生医療・育成医療：身体の障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者　療養介護：医療及び常時の介護を必要とし、長期の入院による医療的ケアを要する者　肢体不自由児：医療型児童発達支援を利用する者						
事業目的	身体の障害を除去または軽減するための治療や、障害者が生活を送るうえで必要な医療的ケアに係る医療費を給付する。						
事業内容	自立支援医療費（更生医療・育成医療）、療養介護医療費及び肢体不自由児通所医療費の給付						
実施主体	□市による単独直営　■委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		自立支援医療費、療養介護医療費等の給付事業	自立支援医療費、療養介護医療費等の給付事業	自立支援医療費、療養介護医療費等の給付事業	自立支援医療費、療養介護医療費等の給付事業	自立支援医療費、療養介護医療費等の給付事業
	事　業　費		175,992	207,378	207,378	207,378	207,378
	財源内訳	国庫支出金	112,261	103,639	103,639	103,639	103,639
		県支出金	48,327	51,820	51,820	51,820	51,820
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	15,404	51,919	51,919	51,919	51,919
	人　件　費		6,497.4	6,155.24	6,155.24	6,155.24	6,155.24
	投入人員	常勤職員	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人	0.91 人
		非常勤職員	0.1 人	0.1 人	0.1 人	0.1 人	0.1 人
	事業費＋人件費		182,489	213,533	213,533	213,533	213,533

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	障害者医療費受給者数	更生・育成医療、療養介護、肢体不自由児通所	人	180 198	180 180	180 169	180 168	180 175
	事務事業成果①	障害者医療費延べ給付件数	更生・育成医療、療養介護、肢体不自由児通所	件	1,700 1,895	1,700 1,870	1,700 1,855	1,700 1,917	1,700 1,953

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 受給者数については目標値を下回ったが、給付件数については目標値を達成した。申請されたものについて、適正に認定を行い速やかに給付した。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞

経費水準	５年度	６年度	７年度	事業費・人件費の水準は適正か。
	A	A	A	Ａ：経費の精査が十分になされている。 ＜判断理由＞

事業手法	５年度	６年度	７年度	事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞

受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	
	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 今後も適正かつ速やかな給付決定など、円滑な事務を実施する。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	33124　発達支援事業													
担当組織	教育委員会事務局				教育政策室					担当	教育センター担当			
組織コード	R8	62	06	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	10	01	05	02	02	記入日	令和 8年 8月 3日
	R7	62	06	00		R7	01	10	01	05	02	02		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策				○ 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					● 対象外

事業期間	平成２２年度 ～ 令和５年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則	関連計画 施政方針	第４次戸田市教育振興計画、戸田市教育委員会指導課「指導の重点・主な施策」
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	幼児、児童生徒、保護者、教職員		
事業目的	発達障害等に係わる幼児児童生徒の継続的な支援を行うために教育・医療・保健・福祉等の関係機関が連携した支援体制の充実を図る。		
事業内容	・発達相談に係わる窓口業務　・相談事業、相談支援ファイル活用事業、関係諸機関連携事業　・巡回相談員派遣事業　・特別支援教育研修事業		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		発達支援事業	発達支援事業	発達支援事業	発達支援事業	発達支援事業
事業費		10,704	12,887	12,887	12,887	12,887
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	10,704	12,887	12,887	12,887	12,887
人件費		0	0	0	0	0
投入人員	常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	非常勤職員	2人	2人	2人	2人	2人
事業費＋人件費		10,704	12,887	12,887	12,887	12,887

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	巡回相談件数	巡回相談により巡回相談員を学校へ派遣した回数	回	35 38	35 40	35 40	35 36	35 42

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 巡回相談員派遣件数は42回で目標を達成できた。専門的知識を有する巡回相談員による教員への指導・助言を通して、児童生徒への支援の充実が図られた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 多様なニーズに応じた学校支援、保護者・児童生徒支援を行うことができている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 質の高い巡回相談員を派遣できていることから、経費は適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 社会のニーズに合わせた、質の高い事業が展開できており、事業手法は効率的かつ効果的である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 多様なニーズに合わせて事業が行われており、受益・負担は適正である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	早期からの就学相談、巡回相談
令和８年度に実施する取組内容	早期からの就学相談、巡回相談

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 発達支援事業に対する市民のニーズは年々高まるとともに多様化している。そのニーズに応えられるように早期就学相談の充実や業務内容の見直し、発達の段階に応じた効果的な支援の在り方について工夫改善を図る。障害福祉課や福祉保健センターなど関係機関との連携を図り、「サポート手帳」や「就学についての相談会」をより多くの保護者に紹介できるようにしていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7233　就学・教育相談事業													
担当組織	教育委員会				教育政策室							担当	教育センター担当	
組織コード	R8	62	06	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	10	01	05	02	01	記入日	令和 7年 6月17日
	R7	62	06	00		R7	01	10	01	05	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策	14			● 対象
施策	04	世界で活躍できる人間の育成					○ 対象外

事業期間	平成１１年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	児童福祉法、学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則	関連計画 施政方針	第４次戸田市教育振興計画、戸田市教育委員会教育政策室「指導の重点・主な施策」 第５次総合振興計画
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	児童生徒、保護者、教職員		
事業目的	特別支援学級への入級相談、発達情緒及び難聴言語による通級指導等の相談に応じることにより、よりよい就学相談の在り方を考える。また、不登校児童生徒の学校適応指導教室への相談やさまざまな電話相談、一般来所相談、外国人児童生徒への日本語指導により、心の教育の充実に努める。		
事業内容	特別支援学級就学相談、発達情緒通級指導、難聴言語通級指導、学校適応指導教室運営、教育相談、外国人児童生徒の日本語指導等の就学・教育相談事業		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		就学・教育相談	就学・教育相談体制の充実及び活用促進	就学・教育相談体制の充実及び活用促進	就学・教育相談体制の充実及び活用促進	就学・教育相談体制の充実及び活用促進
	事　業　費		181,496	200,357	200,357	200,357	200,357
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	4,812	4,812	4,812	4,812
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	103	103	103
		一般財源	181,496	195,545	195,442	195,442	195,442
	人　件　費		9,282	8,793.2	8,793.2	8,793.2	8,793.2
	投入人員	常勤職員	1.3 人	1.3 人	1.3 人	1.3 人	1.3 人
		非常勤職員	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
	事業費＋人件費		190,778	209,150	209,150	209,150	209,150

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	教育相談の充実	祝日以外の教育相談の実施日数	日	350	280	280	280	280
					280	280	280	280	280
	事務事業活動②	「すてっぷ」（教育支援センター）の設置	すてっぷ開催日数	日	200	200	200	200	200
					200	200	184	200	200
	事務事業成果①	教育相談件数	教育センター心理専門員の相談件数	件	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
					3,330	2,160	2,604	2,646	2,503
	事務事業成果②	「すてっぷ」活動の充実	すてっぷ在籍児童生徒数	人	25	25	25	25	25
					30	40	65	54	35

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 市内全小・中学校にはスクールカウンセラーを、教育センターには心理専門員を配置しており、保護者や児童生徒の相談を受け付けている。相談内容は、不登校、性格・行動から、発達障害にかかわる内容まで多岐にわたっている。また、教育支援センター「すてっぷ」「西すてっぷ」は、在籍児童生徒のニーズに応じながら、学習と基本的生活習慣確立の両面から支援を行っている。市民ニーズの面から、就学・教育相談事業の果たす役割の重要性が増している。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 個々の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた支援体制を構築し、目標の達成に大きく貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 本事業には、専門的知見をもった人員を配置し、多様な相談事業に対応できる体制を整備する必要がある。そのため、質の高い専門職を任用するための事業費や人件費は適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 多様な教育的ニーズに対応するため、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 個々の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた支援体制について、受益・負担は適正である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	中学校の校内サポートルームにサポートスタッフを配置し、学習支援を実施した。 ＳＮＳ教育相談を実施するなど、多様な相談方法の場を設置した。
令和８年度に実施する取組内容	学校や家庭と多様な学びの場の有機的連携の推進

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 業務委託による相談業務の効率化と質の高い相談体制の構築を推進するとともに、その効果について検証を進める。また、教育相談事案に起因する不登校への対策を検討する体制を整える。さらには、ぱれっとルームや教育支援センターすてっぷの連携について推進していく。

令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策14：障がい福祉環境の整備･充実[中心となる部局：健康福祉部]

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	障害者雇用を行っている戸田市内の企業数を教えてほしい。	（以下、事務局） 戸田市を含む埼玉県内の企業における障害者雇用の状況については、施策29のNo.3をご参照ください。
2	事前質問	商工会としても障がいのある方が働ける職場があるか確認します。	
3	事前質問	市役所や戸田市関連で障害者雇用数または雇用率はどの程度ですか。	（以下、事務局） 戸田市の市長部局及び教育委員会における障害者数は32人で、実雇用率は2.93%です。（令和7年6月1日時点） また、戸田市上下水道事業のおける障害者数は1人で、実雇用率は2.63%です。（令和7年6月1日時点） いずれも、上記時点での法定雇用率（2.5%）を達成しています。 https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/153/jinji-syougai.html
4	事前質問	障害にもいろいろな状態があると思うが、自立支援はどこまでが自立となるのか（一人暮らし･収入を得る等）	障害者の自立については、障害者基本法及び障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害のある方が自らの意思に基づいて生活のあり方を選択し、必要な支援や福祉サービスを活用しながら、地域社会の一員として自立した日常生活及び社会生活を営むことができる状態であると認識しています。
5	第３回外部評価委員会	ロジック･モデルシートの中間成果欄に「障害者の日常生活における不安の一部が解消される」とあるが、一部としている理由を教えてほしい。	具体的な部分を示す意図はなく、ロジックモデルの最終成果「～地域で安心して日常生活及び社会生活を送ることができる状態」に繋がる状態を表現するために、一部という言葉を用いたものです。
6	第３回外部評価委員会	ロジック･モデルシートの活動欄に「特別支援教育担当者に対する指導助言について支援する」とあるが、「特別支援教育担当者に対して指導助言する」の誤りではないか。	本事業は、「市が直接担当者へ指導･助言を行う」のではなく、「外部の専門指導者を派遣し、その指導者を通じて特別支援教育担当者への指導･助言が行われるよう市が支援（コーディネート等）」しております。 そのため「支援する」という表記を用いておりましたが、ご指摘の通り、誤解を招きやすい表現となっておりました。事業の実態（指導者の派遣）と施策の意図がより明確に伝わるよう、表記を見直し「特別支援教育担当者への指導･助言を行う専門指導者を派遣する」に修正いたします。
7	事前質問	ロジックモデルシートにおいて、施策指標の障がい者に対する就労支援サービス件数に対しては教育委員会系統の事業が全く作用していません。一方、障がい者（児）が相談支援専門によるサービスの利用支援等を受けた数に対しては障害福祉課系統の事業が全く作用していません。なぜでしょうか？	ロジックモデルの中間成果から上部に伸びる矢印については、最終成果全体につながるものとして、ロジックモデルを作成したところです。しかしながら、例えば、右２本が「障害者（児）が相談支援専門員によるサービスの利用支援を受けた数」に繋がっているように見えるなど、分かりにくい配置となっていることから、分かりやすいものとなるよう事務局と調整させていただきます。 （以下、事務局） 令和8年度第2回外部評価委員にてお示ししたとおり、ロジック･モデルシートと後期基本計画の関係性を強化すべく、令和8年度版ロジック･モデルシートから、以下のとおりとします。 ＊最終成果＝後期基本計画の「施策の目的」及び「施策指標」 ＊中間成果＝後期基本計画の「取組の方針」 また、施策14に限らず、中間成果のロジックが施策指標ではなく、最終成果に繋がるよう変更します。その結果、複数の中間成果が、1つの最終成果に結びつくことが視覚的に読み取れるよう改善され、ご指摘いただいたような点は解消されると認識しております。

施策14：障がい福祉環境の整備･充実[中心となる部局：健康福祉部]

No.	区分	事前質問事項	回答
8	第３回外部評価委員会	発達障害者の人数はどのように計上しているか。例えば、家族が発達障害であると思っていなくても、学校や専門機関が発達障害とみなした場合は人数に計上されるのか。その結果として、発達障害の人数が増えているのか。	「発達障害」は、発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されております。 市では、医師の診断と本人等の申請により、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳、障害福祉サービス受給者証などが交付された方を人数として把握しております。 一方で、教育や保育現場では、診断の有無に関わらず「特別な支援を必要とする児童･生徒」として実態を把握し、支援体制の構築に繋げています。 近年の増加傾向は、発達障害への社会的な理解が広まり、現場での早期発見や保護者との面談を通じた理解促進が、医療機関への受診や福祉サービスの申請に結びつき、結果として各種サービスの利用の増加に表れているものと認識してます。
9	事前質問	障害者手当の内訳は市と国と県でどのくらいの割合になっているのか。	事務事業「障害者手当等支給事業」においては、大きく以下の２種類の手当に分かれます。 ①法律に基づき支給する特別障害者手当など →負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4となります。 [参考] R7年度実績：延べ1,683人　38,644,800円 ②市条例に基づき支給する重度障害者等福祉金 →負担割合は、県1/2、市1/2となります（これに市独自の金額を上乗せして支給） [参考] R7年度実績：延べ25,356人　181,168,000円
10	事前質問	戸田市の障害者施設にはどんなものがあるか、どこにあり、収容人数と利用人数が見合っているか。	制度上、障害者施設には、日中活動を支援する「生活介護」や、「就労継続支援」、居住を支援する「グループホーム」、相談を担う「相談支援事業所」など様々なサービスを提供する施設があります。 各サービスを提供する施設の収容定員と利用人数の見合いについては、現在進行中の第7期戸田市障がい福祉計画に基づき、必要なサービス量の見込みを把握し、民間事業所の拡充などにより、ニーズに見合った基盤整備を行っています。 また、施設は市内全域に点在していますので、民営を含めた障害者福祉施設等については、参考資料１「障害者福祉施設等一覧」を御参照ください。
11	事前質問	現在の市内の福祉作業所は何ヶ所あるのでしょうか。	戸田市立福祉作業所は、「もくせい園･かがやき･ゆうゆう」の３か所で、日中の生活支援を行う「生活介護」や就労に向けた支援「就労継続B型」など障害福祉サービスを提供しています。（民営を含めた障害者福祉施設等については、参考資料１「障害者福祉施設等一覧」を御参照ください。）
12	事前質問	教育政策室の中間成果では、（発達障害の児童生徒が安心して学校生活を送れるようになる）としています。そこでお伺いいたします。現在、市内には支援学級、何校設置されているのでしょうか。また戸田公園、戸田周辺は足りているようですが、美女木エリアにはなく不便との声も耳にします。地域的な偏りについてどのように認識しているのか。また。今後、支援学級を増設する予定があるのかお聞かせください。	本市では、小学校１２校、中学校６校全１８校に特別支援学級を設置しております。特別支援学級の設置については法律が定める基準に基づいて設置することとされており、対象となる児童生徒や保護者の障がい種やニーズを踏まえ検討し設置しております。よって、市内の各地域における設置状況は、それぞれの学校･エリアにおける対象児童生徒数や障がい種、ニーズを踏まえたものとなっており、意図的に特定の地域に集中させたり、偏りが生じるような設置は行っておりません。今後の増設につきましても、あらかじめ地域ごとに増設を計画するものではなく、毎年度各学校において対象となる児童生徒の入学や在籍の状況を踏まえて、その都度、検討を行い設置を行ってまいります。

施策14：障がい福祉環境の整備･充実[中心となる部局：健康福祉部]

No.	区分	事前質問事項	回答
13	事前質問	障害者福祉以外に、施策評価シートとにある ‘社会のバリアフリー化を推進 ’という取り組みには、どんな施策があるのでしょうか。	施策評価シートの「施策の目的」欄に記載している「社会のあらゆる活動に主体的に参加できるよう社会のバリアフリー化を推進」については、心や意識のバリアフリー(不安等の解消)の取組として、「地域社会における共生の実現に向けた、①障害者福祉への理解②障害者の自立や就労③発達支援や就学相談」など、前期基本計画の「取り組み方針」の中で取り組んできました。 また、今年度スタートした第5次戸田市教育振興計画において、新たに誰一人取り残されない教育の実現を目指し、「戸田型インクルーシブ教育モデルの推進」を掲げております。具体的には、各学校において、学校経営、学級経営、授業改善の３つの観点から現在の学校の取組をインクルーシブ教育の視点から捉え、各学校でインクルーシブ教育実践計画を策定を目指し、これまでの取組の見直しを行うなど全ての子どもが安心して学び、成長できる教育に向けて取り組んでいるところです。 なお、いわゆる「物理的なバリアフリー」への取組については、施策21「快適で秩序ある美しい市街地の形成」が中心となって取り組んでおります。

令和7年度

1ページ

施策24:公共交通が利用しやすい環境の整備・推進　　**目的:市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、市民の誰もが公共交通機関を利用して、快適に移動できる環境を整えます。**

最終成果:バス・電車を利用できる環境が維持・実現された状態

施策指標:公共交通機関の利便性向上の満足度

施策指標:tocoバス利用人数

施策指標:市内3駅駅前自転車駐車場の満車回数

中間成果
事務事業の活動成果による中期的な成果

- 市内路線バスの交通利便性が維持される
- 鉄道事業者が要望内容に沿って改善し、安全性・利便性などが向上する
- 公共交通機関を補完する新たな交通手段として、シェアサイクルの利用が定着する
- 公共交通の利便性が向上する
- 高齢者や障がい者等の交通弱者に対する市内の移動利便性が向上する
- 公共交通サービス水準が低い地域が解消される
- 駅前等の公共の場所における通行の安全性や快適性が向上する
- 駅への接続が良くなり、鉄道・バスへの乗り継ぎ利便性が向上する

直接成果
事務事業の活動成果による短期的な成果

- 路線バスの運行が維持・継続される
- 鉄道事業者が要望内容に沿って改善の検討を行う
- シェアサイクルの利用者数、利用回数が増加する
- 計画に位置付けられた施策・事業が実施される
- 地域公共交通計画が策定される
- 障がい者やベビーカー利用者などのバス乗車利便性が向上する
- コミュニティバスの安全かつ安定的な運行が維持される
- 駅前等における自転車の放置が抑制され、放置自転車が減少する
- 誰もが自転車駐車場を利用できる環境が維持される

【産出】
「活動」の直接的な結果

- 路線バス事業者が、市が補助した路線の運行を行う
- 鉄道事業者が要望内容を把握し、市の問題意識を認識する
- 公有地・私有地へのシェアサイクルポートの設置が進む
- 地域公共交通計画策定に向けた協議が行われる
- 市内を運行するノンステップバスの台数が増加する
- 路線バスが運行していない地域でコミュニティバスを運行する
- 車両が更新され、安全性や快適性が向上する
- 駅前などの放置自転車を撤去する
- 駅前などの放置自転車に警告札を貼付する
- 自転車駐車場利用者が増加する
- 委任された民間事業者が利用状況に応じた定期利用・一時利用の台数調整を行う

【活動】
具体的に行う取り組み

- 路線バスのうち収支の均衡が困難な路線に対して補助を行う
- 市内3駅の安全性や利便性の向上などについて鉄道事業者に要望する
- シェアサイクルの実証実験を継続して実施する
- 地域公共交通計画の策定に向けて地域公共交通協議会を運営する
- ノンステップバスを導入する事業者に対して補助を行う
- コミュニティバス運行事業者に対して運行補助を行う
- コミュニティバス車両更新に係る補助を行う
- 駅前等に撤去作業員を配置し、自転車の放置防止に向けた啓発や指導等を行う
- 駅周辺の自転車駐車場の管理運営を専門の経営ノウハウを有する民間事業者に委任して行わせる

【投入】
事務事業

- 交通対策事務費　都市交通課
- コミュニティバス運行事業　都市交通課
- 放置自転車対策事業【再掲】←20(円滑な通行空間)　都市交通課
- 自転車駐車場管理事業　都市交通課

施策
24

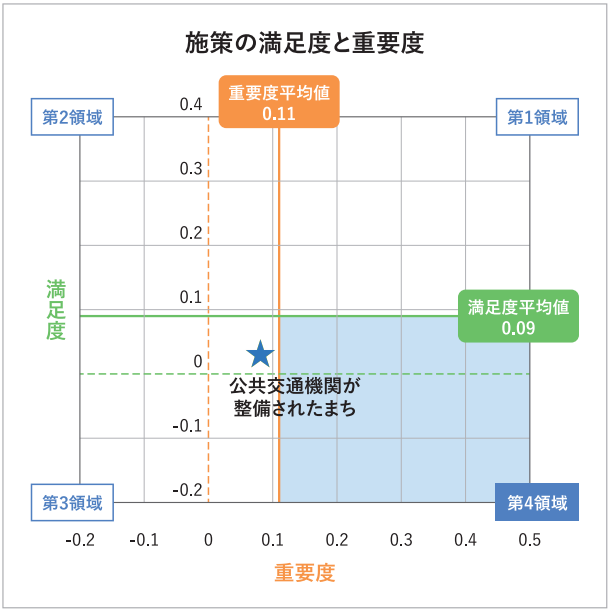
公共交通が利用しやすい環境の整備・推進

【施策の目的】

市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、
市民の誰もが公共交通機関を利用して、快適に移動できる環境を整えます。

現況と課題

- 今後、人口の増加幅が減少に転じるとともに、高齢化が進み、市内の人口分布や生活形態の変化が交通の流れにも影響を及ぼすことが想定されるなか、公共交通の利便性の向上に向けた対応が求められています。
- 路線バスで補完しきれない交通不便地域の解消を目的として、戸田市ではtocoバス※を運行させてきました。路線バスとtocoバスは共に市内公共交通における重要な手段であり、両者が共存共栄していく必要があります。一方で、tocoバスの乗客数の増加が路線バスの乗客数の減少につながる側面があるほか、自転車の利用者の増加もバスの乗客数の減少要因となっており、安定的な公共交通網の維持に向けた対策が求められています。
- JR埼京線については、終電時間の後ろ倒しによる運行時間の延長やホームドアの設置、通勤・通学時の混雑の解消が課題となっています。
- 安全な通行区間を維持するため、放置自転車に対する継続的な対策が求められています。また、戸田市に関係する新たな公共交通に関する情報を把握し、対策を講じていく必要があります。





埼玉県立南稜高等学校 協力・提供



取り組みの方針

(1)安定的な地域公共交通網の確保

- tocoバスと路線バス乗客数のバランスを取るため、市民のニーズを把握した上で、各運行事業者と協議しつつ、バスの乗車状況や採算性を考慮し、対策を講じます。
- 路線バスとtocoバスとの共存関係を維持するとともに、路線の維持を図ります。

(2)鉄道利用の利便性向上

- JR埼京線の利便性向上に向け、東日本旅客鉄道株式会社に対する働き掛けを継続的に行います。

(3)駅前通行区間の維持

- 放置自転車の撤去を引き続き実施するとともに、自転車駐車場を適切に管理運営することで、自転車の放置を防止します。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
公共交通機関の利便性向上の満足度	公共交通の利便性の向上に満足している市民の割合	28.3%	30.0%	【市民意識調査】 平成26年度(2014年度)の値に改善
tocoバス利用人数	tocoバスの年間利用者数	367,996人	370,000人	平成30年度(2018年度)の値以上に改善
市内3駅駅前自転車駐車場の満車回数	駅前自転車駐車場の満車回数(一時利用)	0回	0回	誰もが自転車駐車場を使用できる状態を維持

関連計画

- 戸田市都市交通マスタープラン
- 戸田市交通安全計画

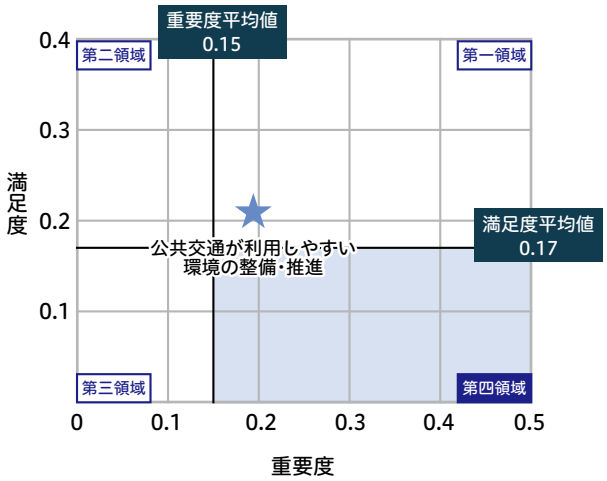
施策24 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進

施策の目的

市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、市民の誰もが公共交通機関を利用して、快適に移動できる環境を整えます。

■ 現況と課題

- 全国的な傾向として、鉄道やバスの利用者数はコロナ禍以前の水準まで回復せず、路線バスの系統廃止や運行回数の減少など、公共交通サービス水準が低下しつつあります。
- 令和６年（2024 年）４月に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が改正され、時間外労働の上限規制や拘束時間などの基準が変更されたことで、既に顕著であったバスやタクシーの運転手不足が深刻化しています。
- 将来にわたり市民が利用しやすく、持続可能な公共交通の維持、向上を図るため、人口動態の変化や地域性、人流の動向を踏まえた上で、移動ニーズに対応した市内公共交通サービスの維持とともに、公共交通サービス水準の低い地域における改善が必要です。
- 駅ホーム上における転落事故や接触事故を防止するため、市内３駅のホームドアの早期設置が求められています。
- 路線バスと toco バス※の役割分担に応じた相互補完関係を構築するとともに、バスの利便性向上や利用促進を図る必要があります。
- 本市は、交通分担における自転車の利用率が埼玉県内１位であり、市内の移動手段として自転車が盛んに活用されていることから、公共交通を補完する手段として、令和４年（2022 年）３月から官民連携によるシェアサイクルの実証実験に取り組んでいます。
- 交通拠点である市内３駅は自転車を利用する市民が多く、自転車等の駐車需要に対応した環境整備と放置自転車の防止を図る必要があります。





■ 取組の方針

（1）持続可能な公共交通の維持・確保 総合戦略

- 各交通モードにおける地域の関係者の連携、協働（共創）を通じて、平坦でコンパクトな地域特性を生かしつつ、様々な移動手段を選択可能で、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成に向けて取り組みます。
- 鉄道やバス、タクシーなど、現状の公共交通ネットワークの維持、確保を図るとともに、自家用車に過度に依存しない持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 交通事業者や関係機関などと連携し、バス等の運転手確保に向けた支援策を検討します。

（2）市民の移動ニーズに対応した公共交通サービスの提供 総合戦略

- 公共交通は市民の日常生活に欠かせない移動手段であることから、公共交通サービス水準の維持、改善、鉄道やバスなどの乗り継ぎ機能の強化、新たな公共交通サービスの検討に努めます。
- 鉄道駅ホームドアの早期設置に向けて、東日本旅客鉄道株式会社に対する働きかけを行うとともに、支援策を検討します。

（3）自転車駐車場の適切な管理運営

- 民間事業者との連携により、適切な管理運営を行うことで、誰もが駅前自転車駐車場を利用できる状態を維持するとともに、駅を中心に自転車の放置を防止します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
公共交通が利用しやすい環境の整備・推進に関する満足度	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進に満足している市民の割合	37.7%	44.0%	【市民意識調査】 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの増加率の平均値（年1.26ポイント）を加算
toco バスの利用者数	toco バスの全循環の年間利用者数	390,649人	403,000人	令和12年度（2030年度）の時点で約3%増を推計
市立自転車駐車場（8ヶ所）の稼働率	自転車駐車場の利用台数を収容可能台数で割った割合	68.9%	70.0%	

■ 関連計画

- 第3次戸田市都市マスタープラン
- 戸田市立地適正化計画
- 戸田市バイシクルシティ推進プラン
- 戸田市地域公共交通計画

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月19日	作成部局名	都市整備部	担当部局名			

１．施策の位置づけ　＜PLAN＞

基本目標	05 快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	担当課	都市交通課	
		担当課		
		担当課		
施　　策	24 公共交通が利用しやすい環境の整備・推進	関係課		
		関係課		
		関係課		
施策の目的	市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め、市民の誰もが公共交通機関を利用して、快適に移動できる環境を整えます。			

２．施策の主な取り組み　＜DO＞

取り組み	交通対策事務費
取り組み	コミュニティバス運行事業
取り組み	自転車駐車場管理事業
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	

３．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明（算　定　式）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
ｔｏｃｏバス利用人数	tocoバスの年間利用者数	人	370,000	367,996	289,715	305,333	342,008	390,649	418,777
市内３駅駅前自転車駐車場の満車回数	駅前自転車駐車場満車回数（一時利用）（誰もが使用できる状態を維持　）	回	0	0	0	0	0	0	0
公共交通機関の利便性向上の満足度	利便性向上に満足している市民の割合（市民意識調査　）	%	30	28.3	31.4	―	43.1	―	37.7
その他施策の取組事項に係る成果									

４．施策の展開　＜ACTION＞

課題	運転手のなりて不足に加え、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が適用された「2024年問題」によって運転手不足に拍車がかかり、市民生活の基盤を支える地域公共交通の維持・確保が困難な状況となっている。利用者数はコロナ禍前の水準に回復しつつあるが、人件費の上昇やエネルギー価格の高騰などにより、公共交通事業者の経営は厳しさを増し、路線バスの系統廃止などサービス水準が低下しつつある。将来にわたり市民が利用しやすく、持続可能な公共交通の維持、向上が求められている。	対応策	公共交通は市民の移動手段として欠かせないものであることから、令和８年３月策定の「戸田市地域公共交通計画」に基づき地域公共交通の維持・確保や利便性の向上に努めるとともに、公共交通事業者に対する支援を行う。また、鉄道、バス、タクシーなど、現状の公共交通ネットワークの維持確保を図るとともに、「戸田市地域公共交通協議会」の議論を経て、コミュニティバスの運行体制の見直し等を検討していく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月19日	作成部局名	都市整備部	担当部局名			

○結果と今後の方向性

進捗状況 （A躍進中、B予定通り、C遅れ気味）	説　明 （総評）
B	全ての指標に対して目標を達成することができた。市民の移動手段を確保するため、厳しい経営環境にある路線バス運行事業者の支援や、移動需要や利用ニーズ等を踏まえ、コミュニティバスの運行体制を見直す必要がある。また、市内３駅のホームドア整備やノンステップバスの導入に対する運行事業者への支援を行い、公共交通のバリアフリー化の促進を図る必要がある。さらに、平坦で自転車利用率の高い本市の状況から、駅前自転車駐車場の適切な運営や、戸田市バイシクルシティ推進プランに基づき事業展開を図る必要がある。

今後の方向性（予算）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	203,355	↑	448,506	↓	327,332	↓	193,058
説明	令和９年度からJR埼京線各駅へのホームドア整備が実施されることから、事業費が増額となっている。また、既存の公共交通網を維持・確保していくために、継続的な公共交通事業者への支援は必要である。						

今後の方向性（人員）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
（↑増加、→維持、↓削減）	20,630	→	20,630	→	20,630	→	20,630
説明	公共交通の維持確保に向けた施策を展開するにあたって、コミュニティバスの運行体制を見直すため、現行の人員体制を維持していく必要がある。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 R9計画額	事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
01	交通対策事務費　（都市交通課）														
	01	交通対策事務費 01 02 01 12 01 01 路線バスへのノンステップバス導入や、市の東西公共交通	任意	19,809 17,988 274,988 153,988 10,484		－	－	2	○	A	B	B	B	A	路線バスの運行維持や各駅ホームドアの設置について交通事業者と協議を図っていく。
02	コミュニティバス運行事業　（都市交通課）														
	01	コミュニティバス運行事業 01 02 01 12 02 01 駅や病院、公共施設等を結び、使いやすく安心して利用で	任意	130,269 155,246 151,854 151,854 6,764		－	○	1	○	A	C	B	C	A	移動需要や利用ニーズ等を踏まえた運行体制の見直しを図っていく。
03	自転車駐車場管理事業　（都市交通課）														
	01	自転車駐車場管理事業 01 08 01 02 03 01 市立自転車駐車場8箇所の効果的・効率的な管理運営を実	任意	17,283 30,121 21,664 0 3,382		－	－	1	○	A	A	B	A	A	指定管理者と協議しながら、利便性の向上を図っていく。
02	放置自転車対策事業　（都市交通課）														
	01	（再掲）放置自転車対策事業 01 08 01 02 02 01 放置禁止区域や自転車駐車場、公共の場所に放置されてい	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照											

計（千円）		R7決算額	R8計画額	R9予算額
	事業費	167,361	203,355	448,506
	うち一般財源	149,078	171,719	305,842

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	6888　交通対策事務費													
担当組織	都市整備部				都市交通課					担当	地域公共交通担当			
組織コード	R8	20	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	02	01	12	01	01	記入日	令和 8年 6月18日
	R7	20	05	00		R7	01	02	01	12	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	05	快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	再掲施策				● 対象
施策	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進					○ 対象外

事業期間	平成２３年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）	関連計画 施政方針	戸田市都市交通マスタープラン 戸田市バイシクシティ推進プラン 64「戸田市バイシクルシティ推進プラン」の策定と自転車まちづくりの推進
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	市民、交通事業者		
事業目的	市内の公共交通体系の円滑化を図るため、鉄道事業者や路線バス事業者等に対する要望等の連絡調整を行う。 交通バリアフリー化に向けて、事業者と協力した取り組みを進めていく。 自転車まちづくりの推進に向けて、戸田市バイシクルシティ推進プランに基づく自転車関連施策を進める。 公共交通の維持・確保に向けたマスタープランとして、戸田市地域公共交通計画を策定する。		
事業内容	路線バスへのノンステップバス導入や、市の東西公共交通の根幹を成すバス路線の維持に向けた事業者支援を行う。 鉄道事業者へホームドアの設置やＪＲ埼京線の快速電車の増便等を要望するとともに、鉄道事業が実施する駅のバリアフリー化への支援等を検討する。 自転車のまちづくりを推進するため、戸田市バイシクルシティ推進プランに基づく各施策を実施する。 地域公共交通のあり方について戸田市地域公共交通協議会で議論し、令和８年３月の完成に向けて戸田市地域公共交通計画の策定作業を進める。		
実施主体	■ 市による単独直営　□ 委託　（□ 3ｾｸ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　■ 協働･協力（ 交通事業者 ）		
行財政改革の取り組み	該当無し		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		公共交通対策	公共交通対策	公共交通対策	公共交通対策	公共交通対策
事　業　費		19,809	17,988	274,988	151,988	20,988
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	1,000	1,000	121,000	61,000	1,000
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	18,809	16,988	153,988	90,988	19,988
人　件　費		11,067	10,484.2	10,484.2	10,484.2	10,484.2
投入人員	常勤職員	1.55 人	1.55 人	1.55 人	1.55 人	1.55 人
	非常勤職員	0.05 人	0.05 人	0.05 人	0.05 人	0.05 人
事業費＋人件費		30,876	28,472	285,472	162,472	31,472

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	ノンステップバス導入補助	補助金交付件数	台	1	1	1	1	1
					0	1	1	1	1
	事務事業活動②	ＪＲ東日本大宮支社への要望事項	直接要望事項の数	件	2	4	3	3	3
					0	4	3	6	4
	事務事業成果①	ノンステップバス導入台数	導入台数	台	4	2	2	2	2
					4	2	2	2	2
	事務事業成果②	ＪＲ東日本大宮支社への要望事項に対する対応	要望事項への対応数	数	1	1	1	1	1
					1	1	1	1	1
	事務事業成果③	シェアサイクルポート数（公民合計）	シェアサイクルポート数（公民合計）	箇所	0	40	50	60	90
					0	48	66	85	101

目標達成状況の分析

Ａ：全ての目標を達成した。

＜判断理由＞

ノンステップバスについては、西川62系統にて2台の新規導入を実施した。鉄道事業者への要望については、県を通じて4項目の要望事項を提出した。シェアサイクルポート数は、令和7年度末時点で公有地、民有地合わせて101箇所に達した。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞ 路線バスへの補助等により公共交通の維持や利便性の向上、バリアフリー化が図られた。また、シェアサイクルの拡充により自転車交通の利便性向上に寄与した。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 路線バスへの補助金は、実績に基づいて事業者と協議した上で決定していることから、経費水準は適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞ 補助金方式による路線バスの運行維持は効率的で適正である。また、シェアサイクルは有効性を検証している段階であることから、実証実験による事業手法は適切である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 路線バスは多くの市民が利用する公共交通機関であり、路線の維持や利便性の向上を図るうえで、受益と負担の公平性は適正である

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	地域公共交通協議会において、地域公共交通のあり方や維持・確保に向けた協議を行い、地域公共交通に関するマスタープランとなる「戸田市地域公共交通計画」を策定した。 また、北戸田駅及び戸田駅について、鉄道事業者からホームドア設置に関する方向性が示されたことから、ホームドアの早期設置を促進すべく、鉄道事業者に財政的支援を図ることを決定し、補助金交付要綱を制定した。
令和８年度に実施する取組内容	地域公共交通の維持・確保に向けて戸田市地域公共交通協議会の議論を踏まえ、戸田市地域公共交通計画の取組を実施していく。 また、北戸田駅及び戸田駅へのホームドアの施工が2か年度にわたることから、令和8年度は一括設計審査を実施したうえで、補助金の交付決定及び埼玉県の補助金を受けるべく、必要となる申請等（一括設計審査、補助金の交付申請）を行う。併せて戸田公園駅へのホームドア早期設置に向けて、鉄道事業者への要望活動を実施する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○ １現状で継続　● ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 戸田市地域公共交通計画の目標達成に向けて、計画に定める取組を順次推進していく。 また、収支の均衡が困難なバス路線に対して継続して補助を行うとともに、ノンステップバスの導入支援を引き続き実施する。なお、バス路線への補助額は利用状況等を踏まえ、バス事業者と協議し、見直しを図っていく。 市内3駅へのホームドア整備推進に向けて鉄道事業者に財政的支援を行うとともに、鉄道の安全利用に向けた標語の募集や鉄道駅への標語の掲載を行うことで、安全意識啓発を図る。 自転車を活用したまちづくりを進めるべく、戸田市バイシクルシティ推進プランに基づき事業を展開する。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	6986　コミュニティバス運行事業													
担当組織	都市整備部				都市交通課							担当	地域公共交通担当	
組織コード	R8	20	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	02	01	12	02	01	記入日	令和 8年 6月 8日
	R7	20	05	00		R7	01	02	01	12	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	05	快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	再掲施策				● 対象
施策	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進					○ 対象外

事業期間	平成１１年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等		関連計画 施政方針	戸田市都市交通マスタープラン
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：1－1		
対象	コミュニティバス利用者、コミュニティバス運行事業者		
事業目的	路線バスを補完するため、コミュニティバス（喜沢・川岸循環、西循環、南西循環、美笹循環）を運行することで、交通弱者やバスアクセス不便地域の緩和・解消を図る。		
事業内容	駅や病院、公共施設等を結び、使いやすく安心して利用できる市内循環バスの運行		
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み	該当無し		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		コミュニティバス各路線の運行管理	コミュニティバス各路線の運行管理	コミュニティバス各路線の運行管理	コミュニティバス各路線の運行管理	コミュニティバス各路線の運行管理
	事　業　費		130,269	155,246	151,854	153,680	150,406
	財源内訳	国庫支出金	0	515	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	130,269	154,731	151,854	153,680	150,406
	人　件　費		7,140	6,764	6,764	6,764	6,764
	投入人員	常勤職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		非常勤職員	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人
	事業費＋人件費		137,409	162,010	158,618	160,444	157,170

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業 活動①	運行日数	年間の運行日数	日	359 359	359 359	360 360	359 359	359 359
	事務事業 成果①	利用人数	年間の延べ利用者数	人	247,500 289,715	294,300 305,333	312,800 342,008	313,800 390,649	394,550 418,777
	総合戦略 KPI①	利用人数	年間の延べ利用者数	人	247,500 289,715	294,300 305,333	312,800 342,008	313,800 390,649	394,550 418,777

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 運行日数については、年末年始の定期運休日以外は災害などの影響による臨時運休もなく、年間の運行日数の目標値を達成することができた。利用人数についても目標を達成した。なお、令和7年度実績は令和元年度実績に対して113%となり、コロナ禍を超える水準まで回復が見られている。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	B	A	A	＜判断理由＞ 路線バスを補完する公共交通機関として5路線を運行することで、公共交通空白地域及び公共交通サービス水準が低い地域の解消が図られており、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｃ：経費の一部に見直しが必要である。
	C	C	C	＜判断理由＞ 運行収入の赤字分に対して補助金を交付しているが、補助割合が大きいため、利便性を維持しながらも、収支の健全化に向けた見直しを実施していく。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 本市における路線バスを補完する交通手段として、コミュニティバスの運行は適正な手法であり、交通事業者との運行協定により安定的な運行を維持できている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｃ：受益・負担の一部に見直しが必要である。
	C	C	C	＜判断理由＞ 運賃が低廉であることから、補助金の交付により運行を維持しており、受益と負担の公平性の観点から運賃の見直しを検討する必要がある。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	バス車両の経年劣化による交通サービスの持続性の低下を防ぐため、美笹循環及び南西循環の車両更新の準備を進めた（納車及び運行開始は令和8年度以降見込み）。 また、令和8年3月に戸田市地域公共交通計画を策定し、「コミュニティバス運行体制の見直し」を重点取組に位置付けた。
令和８年度に実施する取組内容	令和8年3月に策定した戸田市地域公共交通計画に基づき、移動需要や利用ニーズ等を踏まえた運行体制の見直しを検討する。また、バス運行の安全性向上や乗務員の労働環境改善（運転操作性の向上等）を目的として、喜沢・川岸循環における車両更新の準備を進めるとともに、美笹循環にバスロケーションシステムを導入し、バスの位置情報や到着予測時刻、遅延情報などをスマートフォン等で確認できるようにすることで、利用者の利便性向上と利用促進を図っていく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 令和8年3月策定の戸田市地域公共交通計画に基づき、移動需要や利用ニーズ等を踏まえた運行体制の見直しを検討する。 また、定期的にバスの利用状況を調査し、利便性の向上に向けた見直しを図るとともに、バス車両の経年劣化に備え、計画的に車両更新（入れ替え）を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	6995　自転車駐車場管理事業														
担当組織	都市整備部				都市交通課							担当	地域公共交通担当		
組織コード	R8	20	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	08	01	02	03	01	記入日	令和 8年 6月 5日	
	R7	20	05	00		R7	01	08	01	02	03	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	05	快適に過ごせる生活基盤が整備されたまち	再掲施策				● 対象
施策	24	公共交通が利用しやすい環境の整備・推進					○ 対象外
事業期間	昭和６０年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	戸田市自転車駐車場条例、戸田市自転車駐車場条例施行規則		関連計画 施政方針	戸田市バイシクルシティ推進プラン 64「戸田市バイシクルシティ推進プラン」の策定と自転車まちづくりの推進			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□　施　策　番　号　：						
対象	ＪＲ及び駅周辺店舗利用者						
事業目的	駅へ行くための補助交通用具として、自転車を利用する市民の利便性向上を図るとともに、駅周辺の良好な環境を保持する。						
事業内容	市立自転車駐車場8箇所の効果的・効率的な管理運営を実施し、自転車等利用者の多様なニーズに応じた質の高いサービスを提供することで、自転車等利用者の利便性向上と放置自転車の抑止による良好な駅周辺環境を保持する。 自転車駐車場の管理運営にあたっては、民間事業者の柔軟な発想や専門的知見の活用による市民サービスの向上を目的として平成28年度より指定管理者制度を導入。令和7年度をもって指定管理期間が終了となることから、次期指定管理者の選定を実施する。						
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾝｾﾋﾟ･財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み	該当無し						

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		自転車駐車場の管理運営	自転車駐車場の管理運営	自転車駐車場の管理運営	自転車駐車場の管理運営	自転車駐車場の管理運営
	事　業　費		17,283	30,121	21,664	21,664	21,664
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	17,283	30,121	21,664	21,664	21,664
		一般財源	0	0	0	0	0
	人　件　費		3,570	3,382	3,382	3,382	3,382
	投入人員	常勤職員	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人	0.5 人
		非常勤職員	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人
	事業費＋人件費		20,853	33,503	25,046	25,046	25,046

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	自転車収納総台数	８箇所の自転車駐車場収納総台数	台	10,020	10,020	10,020	10,020	10,020
					10,020	10,020	10,020	10,020	10,020
	事務事業成果①	駐車場定期利用総登録台数	定期利用の月平均登録台数	台	7,915	7,939	6,826	6,860	6,894
					6,532	6,817	7,093	7,184	7,175
	事務事業成果②	駐車場一時利用総台数	月平均利用台数	台	62,993	63,497	66,614	67,280	67,953
					61,067	67,719	70,214	70,152	70,683

目標達成状況の分析	
	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ サービス水準や利便性の向上に向けた取組を実施し、すべての目標を達成した。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 放置自転車対策と併せて実施することで、相乗効果により駅周辺の良好な交通環境を保全することができており、目標達成に貢献している。

経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 指定管理者制度導入後10年目を迎え、民間企業のノウハウを活かした運営管理はもとより、人件費やその他運営経費等を徹底的に見直すことで支出削減を図っている。

事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 24時間体制のサポートセンター、有人管理による利用者補助など、利用者が安全かつ便利に利用できるよう創意工夫を凝らしたサービスを指定管理者が提供しており、効果的な手法である。

受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 近隣自治体の施設と比較しても低廉な利用料金を維持しており、周辺の民間駐輪場の利用料金とも均衡が保たれていることから、受益者負担の適正化が図られている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	全8施設で利用が多い箇所や照明が不十分な箇所に人感センサーライトを設置し、夜間利用時の視認性を確保することで安全性及び防犯性の向上を図った。また、指定管理者候補者選定委員会の審査により次期指定管理者を選定するとともに、新たな指定管理期間に向けて、駐輪設備の入れ替えやキャッシュレス決済の拡充、専用ポータルサイトの開設準備など、利用者の利便性向上や施設の効果的かつ効率的な管理運営を安定的に実施していくための見直しを行った。
令和８年度に実施する取組内容	新たな運用体制の定着を図るとともに、運用の見直しによって生じた課題に対応するため、指定管理者と連携しながら施設の稼働状況等を確認し、必要に応じて改善を図ることで良好な利用環境を確保する。 また、北戸田駅北自転車駐車場1階の雨水滞留を解消するための排水対策工事を実施するとともに、高い利用需要に対応するため、同施設の拡張工事を行う。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 自転車駐車場の利便性向上と効果的かつ効率的な管理運営を安定的に実施していくため、指定管理者と協議のうえ、サービス内容の充実や運営体制の見直しを検討していく。 また、設備の耐用年数経過に伴い、設備更新を検討する段階にあることから、各自転車駐車場の利用状況や周辺環境、社会情勢の変化などを勘案しつつ、今後の自転車駐車場の管理運営の長期的な方向性（あり方）を検討していく。 なお、令和8年度末で賃貸借契約が満了となる駐輪場用地について、令和9年度以降、周辺の地価上昇に伴い賃借料の増加が見込まれることから、令和9年度以降の事業費を増額している。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	6994　放置自転車対策事業													
担当組織	都市整備部				都市交通課							担当	地域公共交通担当	
組織コード	R8	20	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	08	01	02	02	01	記入日	令和 8年 6月 9日
	R7	20	05	00		R7	01	08	01	02	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	04	安全な暮らしを守るまち	再掲施策	24			● 対象
施策	20	安全な道路環境の整備・推進					○ 対象外

事業期間	昭和６１年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市自転車放置防止条例、戸田市自転車放置防止条例施行規則	関連計画 施政方針	戸田市バイシクルシティ推進プラン 64「戸田市バイシクルシティ推進プラン」の策定と自転車まちづくりの推進
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：		
対象	ＪＲ及び駅周辺店舗の利用者等		
事業目的	放置自転車があることにより、歩行者や自転車の通行を妨げたり、緊急活動や災害時の避難に支障を来たすおそれがあることから、これらの弊害を除去することによって、良好な生活環境の保持を図る。		
事業内容	放置禁止区域や自転車駐車場、公共の場所に放置されている自転車等への警告札の貼付や放置禁止啓発活動、放置自転車の整理・撤去 撤去自転車等保管所における撤去自転車等の保管・引渡し		
実施主体	■ 市による単独直営　■ 委託　（□ｼﾙﾊﾞｰ財団　■ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み	該当無し		

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用	放置自転車の撤去、保管、引渡、再利用
	事　業　費		27,930	28,386	29,007	29,007	29,007
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	1,145	856	856	856	856
		一般財源	26,785	27,530	28,151	28,151	28,151
	人　件　費		5,355	5,073	5,073	5,073	5,073
	投入人員	常勤職員	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人	0.75 人
		非常勤職員	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人	0.15 人
	事業費＋人件費		33,285	33,459	34,080	34,080	34,080

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	放置自転車等への警告数	警告札貼付年間延台数	台	2,000	1,950	1,900	1,850	1,800
					1,481	1,753	1,652	1,388	1,313
	事務事業成果①	放置自転車等撤去台数	年間の撤去台数	台	1,200	1,150	1,100	1,050	1,000
					830	874	811	704	668

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 駅周辺概ね300m以内を範囲として警告・撤去活動を実施しており、これまでの取組の効果により、駅周辺における不適切な駐輪台数の規模は縮小しているものと考える。警告台数・撤去台数ともに前年度に比べ減少傾向にあり、目標を達成した。 なお、数値が減少する＝放置自転車数の減少となるため、目標値を下回ることで目標達成としている。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 道路上の放置自転車を減少させ、安全な道路環境を整備するためには、放置自転車が多く発生する駅前を中心に放置自転車への警告・撤去を実施することが不可欠である。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ 事業経費や人件費については、放置自転車への警告・撤去及び保管業務を実施するうえで、必要不可欠な経費であり、適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ トラブル防止を考慮した撤去業務手法や保管業務における台帳管理の実施により、スムーズに撤去自転車の返還を行うなど効率的・効果的に実施されている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 放置自転車の撤去・保管に関する費用を勘案すると、返還金の負担は適正である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	放置自転車の警告・撤去の実績や、道路交通法施行令の一部改正に伴い、自転車等の交通違反に対する交通反則通告制度による取り締まりの動向（令和8年4月施行）について、蕨警察署地域課などと情報を交換し、放置禁止区域外の放置車両の実態把握強化を目指した。
令和８年度に実施する取組内容	撤去台数が年々減少していることから、撤去事業の実施内容を見直すことで、経費の節減に努める。また、実施内容を見直したことで、放置自転車が増加に転じることが無いよう、放置自転車数の推移に留意していく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 土地区画整理事業などにより新しい道路が築造された場合は、新たな自転車放置箇所が発生しないよう注視していく。 駅周辺は放置禁止区域としているため、必要に応じて即時撤去を実施するとともに、警告札の貼付を強化することで、放置自転車の減少を図り、駅周辺や市域全体における良好な交通環境を維持していく。

令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策24：公共交通が利用しやすい環境の整備･推進 ［中心となる部局：都市整備部］

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	施策の目的として「市内外を結ぶ公共交通の利便性を高め」とあるが、評価にあたり、認識しておくべき市外の要因があれば教えてほしい。	広域や地域間を結ぶ、鉄道や路線バスが対象になると捉えており、戸田市周辺における市外の人口や利用者の増減、他自治体における公共交通に関する取り組みにより、影響があると認識しております。
2	第３回外部評価委員会	ロジック･モデルシートの活動欄に「シェアサイクルの実証実験を継続して実施する」とあるが、実証実験なので失敗することも想定され、場合によっては事業の本実施を見送ることも考えられる。実証実験の効果検証はいつどのように行うか。	本市では、令和4年3月から令和10年3月までを実証実験期間としています。効果測定については、令和9年度に実証実験事業者から提出されるレポートを基に、地域、学識経験者、自転車関連団体･事業者等で組織する「戸田市バイシクルシティ推進プラン推進委員会」で確認作業を行う予定としています。
3	事前質問	市内にシェアサイクルポートが急増していますが、利用率というのはわかりますか。（失礼ながら、場所によりあまり利用されていないような実感あり）	令和8年6月末時点でポート数は103か所、同月の利用回数は32,651回、利用者数は9,766人となっており、利用は年々増加傾向にあります。なお、シェアサイクル自転車は、市内･市外への転入転出があるため、総自転車数(母数)が日々変動することから、利用率の算出は困難です。 その代わりとして、自転車回転率(1台あたりの1日の利用回数)は、同月で2.98回となっています。 場所にもよりますが、シェアサイクル自転車の1回当たりの利用時間は、30分以内が全体の約85%を占めているため、あまり利用されていないと感じているものと考えます。
4	事前質問	総合振興計画の「取り組みの方針」（103頁）にJR東日本への交渉が掲げられています。事務事業評評価シート（交通対策事業費）では要望事項1件実現が成果だと記載されています。交渉の成果物とはどのようなものを指すのでしょうか。	本市では、市内3駅におけるホーム上での転落･接触事故件数「ゼロ」を理想と捉えています。 そのため、交渉の成果物は「JR埼京線ホームドア設置」の実現化としております。
5	事前質問	戸田公園駅のホームドア設置は見送られているのか。	「戸田公園駅」についても、JR東日本にできる限り早期にホームドアを設置するよう強く要請しております。 なお、ホームドアの設置については、JR東日本が令和4年4月に公表した資料によると、首都圏在来線の主要路線について、令和13年度末頃までの整備を目指すとされています。
6	事前質問	事務事業評価シート「コミュニティバス運行事業」の評価結果内も経費水準について、「収支の健全化に向けた見直しを実施」とございますが、具体的な内容（便を少なくする･燃料の効率化等？）をご教示ください。また、本件については、経費というよりも例えば運賃の値上げといった収入面から改善するアプローチもあるかと存じますが、仮に運賃の値上げが叶い収支が黒字となった場合委は経費水準はAに変わるのでしょうか？	令和8年3月策定の「戸田市地域公共交通計画」において、収支の健全化も含めコミュニティバスの運行体制(ラウンドダイヤ･一方向運行･ワンコイン運賃等)について検討していくこととしています。 今後、地域･学識経験者･交通事業者･公募市民等で組織する「戸田市地域公共交通協議会」において、具体的な議論を進めてまいります。 なお、今後健全化が図られ黒字になった際には、経費水準は「A(経費の精査が十分になされている)」になり得ると考えております。
7	事前質問	同頁の受益･負担の公平性について運賃の見直しを検討する必要があるとされておりますが、検討状況などをご教示ください。（現状の単価･今後の単価推移等）	コミュニティバスの運賃は、未就学児を除き、大人･子供ともに100円です。令和8年3月策定の「戸田市地域公共交通計画」において、コミュニティバスの運行体制を検討していくことになっており、今後、「戸田市地域公共交通協議会」の中で、議論を進めてまいります。
8	事前質問	tocoバスは市と事業者と、どのくらいの割合で運営がなされているか。車両代や運転手への報酬は市からか。	コミュニティバスは、市と協定を締結した事業者が運行しています。令和7年度決算では、料金収入が約25%、市からの補助金が約75%であり、事業者の負担はありません。なお、車両代や運転手の賃金についても、料金収入と補助金で賄っております。
9	事前質問	tocoバスの利用者数は順調に増えているようですが、一方で、都内の都営バスの利用のように、シニアへの交通機関補助などの施策が戸田市は少ないように思います。tocoバスの利用者の内訳（年齢や性別、戸田市内外など）がわかる資料というのはありますか。	令和5年7月17日から8月25日までの40日間実施したAIカメラを活用したコミュニティバス乗降調査では、AI解析システムによる年齢判別になりますが、9歳未満19%、10～19歳3%、20～39歳58%、40～64歳15%、65歳以上5%という結果が出ています。また、令和6年6月に実施したコミュニティバス利用者アンケートでは、市内利用者79.4%、市外利用者18.9%、無回答1.7%という回答結果になっています。

施策24：公共交通が利用しやすい環境の整備･推進 ［中心となる部局：都市整備部］

No.	区分	事前質問事項	回答
10	事前質問	自動運転によるコミュニティバスの研究は？	自動運転技術を活用したコミュニティバスの導入研究は、将来的な公共交通ネットワークの維持･確保を担保するための有力な選択肢であり、先進地における実証実験の動向や成果等について注視しています。 今年度、埼玉県において、自動運転の導入及び活用を推進するため、自動運転に関する最新動向の共有や先進事例の紹介、自動運転に取り組む事業者との意見交換等を行う研究会を設立したことから、当該研究会に参加し、情報収集等を進めてまいります。
11	事前質問	放置自転車の撤去に経費はかかっているのか、無料でどこかが引き取ってくれるのか。	放置自転車対策業務は市から民間事業者に委託しており、令和7年度の決算額は20,790千円です。この委託費には、放置自転車の撤去のほか、放置自転車等への警告札の添付、放置しようとする者へのマナー啓発や自転車駐車場への誘導を行っており、実施体制は次のとおりです。 ･平日昼間〔月･火･木･金〕 7:30～16:00 ･土･日 7:30～16:00 (年30回を上限) ･平日夜間 16:00～20:00のうち3時間 (年24回を上限) このように、当該委託費は単なる撤去作業のみならず、放置自転車の発生を未然に防ぐための巡回･啓発活動を含む総合的な対策経費です。 撤去した自転車等は、所有者に引き取り通知を行い、引き取りがない場合は、防犯登録の抹消手続きを行った上で、自転車商組合加盟店舗に無償譲渡しています。 自転車商組合加盟店舗が引き受けなかった自転車等は業者に売却しています。なお、所有者に返却する際、自転車1台につき2,200円、原動機付自転車1台につき3,300円の撤去費用を徴収しています。
12	事前質問	今後のドローンによる配達の研究は？	ドローンを活用した配達は、今後、地域の生活インフラを維持するために有力な選択肢の一つであると考えられますが、現時点においては、本施策として研究を行う予定はありません。

令和7年度

1ページ

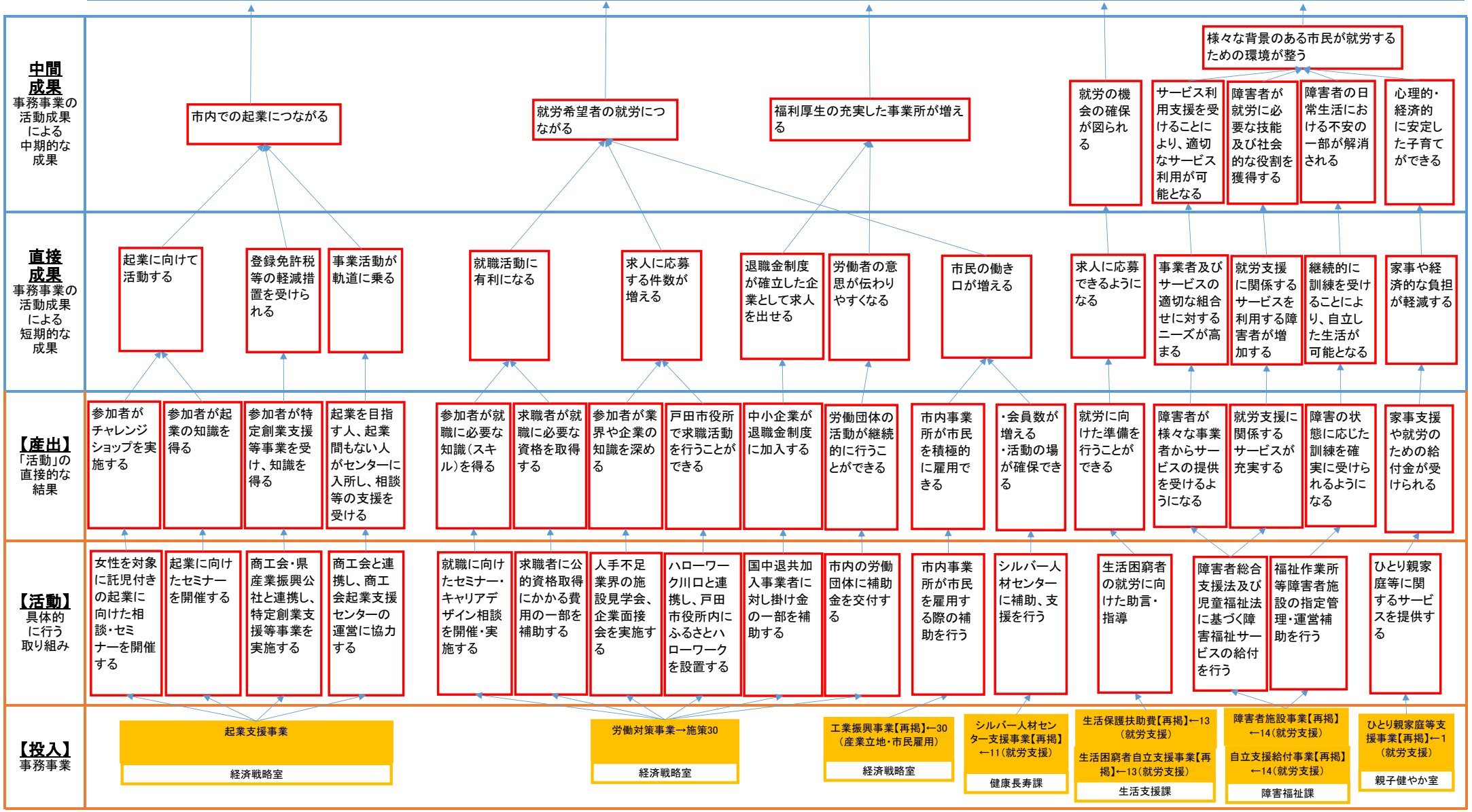
施策29:多様な働き方への支援・充実　　目的:女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出、キャリア形成の実現を図るとともに、各支援機関と連携し、起業相談などの充実を図り、起業家の育成支援を強化していくことで、多様な働き方への支援をしていきます。

最終成果:多様な働き方を選択することが可能となる状態

施策指標:創業比率

施策指標:市内事業所の従業者数

施策指標:多様な働き方実践企業数



施策
29

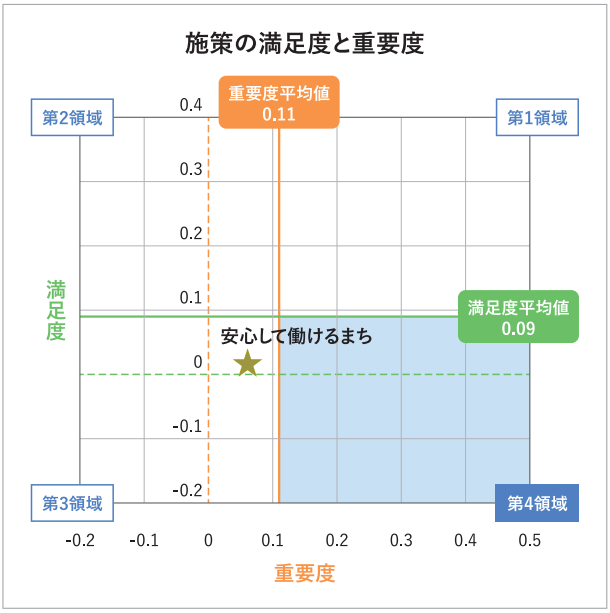
多様な働き方への支援・充実

【施策の目的】

女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出、キャリア形成の実現を図るとともに、各支援機関と連携し、起業相談などの充実を図り、起業家の育成支援を強化していくことで、多様な働き方への支援をしていきます。

現況と課題

- 女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの活用が進み、人材の多様性が高まっています。また、平成31年（2019年）4月には、働き方改革を推進することを目的とした働き方改革関連法※が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現が求められています。
- 戸田市では、労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出やキャリア形成の実現を図るため、市庁舎内の戸田市ふるさとハローワーク（川口公共職業安定所附属施設）と連携した職業相談や各種セミナーなどを開催し、多様な働き方への支援を推進しています。
- 対象者（女性や若者、高齢者、障がい者、外国人など）によって求められる支援が異なることから、関係機関や団体、関連部署が連携してそれぞれの役割を果たすことで、幅広い対応を進めていくことが重要です。
- 起業については、戸田市創業支援等事業計画に基づき、戸田市がワンストップ窓口※となり、戸田市商工会をはじめとする各支援機関と連携し、セミナーや起業相談の充実を図り、起業家の育成支援を強化していく必要があります。
- 起業を志す人に対しては、戸田市商工会起業支援センター※オレンジキューブを拠点とし、施設の有効活用を呼び掛けるとともに、役立つ情報提供や起業家に寄り添った切れ目のない支援を継続的に展開することが求められます。







取り組みの方針

(1)多様な働き方への支援

- 労働者それぞれの事情やニーズに合わせた就労機会の創出を図るため、戸田市ふるさとハローワークと連携した職業相談や各種セミナーなどを開催します。
- 女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などを所管する関連部署間の連携により、多様な働き方への支援を強化します。

(2)各支援機関との連携による多様で切れ目ない起業支援

- 戸田市がワンストップ窓口となり、戸田市商工会をはじめとする各支援機関と連携し、戸田市商工会起業支援センターオレンジキューブを拠点に、セミナーや交流会、アドバイザーによる起業相談の充実を図るなど、垣根を超えて、創業初期から起業家に寄り添った切れ目ない支援に努めます。

主要指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
市内事業所の従業者数	市内の事業所における従業者数	64,913人	64,913人以上	【経済センサス】 現状以上を目指す
多様な働き方実践企業数	埼玉県が認定する多様な働き方実践企業数	75社	135社	【多様な働き方実践企業認定制度】 直近3年間の増加率の平均値(年12社)を加算
創業比率	「新設事業所等を年平均にならした数/既存事業所数」の割合	4.94%	5.04%	【経済センサス】 全国平均値を目指す

関連計画

- 戸田市創業支援等事業計画(改定版)

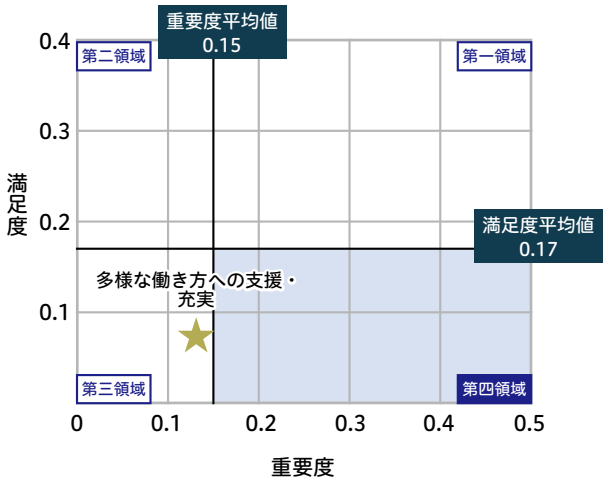
施策29 多様な働き方への支援・充実

施策の目的

女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出、キャリア形成の実現を図るとともに、各支援機関と連携し、起業相談などの充実を図り、起業家の育成支援を強化していくことで、多様な働き方への支援をしていきます。

■ 現況と課題

- 平成 31 年（2019 年）４月に働き方改革関連法※が施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得義務化、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保など、働きやすい環境づくりが進みつつあります。
- 新たな職種や業務に適応するためのスキルを獲得するリスキリング※など、多様な働き方に向けた動きが加速しています。
- 戸田市では、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が増加し、また、女性や高齢者などの就業率が上昇しています。一方で、求職者と求人を行う事業所の間に業種や就労環境のミスマッチが生じており、市内事業所の中には、慢性的な人手不足となっている業種があります。
- 市内で起業しやすい環境づくりや求職者に対する就労支援、市内事業所の事業承継などが課題となっています。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正により、令和６年（2024 年）４月から障がい者の法定雇用率が 2.3%から 2.5%に引き上げられ、令和８年（2026 年）７月からは 2.7%となります。企業や学校、各種関係機関と連携し、障害特性やニーズの多様性にも配慮した雇用機会の創出が求められています。





取組の方針

（1）多様な働き方への支援　総合戦略

- 戸田市ふるさとハローワーク※と連携し、職業相談や各種セミナーの開催、人手不足の業種と求職者とのマッチングなどを進め、それぞれの事情やニーズに合わせた就労機会の創出を図ります。
- 女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などを所管する関連部署間の連携により、多様な働き方を支援します。

（2）各支援機関との連携による多様で切れ目ない起業支援　総合戦略

- 戸田市商工会起業支援センター※を拠点に、セミナーや起業相談の充実を図るなど、起業家に寄り添った切れ目のない支援を継続的に展開します。

施策指標

指標名	指標説明	当初値	目標値	備考
市内事業所の従業者数	市内の事業所における従業者数	68,173 人	70,000 人	【経済センサス】 年 0.5%の増加率を推計
戸田市ふるさとハローワークの就職決定者数	戸田市ふるさとハローワークの就職決定者数	285 人	292 人	年 0.5%の増加率を推計
創業者数	市・商工会・埼玉県産業振興公社による支援を利用した年間創業者数	38 人	40 人	戸田市創業支援等事業計画に基づく、市・商工会・埼玉県産業振興公社による 2030 年目標を目標値に設定

関連計画

- 第２次戸田市経済戦略プラン
- 戸田市創業支援等事業計画
- 戸田市障がい者総合計画
- 戸田市こども計画
- 戸田市地域包括ケア計画（第９期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月17日	作成部局名	環境経済部	担当部局名	健康福祉部	こども健やか部	

1．施策の位置づけ ＜PLAN＞

基本目標	07 活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	担当課	経済戦略室	
		担当課		
		担当課		
施　策	29 多様な働き方への支援・充実	関係課	生活支援課	親子健やか室
		関係課	障害福祉課	
		関係課	健康長寿課	
施策の目的	女性、若者、高齢者、障がい者、外国人等の労働者それぞれの事情に合わせた就労機会の創出、キャリア形成の実現を図るとともに、各支援機関と連携し、起業相談などの充実を図り、起業家の育成支援を強化していくことで、多様な働き方への支援をしていきます。			

2．施策の主な取り組み ＜DO＞

取り組み	労働対策事業
取り組み	起業支援事業
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	
取り組み	

3．施策の指標における成果（主な指標）＜CHECK＞

指標名	指標の説明（算　定　式）	単位	目標値	達　成　値					
				当初値	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
市内事業所の従業者数	経済センサス調査結果から算定（調査結果の公表を受け適宜入力）	人	64,913	64,913	－	－	68,173	－	－
多様な働き方実践企業数	埼玉県認定の多様な働き方実践企業数	社	135	75	103	111	124	125	131
創業比率	新設事業所等の年平均/既存事業所数（経済センサス調査結果から算定）	%	5.04	4.94	－	－	－	－	－
その他施策の取組事項に係る成果	求職者と人手不足業種とのマッチングの機会を提供するため、ハローワークと連携し、求職者向け市内企業面接会等を実施した。								

4．施策の展開 ＜ACTION＞

課題	高齢者、障がい者、外国人など個々の状況が異なることに加え、育児・介護との両立やテレワークの推進など、働き方への支援もより多様化が求められている。 また、市内事業者の中には、慢性的に人手不足となっている業種がある等、求職者が働きたい業種と人手不足の業種が合わず、ミスマッチが生じている。	対応策	多様な働き方に対する施策を展開していく必要があり、埼玉労働局との雇用対策協定のもと、関係部署との連携を強化し対応していく。 また、ハローワークと連携し、人手不足の業種と求職者とのマッチングに資する取り組みを進めていく。 創業については、引き続き戸田市商工会と連携し、セミナーの開催等取り組みを進めていく。

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月17日	作成部局名	環境経済部	担当部局名	健康福祉部	こども健やか部	

○結果と今後の方向性

進捗状況（Ａ躍進中、Ｂ予定通り、Ｃ遅れ気味）	説　明（総評）
B	今後は、就職を希望する高校生と市内事業者のマッチングが進むよう、ハローワークと連携し、市内高校への働きかけを強化していく。

今後の方向性（予算）（↑増加、→維持、↓削減）	令和０８年度（事業費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
	20,947	↑	23,347	↑	24,147	→	24,147
説明	令和８年度からの戸田市若者奨学金返済サポート補助金の実施に伴い、予算の増加を見込んでいる。						

今後の方向性（人員）（↑増加、→維持、↓削減）	令和０８年度（人件費総額）		令和０９年度		令和１０年度		令和１１年度
	13,866	→	13,866	→	13,866	→	13,866
説明	現状の人員を維持しつつ、多様な働き方への支援を展開していく。						

【企画財政部コメント】

５．事務事業の検討　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果 R7決算額 / R8予算額 / R9計画額 / 事業費 / うち一般財源 / 人件費	強靱化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果 施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性	担当部局の評価 施策内優先度	コメント
01	労働対策事業　（経済戦略室）													
	01	労働対策事業 01 01 05 01 01 01 ・就職支援セミナーや就職支援相談、就職面接会・説明会	任意	16,437 18,937 21,337 14,635 9,673	－	○	2	○	A	B	B	B	A	就労支援や労働環境の整備へ直結する事業であり、今後も関係各所と連携して取り組みを進める。
06	起業支援事業　（経済戦略室）													
	01	起業支援事業 01 07 01 02 06 01 ・起業支援セミナーや女性向け起業支援セミナー、チャレ	任意	774 2,010 2,010 2,010 4,194	－	○	1	○	B	B	B	B	B	多様な働き方の一つの形である起業について、今後も関係各所と連携し、切れ目のない支援を進める。
05	工業振興事業　（経済戦略室）													
	01	（再掲）工業振興事業 01 07 01 02 05 01 ・事業者が新たに工場や事業所を立地したり、設備投資や	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										
05	生活困窮者自立支援事業　（生活支援課）													
	01	（再掲）生活困窮者自立支援事業 01 03 01 01 05 01 自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談	法定	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										
01	生活保護扶助費　（生活支援課）													
	01	（再掲）生活保護扶助費 01 03 03 02 01 01 生活保護の被保護者（世帯主）に対し、毎月１回定期的に	法定	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照										

戸田市　施策評価シート

作成日	令和 8年 6月17日	作成部局名	環境経済部	担当部局名	健康福祉部	こども健やか部	

５．事務事業の検討　　【一般会計】

（単位：千円）

大事業	中事業	事務事業名 / 事業コード / 事業内容	事業区分	事務事業評価の結果									担当部局の評価		
				R7決算額 / R8予算額		強靭化計画	総合戦略	事業の方向性	実施計画候補	評価結果				施策内優先度	コメント
				R9計画額	事業費 / うち一般財源 / 人件費					施策への貢献度	経費水準	事業手法	受益・負担の公平性		
02	障害者施設事業　（障害福祉課）														
	01	（再掲）障害者施設事業 01 03 01 03 02 01 福祉作業所等の運営委託・助成等	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照											
06	障害者自立支援事業　（障害福祉課）														
	01	（再掲）自立支援給付事業 01 03 01 03 06 01 障害者等がサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場	義務	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照											
04	シルバー人材センター支援事業　（健康長寿課）														
	01	（再掲）シルバー人材センター支援事業 01 03 01 04 04 01 シルバー人材センター運営資金の助成等	任意	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照											
05	ひとり親家庭等支援事業　（親子健やか室）														
	01	（再掲）ひとり親家庭等支援事業 01 03 02 03 05 01 自立支援教育訓練給付金は教育訓練講座を受けた場合の費	義務	＜（再掲）について＞ 本事業は、他の施策を主たる施策として構成する事務事業ですが、一部が本施策にも寄与するため「再掲の事務事業」として、参考に掲載しています。 ※事業内容は、当該事務事業評価シートを参照											

計（千円）	R7決算額	R8計画額	R9予算額
事業費	17,211	20,947	23,347
うち一般財源	8,745	14,245	16,645

事業の方向性：　１現状で継続　　２拡大して継続　　３縮小して継続　　４他事業と統合　　５休止　　６その他見直し
７令和9年度で終了　８令和8年度で終了　９令和7年度で終了

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	21152　労働対策事業													
担当組織	環境経済部				経済戦略室							担当	労働農政担当	
組織コード	R8	15	01	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	05	01	01	01	01	記入日	令和 8年 6月16日
	R7	15	01	00		R7	01	05	01	01	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	07	活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	再掲施策	30			● 対象
施策	29	多様な働き方への支援・充実					○ 対象外

事業期間	平成１６年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市中小企業退職金共済掛金補助要綱・戸田市ふるさとハローワーク要綱・勤労者福祉向上助成金交付要綱・戸田市求職者公的資格等取得支援事業補助金交付要綱	関連計画 施政方針	戸田市経済戦略プラン 58　事業者の人材確保等ニーズに応じた施策の推進
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■　施　策　番　号　：２－１、３－１		
対象	就職希望者、市内勤労者		
事業目的	・就職支援セミナーや就職相談などを通じて、就職希望者の早期就職やキャリア形成の実現を図る。 ・市内勤労者の福利厚生の向上や労働環境の整備、求職者の資格取得支援などを通じて、多様な働き方を支援する。		
事業内容	・就職支援セミナーや就職支援相談、就職面接会・説明会等を実施する。 ・求職者の就業機会の拡大を図るため、求職者の資格取得の補助を行う。 ・ハローワーク川口と連携して市役所内に戸田市ふるさとハローワークを設置し、運営を行う。 ・国中退共に加入した事業者に対する掛け金の一部の補助を行う。 ・労働団体を通した労働者福祉への補助を行う。		
実施主体	□市による単独直営　□委託　（□3ｾｸ･財団　□企業　□市民･NPO）　■協働･協力（　ハローワーク等　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		就職支援講座、就職支援相談、企業面接会、	就職支援講座・相談、就職面接会、奨学金返済補助	就職支援講座・相談、就職面接会、奨学金返済補助	就職支援講座・相談、就職面接会、奨学金返済補助	就職支援講座・相談、就職面接会、奨学金返済補助
	事　業　費		16,437	18,937	21,337	22,137	22,137
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ　の　他	8,466	6,702	6,702	6,702	6,702
		一般財源	7,971	12,235	14,635	15,435	15,435
	人　件　費		9,210.6	9,672.52	9,672.52	9,672.52	9,672.52
	投入人員	常勤職員	1.29 人	1.43 人	1.43 人	1.43 人	1.43 人
		非常勤職員	0.02 人	0.07 人	0.07 人	0.07 人	0.07 人
	事業費＋人件費		25,648	28,610	31,010	31,810	31,810

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	就職支援セミナー開催数	就職活動に役立つセミナーを開催する	回	12 14	12 17	12 17	12 18	12 26
	事務事業活動②	就職支援・キャリアデザイン相談回数	ｷｬﾘｱｺﾝｻﾙﾀﾝﾄによる就職支援・ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ相談	回	90 90	90 92	90 92	90 94	90 98
	事務事業活動③	中小企業退職金共済への加入促進	国の運営する中小企業退職金共済制度の周知回数	回	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	事務事業成果①	就職支援セミナー参加者数	市が主催、後援する就職支援ｾﾐﾅｰに参加した人数	人	90 129	90 176	95 192	95 242	100 431
	事務事業成果②	就職支援・キャリアデザイン相談件数	ｷｬﾘｱｺﾝｻﾙﾀﾝﾄによる就職支援・ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝ相談	人	100 159	100 142	100 137	100 156	100 145
	事務事業成果③	中小企業退職金共済掛金補助	中小企業退職金共済掛金の一部補助した事業者数	者	100 109	100 121	100 122	100 126	100 128

目標達成状況の分析	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ 就職支援セミナーについて開催数及び参加人数の目標数を達成し、キャリアデザイン相談についても目標の回数及び相談件数を上回ることができたため、求職者支援として一定の成果を出すことができた。また、国の中退共の補助事業者数についても、目標値を上回ることができた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞ 就職支援に係る取組を通じて、就職希望者の就職につなげることができたため
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	A	B	B	＜判断理由＞ ハローワーク川口との連携等により費用負担を抑えることができたため
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 埼玉労働局との雇用対策協定に基づき計画的に事業を実施することができたため
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 多様な就職希望者に対して、費用負担なく公平に就職支援を行うことで、市内での就職につなげることができているため

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	求職者向け市内企業面接会・説明会の開催や、市内事業者と進路指導担当教諭との意見交換会（戸田市商工会連携事業）を実施し、雇用対策を図った。
令和８年度に実施する取組内容	戸田市若者奨学金返済サポート補助金の申請受付を開始し、若者の市内定住及び市内中小企業等への就労を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図る。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○１現状で継続　●２拡大して継続　○３縮小して継続　○４他事業と統合　○５休止 ○６その他見直し　○令和９年度で終了　○令和８年度で終了　○令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 埼玉労働局との雇用対策協定に基づき策定された事業計画に取り組むとともに、双方で課題の共有を図り、必要な就労対策について検討を行っていく。また、戸田市ふるさとハローワークと連携し、就職相談や各種セミナーの開催、市内企業と求職者とのマッチングなどを進めるとともに、令和８年度からスタートした若者奨学金返済サポート補助金の補助対象期間を１年に拡大するなど、多様な働き方への支援を強化していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7034　起業支援事業													
担当組織	環境経済部				経済戦略室					担当	産業支援担当			
組織コード	R8	15	01	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	07	01	02	06	01	記入日	令和 8年 6月16日
	R7	15	01	00		R7	01	07	01	02	06	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	07	活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	再掲施策				● 対象
施策	29	多様な働き方への支援・充実					○ 対象外
事業期間	平成１５年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	戸田市内起業支援補助金交付要綱		関連計画 施政方針	戸田市経済戦略プラン 戸田市創業支援等事業計画			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：3－2						
対象	市民、起業希望者、起業後間もない個人及び小規模企業者						
事業目的	・起業に必要な知識の習得を目的としたセミナーや起業相談の充実を図り、市内での起業を促進する。 ・戸田市商工会起業支援センターと連携し、起業希望者や起業後間もない個人、小規模企業者等へ事業が軌道に乗るまでの創業期を支援する。						
事業内容	・起業支援セミナーや女性向け起業支援セミナー、チャレンジショップ等を実施する。 ・戸田市商工会起業支援センター及び公益財団法人埼玉県産業振興公社と連携し、創業支援を実施する。						
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（■ 3ｾｸ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　■ 協働･協力（ 県産業振興公社 ）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		創業ワンストップ窓口、起業支援セミナー 等	創業ワンストップ窓口、起業支援セミナー 等	創業ワンストップ窓口、起業支援セミナー 等	創業ワンストップ窓口、起業支援セミナー 等	創業ワンストップ窓口、起業支援セミナー 等
	事 業 費		774	2,010	2,010	2,010	2,010
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起 債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	774	2,010	2,010	2,010	2,010
	人 件 費		4,355.4	4,193.68	4,193.68	4,193.68	4,193.68
	投入人員	常勤職員	0.61 人	0.62 人	0.62 人	0.62 人	0.62 人
		非常勤職員	0.07 人	0.12 人	0.12 人	0.12 人	0.12 人
	事業費＋人件費		5,129	6,204	6,204	6,204	6,204

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

指標名			説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	起業支援セミナーの実施回数	市が主催、後援する起業支援セミナーの実施回数	回	11 11	11 15	11 15	12 16	12 16
	事務事業活動②	起業相談の周知	戸田市商工会起業支援ｾﾝﾀｰの起業相談周知	回	12 12	12 12	12 12	12 12	12 12
	事務事業成果①	起業支援セミナー参加者数	市が主催、後援する起業支援ｾﾐﾅｰに参加した人数	人	80 97	80 81	80 112	100 166	100 108
	事務事業成果②	起業相談件数	戸田市商工会起業支援センターでの相談件数	回	70 75	70 94	70 91	70 71	70 65
	総合戦略KPI①	起業支援セミナーの実施回数	市が主催、後援する起業支援セミナーの実施回数	回	11 11	11 15	11 15	12 16	12 16

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 起業支援セミナーは実施回数・参加人数ともに目標を上回ったが、起業相談件数は目標を下回った。今後も、ニーズを的確に捉えたテーマの設定や開催方法、起業相談体制等について検討し、全ての目標の達成を目指して取り組んでいく。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	B	A	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞ 起業支援セミナーや起業相談等を実施することで、市内での起業につながっているため
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 戸田市商工会や埼玉県産業振興公社との連携により、費用負担を抑えることができたため
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	A	B	B	＜判断理由＞ 戸田市商工会や埼玉県産業振興公社との連携により、計画的に起業支援を進めることができたため
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ セミナー等の対象を限定するのではなく、誰でも参加できる内容としているため

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 起業支援セミナーや起業相談など、起業支援の充実を図るため、引き続き戸田市商工会（戸田市商工会起業支援センター）や公益財団法人埼玉県産業振興公社等の各支援機関と連携し、起業家に寄り添った切れ目のない支援を継続的に取り組んでいく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7033　工業振興事業													
担当組織	環境経済部				経済戦略室					担当	産業支援担当			
組織コード	R8	15	01	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	07	01	02	05	01	記入日	令和 8年 6月16日
	R7	15	01	00		R7	01	07	01	02	05	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	07	活力にあふれ人が集い心ふれあうまち	再掲施策	29			● 対象
施策	30	産業振興の推進					○ 対象外
事業期間	平成１２年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	戸田市産業立地推進事業補助金交付要綱		関連計画 施政方針	戸田市経済戦略プラン			
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：1－1、1－2、3－2						
対象	市内工業系事業者、市内への立地を検討する事業者						
事業目的	・工業系事業者等の誘致を推進し、産業の集積化及び集約化を図るとともに、市外への流出を防止することで、市内産業の活性化につなげる。						
事業内容	・事業者が新たに工場や事業所を立地したり、設備投資や施設改装を行ったりした場合に産業立地推進事業の補助を行う。						
実施主体	□ 市による単独直営　□ 委託　（□ 3ｾｸ･財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　■ 協働･協力（ 戸田市商工会 ）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		産業立地推進事業、工業見える化事業等	産業立地推進事業	産業立地推進事業	産業立地推進事業	産業立地推進事業
	事 業 費		4,397	18,580	18,580	21,730	21,730
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起 債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	4,397	18,580	18,580	21,730	21,730
	人 件 費		3,570	2,976.16	2,976.16	2,976.16	2,976.16
	投入人員	常勤職員	0.5 人	0.44 人	0.44 人	0.44 人	0.44 人
		非常勤職員	0.1 人	0.12 人	0.12 人	0.12 人	0.12 人
	事業費＋人件費		7,967	21,556	21,556	24,706	24,706

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	工業見える化事業加入促進回数	工業見える化事業周知回数	件	2 1	2 2	2 2	2 2	2 2
	事務事業成果①	工業見える化事業で紹介する事業所数	工業見える化マップへの掲載事業所数	件	89 82	90 83	91 85	92 83	93 82

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 工業見える化事業の加入促進については、適宜実施し、目標を達成することができた。一方で、工業見える化マップへの掲載については、ホームページやメールマガジン等で周知を行ったが、目標を達成できなかった。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 市内への立地や移転防止に貢献しているため
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	A	B	B	＜判断理由＞ 補助金に関しては、市内への立地後に支出するものであるため
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 金銭面の支援だけでなく、住工混在地域における事業者のPRなども行っているため
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 補助金以上に事業者からの税収が期待できるため

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	工業見える化事業については、開始から長く事業を実施し、所期の目的を概ね達成できている状況であることから、令和７年度をもって、事業を終了することとした。
令和８年度に実施する取組内容	産業立地推進事業について、企業誘致及び企業の流出防止に向け、より効果的な取り組みを検討する。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○ １現状で継続　● ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 市の支援制度や中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画をより一層周知し、設備投資等を支援していく。また、産業立地推進事業は市内の雇用促進という側面もあり、市内の経済と雇用の循環を促すことにつながることから、ＰＲに取り組んでいく。さらに、企業誘致及び企業の流出防止に向け、より効果的な取り組みを進めていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	27763　ひとり親家庭等支援事業													
担当組織	こども健やか部　親子健やか室											担当	こども家庭相談担当	
組織コード	R8	18	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	02	03	05	01	記入日	令和 8年 6月10日
	R7	18	03	00		R7	01	03	02	03	05	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	01	子どもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち	再掲施策	13	29		● 対象
施策	01	子育て支援の充実					○ 対象外
事業期間	平成２０年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、障害者及びひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成要綱、高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱、他		関連計画 施政方針	戸田市子ども・子育て支援事業計画			
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：2－2						
対象	自立支援教育訓練給付及びひとり親家庭高等職業訓練促進給付金：児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあるひとり親家庭の父母						
事業目的	ひとり親家庭の自立支援のため、ひとり親の就職に役立つ能力開発及び就職に有利な資格取得などの就業支援をし、ひとり親家庭の雇用の促進を図る。また、住宅に関する支援の実施や、ヘルパー派遣の実施により、ひとり親家庭の居住の安定と福祉の向上を図る。						
事業内容	自立支援教育訓練給付金は教育訓練講座を受けた場合の費用を一部助成。高等職業訓練促進給付金は看護師などの資格取得のための修学中の生活費負担軽減のための助成。住宅関連支援は立ち退きによる転居の際の家賃差額の補助や債務保証料の助成。日常生活支援事業は病気などの際にヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行う事業。子どもの学習支援事業は学習機会に恵まれないひとり親家庭等の小中学生を対象にし、ボランティアによる学習の支援を行う事業。ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は親の学び直しを支援するための、講座等の費用助成。						
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｼﾙﾊﾞｰ財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業	ひとり親家庭の自立支援のための支援事業
事　業　費		11,844	11,280	11,280	11,280	11,280
財源内訳	国庫支出金	6,465	6,668	6,668	6,668	6,668
	県支出金	0	1,289	1,289	1,289	1,289
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	27	27	27	27
	一般財源	5,379	3,296	3,296	3,296	3,296
人　件　費		3,213	3,043.8	3,043.8	3,043.8	3,043.8
投入人員	常勤職員	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人	0.45 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		15,057	14,324	14,324	14,324	14,324

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	広報紙・ＨＰ等による事業PR	広報・ＨＰ等掲載回数	回	2	2	2	2	2
					2	2	2	2	2
	事務事業活動②	自立支援教育訓練給付助成年間件数	年間助成件数	件	3	3	3	3	3
					3	2	1	1	3
	事務事業成果①	ひとり親家庭高等職業修了支援給付金	修了支援給付金給付者件数	件	2	2	2	2	2
					2	4	1	0	3
	事務事業成果②	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金年間助成件数	年間助成件数	件	8	8	8	8	8
					7	5	1	6	7
	総合戦略KPI①	広報・ＨＰ等によるPR	広報・ＨＰ等掲載回数	回	2	2	2	2	2
					2	2	2	2	2

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金については、助成件数が7件あり、ひとり親家庭等の自立支援につながった。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	５年度	６年度	７年度	
施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞ ひとり親家庭の就労を支援し、自立するために貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 国・県の補助対象額に従っているため適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞ 給付金により、就労のための支援を受けられる事業として実施している。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞ 所得や課税証明により助成額の決定を適正に行っている。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	制度の周知を児童扶養手当の手続時のほか、福祉部門やハローワーク等と連携し行っている。 相談者に応じた利用を検討し、利用開始につなげている。
令和８年度に実施する取組内容	就労支援として、児童扶養手当の手続時に制度の周知とハローワーク等へつなぎを実施するため、子育て支援課と連携を図る。 引き続き、ひとり親家庭が経済的に自立するために、相談者に応じた利用をともに検討し、利用開始につなげていく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	○ １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　● ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 制度の周知と相談者に応じた利用を図っていく。また、就労支援として、児童扶養手当の手続時に制度の周知とハローワーク等へつなぎを実施するため、子育て支援課と連携を図り、引き続きひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を行っていく。 なお、養育費の保証促進補助金事業と本事業を統合し、ひとり親への支援事業として引き続き実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7074　シルバー人材センター支援事業														
担当組織	健康福祉部				健康長寿課							担当	高齢者支援担当		
組織コード	R8	17	10	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	04	04	01	記入日	令和 8年 6月10日	
	R7	17	10	00		R7	01	03	01	04	04	01			

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			● 対象
施策	11	高齢者福祉環境の整備・充実					○ 対象外

事業期間	平成１０年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	戸田市シルバー人材センター補助金交付要綱	関連計画 施政方針	戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：4－2		
対象	概ね６０歳以上で、自分の持てる技術等を地域社会に役立てようとしている市民		
事業目的	高齢者が働くことを通じて健康維持や社会参加による生きがいづくりを進めることによって、高齢化社会に活力を生み出す。		
事業内容	シルバー人材センター運営資金の助成等		
実施主体	■市による単独直営　□委託　（□ｼﾙﾊﾞｰ財団　□企業　□市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		人件費等補助	人件費等補助	人件費等補助	人件費等補助	人件費等補助
	事　業　費		23,252	23,255	23,255	23,255	23,255
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	23,252	23,255	23,255	23,255	23,255
	人　件　費		714	0	676.4	676.4	676.4
	投入人員	常勤職員	0.1人	0人	0.1人	0.1人	0.1人
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費		23,966	23,255	23,931	23,931	23,931

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	会員数	会員数	人	800 856	850 857	850 864	850 891	850 923
	事務事業成果①	作業受託件数	作業受託件数	件	1,900 1,817	1,900 1,805	1,900 1,730	1,700 1,754	1,700 1,676
	総合戦略KPI①	会員数	会員数	人	800 856	850 857	850 864	850 891	850 923

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 会員数、受託件数ともに増加した。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	A	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。 ＜判断理由＞ 就労やボランティア・サークル活動を通じて、高齢者の健康維持や生きがいづくりにつながっている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞ シルバー人材センターの人件費や予算については、「戸田市の外郭団体への関与に関する方針」に基づき、適宜協議を行って定めている。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ａ：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	＜判断理由＞ 専門的なノウハウを有するシルバー人材センターによる事業実施は効率的である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 今後の事業展開に応じた見直しが必要だが、現時点では適正である。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 高齢者が働くことを通じて健康維持や社会参加による生きがいづくりができる事業である。今後においては、団塊の世代が高齢期を迎えることや、女性会員による家事仕事へのニーズが高まっていることを踏まえ、会員数や作業受託件数の増加を目指し、市としては広報紙や窓口における啓発等の周知活動をさらに推進していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	44306　生活困窮者自立支援事業													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	01	05	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	01	01	05	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ								実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29				● 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実						○ 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度							
根拠法令 通 達 等	生活困窮者自立支援法		関連計画 施政方針					
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの							
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：							
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：２－２、３－１							
対象	市内に居住している生活上の問題を抱えている生活困窮者							
事業目的	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業を実施し、自立した生活が営めるよう支援をする。							
事業内容	自立相談支援事業において、相談窓口で生活困窮者の相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握　②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定　③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施。							
実施主体	□ 市による単独直営　■ 委託　（□ｺﾐｭﾆﾃｨ財団　□ 企業　■ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）							
行財政改革の取り組み								

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
主な事業内容		自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。	自立相談支援事業等の各支援事業を実施する。
事　業　費		44,065	44,473	44,473	44,473	44,473
財源内訳	国庫支出金	15,988	28,765	28,765	28,765	28,765
	県支出金	17,909	0	0	0	0
	起　　債	0	0	0	0	0
	そ　の　他	0	0	0	0	0
	一般財源	10,168	15,708	15,708	15,708	15,708
人　件　費		2,856	5,749.4	5,749.4	5,749.4	5,749.4
投入人員	常勤職員	0.4 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人	0.85 人
	非常勤職員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事業費＋人件費		46,921	50,222	50,222	50,222	50,222

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業 活動①	新規相談件数	年間延べ相談件数	件	850 858	870 317	890 292	300 237	300 292
	事務事業 成果①	支援対象者件数	プラン作成件数	件	62 76	63 79	64 107	65 36	66 50
	総合戦略 KPI①	支援対象者件数	プラン作成件数	件	62 76	63 79	64 107	65 36	66 50

目標達成状況の分析	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 新規相談件数は微増になったが継続した相談件数は増加傾向にある。物価高騰の影響により、今年度新たに対象となった住居確保給付金（転居費用）の相談もあった。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	A	A	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	A	A	B	＜判断理由＞ 当初の計画を上回るような、特筆すべき結果が得られなかったため「B」とした。

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	引き続き必須事業である「生活困窮者自立相談支援事業」、「住居確保給付金給付事業」とともに、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「被保護者地域居住支援事業」を継続していく。

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 市民への周知活動に努めるとともに、関係各所と連携を図りながら支援を行っていく。 また、令和8年度においても必須事業である「生活困窮者自立相談支援事業」、「住居確保給付金給付事業」とともに、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「被保護者地域居住支援事業」と、困窮者に対する複合的な支援を継続的に実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	20797　生活保護扶助費													
担当組織	健康福祉部				生活支援課							担当	支援庶務担当	
組織コード	R8	17	03	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	03	02	01	01	記入日	令和 8年 6月11日
	R7	17	03	00		R7	01	03	03	02	01	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			○ 対象
施策	13	生活困窮者支援の充実					● 対象外
事業期間	令和３年度 ～ 令和１２年度						
根拠法令 通 達 等	生活保護法		関連計画 施政方針				
事業区分	● 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの						
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：						
総合戦略	□ 施 策 番 号 ：						
対象	生活保護の被保護者						
事業目的	生活困窮者の最低限度の生活保障を実施する。						
事業内容	生活保護の被保護者（世帯主）に対し、毎月１回定期的に生活保護費を支給する。また、定期的な支給が出来なかった場合、随時支給（毎月2回）により生活保護費を支給する。						
実施主体	■ 市による単独直営　□ 委託　（□ ｼﾙﾊﾞｰ財団　□ 企業　□ 市民･NPO）　□ 協働･協力（　　）						
行財政改革の取り組み							

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給	保護費の支給
	事　業　費		4,757,761	4,900,251	4,900,251	4,900,251	4,900,251
	財源内訳	国庫支出金	3,526,780	3,652,688	3,652,688	3,652,688	3,652,688
		県支出金	120,509	121,251	121,251	121,251	121,251
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	43,291	40,000	40,000	40,000	40,000
		一般財源	1,067,181	1,086,312	1,086,312	1,086,312	1,086,312
	人　件　費		10,353	12,513.4	12,513.4	12,513.4	12,513.4
	投入人員	常勤職員	1.45 人	1.85 人	1.85 人	1.85 人	1.85 人
		非常勤職員	0.7 人	0.7 人	0.7 人	0.7 人	0.7 人
	事業費＋人件費		4,768,114	4,912,764	4,912,764	4,912,764	4,912,764

3. 目標達成状況 ＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業活動①	保護世帯数	延べ保護世帯数	世帯	22,470	22,650	22,660	22,670	22,680
					22,639	22,665	22,863	22,788	22,994
	事務事業活動②	保護人員	延べ保護人員	延べ人	28,170	28,200	28,220	28,240	28,270
					27,819	27,613	27,805	27,651	27,700

目標達成状況の分析	
	Ｂ：いずれかの目標を達成した。 ＜判断理由＞ 保護世帯数の目標指数は達成したが、保護人員は未達成となった。保護世帯数・保護人員ともに概ね横ばいの状態が続いている。物価高騰の影響等もあり、今後も増加傾向が推察される。

4. 評価結果 ＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ａ：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ａ：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	＜判断理由＞
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容 ＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針 ＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 生活保護受給者への支援をより効果的に実施し、就労にむけた支援を行い自立へ繋げていくなど、生活困窮者自立支援制度との連携を行っていく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	7058　障害者施設事業													
担当組織	健康福祉部				障害福祉課							担当	障害庶務担当	
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	02	01	記入日	令和 8年 6月12日
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	02	01		

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			● 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					○ 対象外

事業期間	昭和６１年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通達等	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、戸田市立心身障害者福祉センター条例、戸田市障害者施設条例	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画 14　児童発達支援センターの充実による発達障がい支援の推進　15　企業や学校との連携による障がい者の雇用機会の創出
事業区分	○ 法定受託事務　○ 自治事務のうち義務的なもの　● 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■　施策番号　：３－１		
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者及びその介護者		
事業目的	地域での生活が困難な障害者の生活の安定を図るとともに、更生訓練や作業訓練を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図る。		
事業内容	福祉作業所等の運営委託・助成等		
実施主体	□市による単独直営　■委託　（■3ｾｸ･財団　□企業　■市民･NPO）　■協働･協力（　補助団体　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績		令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容	福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等	福祉作業所等の運営委託・助成等 施設改修工事	福祉作業所等の運営委託・助成等 施設改修工事
	事業費	256,083	282,085	274,475	274,475	274,475
	財源内訳 国庫支出金	1,648	1,648	1,648	1,648	1,648
	財源内訳 県支出金	824	824	824	824	824
	財源内訳 起債	0	0	0	0	0
	財源内訳 その他	1,447	1,447	1,447	1,447	1,447
	財源内訳 一般財源	252,164	278,166	270,556	270,556	270,556
	人件費	9,282	8,793.2	8,793.2	8,793.2	8,793.2
	投入人員 常勤職員	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
	投入人員 非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費＋人件費	265,365	290,878	283,268	283,268	283,268

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

目標達成状況		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
	事務事業 活動①	市立福祉作業所数	市立福祉作業所（指定管理）の数	箇所	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
	事務事業 成果①	市立福祉作業所利用者数	市立福祉作業所（指定管理）の延べ利用者数	人	15,000 15,970	15,000 16,238	15,000 16,135	15,000 15,979	15,000 16,333
	総合戦略 KPI①	市立福祉作業所利用者数	市立福祉作業所（指定管理）の延べ利用者数	人	15,000 15,970	15,000 16,238	15,000 16,135	15,000 15,979	15,000 16,333

目標達成状況の分析

Ａ：全ての目標を達成した。

＜判断理由＞

作業所数・利用者数ともに目標値を達成することができた。

4. 評価結果　＜CHECK＞

施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	B	B	B	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。 ＜判断理由＞

経費水準	５年度	６年度	７年度	事業費・人件費の水準は適正か。
	B	B	B	Ｂ：経費は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

事業手法	５年度	６年度	７年度	事業手法は適正か。
	B	B	B	Ｂ：事業手法は適正な内容である。 ＜判断理由＞

受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	B	B	B	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。 ＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了 ＜方向性の判断理由・取組方針＞ 各指定管理施設への指定管理料、当課所管の補助金交付施設への補助金額の精査を行うことで、一層の適正化を図る。 また、心身障害者福祉センターについては、大規模改修工事の開始時期が延伸したが、令和８年度に再積算をした上で令和９年度以降の予算を確保し、令和１０年度からの工事実施に向けて入札を実施するとともに、必要最小限の修繕を実施していく。

戸田市　事務事業評価　≪事後評価シート≫

事務事業名	24446　自立支援給付事業																
担当組織	健康福祉部				障害福祉課									担当	障害庶務担当		
組織コード	R8	17	05	00	会計･款･項･目･大事業･中事業	R8	01	03	01	03	06	01		記入日	令和 8年 6月12日		
	R7	17	05	00		R7	01	03	01	03	06	01					

1. 事務事業の概要　＜PLAN＞

総合振興計画上の位置づけ							実施計画候補
基本目標・考え方	03	共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち	再掲施策	29			● 対象
施策	14	障がい福祉環境の整備・充実					○ 対象外

事業期間	平成１８年度 ～ 令和１２年度		
根拠法令 通 達 等	障害者総合支援法	関連計画 施政方針	戸田市障がい者総合計画
事業区分	○ 法定受託事務　● 自治事務のうち義務的なもの　○ 自治事務のうち任意のもの		
強靭化計画	□ リスクシナリオ番号：		
総合戦略	■ 施 策 番 号 ：3－1		
対象	障害児・者		
事業目的	障害者等が能力や適正に応じ、できるだけ自立した生活が送れるような地域社会の実現をめざす。		
事業内容	障害者等がサービスを選択し、事業者や施設と対等な立場で契約しサービスを利用する。また、自立支援給付を中心に、地域での自立と安心を支える。		
実施主体	■市による単独直営　■委託　（■ｻｰﾋﾞｽ･財団　■企業　■市民･NPO）　□協働･協力（　　）		
行財政改革の取り組み			

2. 事業費　＜DO＞

事業の予算・実績			令和７年度 執行額（千円）	令和８年度 予算額（千円）	令和９年度 計画額（千円）	令和１０年度 計画額（千円）	令和１１年度 計画額（千円）
	主な事業内容		介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など	介護給付、訓練等給付など
	事　業　費		3,600,496	4,010,971	4,310,971	4,510,971	4,710,971
	財源内訳	国庫支出金	1,845,295	1,999,974	2,099,974	2,199,974	2,299,974
		県支出金	930,901	1,000,692	1,050,692	1,100,692	1,150,692
		起　　債	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		一般財源	824,300	1,010,305	1,160,305	1,210,305	1,260,305
	人　件　費		17,992.8	17,045.28	17,045.28	17,045.28	17,045.28
	投入人員	常勤職員	2.52 人	2.52 人	2.52 人	2.52 人	2.52 人
		非常勤職員	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人	0.4 人
	事業費＋人件費		3,618,489	4,028,016	4,328,016	4,528,016	4,728,016

3. 目標達成状況　＜CHECK＞

		指標名	説明・算定式	単位	R３目標 R３実績	R４目標 R４実績	R５目標 R５実績	R６目標 R６実績	R７目標 R７実績
目標達成状況	事務事業活動①	障害支援区分認定件数	障害支援区分の認定件数	件	150 185	150 206	150 244	150 225	150 249
	事務事業成果①	障害福祉サービス等・障害児通所サービス等利用者数	当該サービス等の延べ利用者数	人	18,000 18,982	18,500 18,260	19,000 24,516	19,500 26,881	20,000 29,913
	総合戦略KPI①	障がい者就労支援サービス利用者数	延べ利用者数	人	2,447 2,921	2,577 3,221	2,707 3,637	2,837 3,934	2,967 4,496

目標達成状況の分析	
	Ａ：全ての目標を達成した。 ＜判断理由＞ すべての指標において、市内に障害児者の事業所が開設されたこと等などから目標値を上回る結果となった。引き続き、事業者からの開設相談に速やかに対応する。

4. 評価結果　＜CHECK＞

	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
施策への貢献度	５年度	６年度	７年度	Ｂ：施策の目標達成に貢献している。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞
	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
経費水準	５年度	６年度	７年度	Ｂ：経費は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞
	評価結果			事業手法は適正か。
事業手法	５年度	６年度	７年度	Ｂ：事業手法は適正な内容である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
受益・負担の公平性	５年度	６年度	７年度	Ｂ：受益・負担は適正な範囲である。
	Ｂ	Ｂ	Ｂ	＜判断理由＞

5. 事業の見直し・行財政改革の取組内容　＜ACTION＞

令和７年度に実施した取組内容・効果	取組名：効率的な会議実施手法の実践 戸田市介護給付費等の支給に関する審査会において、全12回をZoom形式にて実施することで、費用弁償の支払いが不要となり、審査会の参加率は、93.3%と高い水準を維持することができた。 財政効果（実績値）：112千円　積算根拠：2,000円×56名＝112,000円
令和８年度に実施する取組内容	

6. 令和９年度の方向性・取組方針　＜ACTION＞

事業の方向性・取組方針	● １現状で継続　○ ２拡大して継続　○ ３縮小して継続　○ ４他事業と統合　○ ５休止 ○ ６その他見直し　○ 令和９年度で終了　○ 令和８年度で終了　○ 令和７年度で終了
	＜方向性の判断理由・取組方針＞ 障がい者総合計画に基づき、サービスの提供体制の確保に努めるとともに、平成３０年度に策定した戸田市障害福祉サービス等支給決定基準の導入により、給付に係る費用の適正化を図っていく。 また、障がい者総合計画に基づき、見込量と実績値等の確実な把握に努めていく。

令和８年度外部評価ヒアリング事前質問回答用紙

施策29：多様な働き方への支援･充実 [中心となる部局：環境経済部]

No.	区分	事前質問事項	回答
1	第３回外部評価委員会	施策指標「創業比率」は、事情により実績が出せないとの説明であったが、類似する指標は示してもらえるか。	創業者（※）の実績としては、令和６年度53人、令和７年度15人となっています。なお、後期基本計画では、施策指標を「創業比率」から「創業者数」に変更し、目標値を「年間40人」に設定しています。 （※）創業支援等事業による支援を受けた人の内、創業した人 （以下、事務局） 令和8年度第3回外部評価委員会にてお伝えしましたとおり、経済センサスは５年ごとに実施しており、令和８年が実施年ですが、結果が公表されるのは約１年後です。
2	第３回外部評価委員会	施策の目的として「女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの労働者それぞれの事情に合わせた」とあるが、それぞれのターゲットごとの施策の効果がわかる資料は示してもらえるか？	女性や若者、高齢者、障がい者、外国人などの個別指標は設定しておらず、効果のわかる資料を示すことはできません。雇用対策に関しては、国の役割が大きく、市で実施できる範囲が限られていることから、令和元年度に埼玉県労働局と雇用対策協定を締結し、それぞれの取り組む施策を定めた事業計画（※）を策定して取り組んでいます。 （※）同実施計画を参考に提供します
3	事前質問	女性や若者、高齢者、障害者、外国人などのそれぞれの就労機会の増減を測る指標を教えてください。また、それぞれの母数（市民のうちの、それぞれの内訳）を教えていただけますか。	上記No.２のとおり指標の設定はしていませんが、事業計画の中で、民間企業の障害者雇用率のみ指標を設定しています（県内企業の障害者雇用率2.5%以上（実績2.46%（令和７年６月１日現在））。また、市民142,070人（令和７年１月１日現在）の内、女性69,888人、若者（20-39歳）39,686人、高齢者（65歳以上）24,038人、外国人8,845人です。
4	事前質問	施策14の質問同様、戸田市役所や市関連施設での、それぞれの女性･若者･高齢者･障害者･外国人それぞれに雇用数または雇用率がわかれば、教えていただけますか。	（以下、事務局） 戸田市職員の女性の割合については、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」にて公表しており、令和6年4月1日時点で39.0%となっております。 https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/153/jinji-action-plan3.html?utm_source=chatgpt.com 若者や高齢者といった区分ではありませんが、年齢層別の職員数は「戸田市の給与･定員管理等について」にて公表しています。 https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/attachment/79464.pdf 障害者の雇用状況については、施策14のNo.3をご参照ください。 https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/153/jinji-syougai.html なお、正規職員に関しては受験資格として日本国籍を有していることを設けております。
5	事前質問	ロジックモデルシートの目的の中で施策の対象として掲げられている外国人を対象とした事業はロジックモデルシート内のどの事業が該当するのでしょうか。	ロジックモデルシート内の事業に含まれていません。上記No.２の事業計画において、外国人の就労支援は主に埼玉労働局が取り組む施策としており、市では状況に応じてハローワークへの案内を行うとしています。
6	事前質問	商工会でも外国人の方の店舗が増えている、戸田市は家賃が高い。家賃の相場は？家賃補助などの政策はどうなっていますか？	物件の状況によって家賃は異なるため、相場として家賃（賃借料）は把握していません。施策29の中で、求職者に対する家賃補助は実施していませんが、施策30の中では、新規出店者に対して、商店等の空き店舗に対する改修工事費（補助対象経費の２分の１（上限50万円））を補助しています。
7	事前質問	シルバー人材センター会員の活動は報酬ありか、報酬ありならいくら支給されるのか。	会員の業務には対価があります。また、発注者が会員に支払う対価は、発注者とシルバー人材センターとの間で定めることとなっています。
8	事前質問	就職支援セミナーは全て参加費無料か。	市主催事業は、全て参加費無料で実施しています。
9	事前質問	事務事業評価シート「起業支援事業」の目標達成状況について、起票支援のセミナー等の実施回数がございます。創業後に意図せず廃業される方･会も一定数いらっしゃりますが、当該観点からのモニタリング等の実施想定はございますか？	創業後のモニタリングは実施していませんが、起業支援セミナーなどの創業支援等事業の参加者に対し、実際の創業の有無などを調査しています。

施策29：多様な働き方への支援･充実 [中心となる部局：環境経済部]

No.	区分	事前質問事項	回答
10	事前質問	戸田市内の起業はどのような職種が多いのか。	職種は把握していませんが、令和７年度実績として飲食業やサービス業、運輸業など、様々な業種で起業されています。

令和７年度　戸田市雇用対策協定に基づく事業計画

戸田市・埼玉労働局

目　次

Ⅰ　　市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

Ⅱ　　若年者等への就労支援

Ⅲ　　中高年層への就職支援

Ⅳ　　高年齢者の活躍推進

Ⅴ　　女性の活躍推進

Ⅵ　　生活困窮者への就労支援

Ⅶ　　障がい者への就労支援

Ⅷ　　外国人への就労支援

Ⅸ　　その他市及び労働局が必要と認めた事業

Ⅹ　　雇用施策に関する数値目標

令和７年度　戸田市雇用対策協定に基づく事業計画

戸田市長と埼玉労働局長の間で締結した戸田市雇用対策協定の第２条に基づき、令和７年度の事業計画を次のとおり定める。

Ⅰ　市内企業・人手不足業界等の人材確保支援

戸田市が取り組む施策

・潜在保育士再就職支援事業を実施し、潜在保育士を対象に、市内認可保育所での見学や職場体験の場を提供することで、職場復帰の際の不安を解消し、人材の定着化を図る。
・とだ保育士応援手当、保育士宿舎借上げ支援事業等の補助事業を実施することで、保育人材の処遇を改善し、人材の確保・定着化を図る。
・とだの保育の質・魅力向上プロジェクトを実施し、公立と民間保育園等が学識経験者や保育専門業者支援のもと、実践的な研修や魅力アップのための事業を通して、保育の質・魅力向上を図り、人材確保・定着化を図る。
・保育に関する専門的知識を有する「保育コンシェルジュ」が保育士からの悩みや不安などの相談に対応し、一人ひとりに寄り添った支援を行うことで、職場への定着を内面からサポートする。
・保育士募集リーフレットの作成や専用ホームページの充実、また、市内各施設でのポスター掲示等により、市内民間保育施設で働くメリットや市の支援策を周知し、人材確保を図る。
・市内在住、市内保育施設等で働く保育士の子どもを保育施設の入所利用調整の際に、優先的に入所できるように基準を設けることで、職場復帰を検討している保育士を支援する。
・人材確保支援の一環として、地元高等学校と求職及び就職状況に関する意見交換を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

・戸田市及び地域の経済団体等と連携し、地元企業に対する募集、採用、職場定着までの一貫した支援を実施する。
・人手不足が顕著な職種（医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野）について、「ハローワーク川口」に設置する「人材確保・就職支援コーナー」において、関係機関と密接な連携の下、求人者・求職者の両面からマッチング支援を実施する。

・保育職種については、待機児童解消のための保育士確保対策として、保育士マッチング強化プロジェクトを実施し、戸田市や関係機関等と連携した、保育士に特化した就職面接会の開催や保育事業所の職場見学会等を開催し、保育職種の求人充足サービスの強化を図る。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・保育人材の就職面接会等を共同で開催する。
・介護施設の見学会を共同で実施し、求人者と求職者のマッチングを支援する。
・市内企業の人手不足業界への人材確保に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。
・シニア人材も対象とした就職面接会等を共同で開催する。

Ⅱ　若年者等への就労支援

戸田市が取り組む施策

・若年者向けイベント等の機会において、戸田市が実施する就職支援相談を周知し、職業相談を希望する者に対し、キャリアカウンセラーによる職業相談を実施し、職業適職診断に基づくアドバイスや職務経歴書の書き方、面接指導のアドバイス等就労への支援を行う。
・パソコンを使用した応募書類の作成や面接対策の就職支援セミナーを実施する。
・求職者への支援である公的資格等取得支援事業補助金については、市のホームページへの継続的な掲載や関係機関でのチラシの配架を行い、認知度をさらに向上させる。

埼玉労働局が取り組む施策

・新規学卒者や既卒３年以内の者等の就職促進を図るため、「ハローワーク川口」は「埼玉新卒応援ハローワーク」、「埼玉わかものハローワーク」（ハローワーク大宮の附属施設）等と相互に連携し、担当者制によるきめ細かな職業相談を実施するほか、セミナーや就職面接会を開催する。
・若年者の早期離職を防止するため、ユースエール[※1]認定制度を積極的に推進するとともに、職場定着に積極的に取り組む事業所として認定する「職場定着協力事業所」と連携し、職場定着支援を実施する。

※１　ユースエール認定制度：若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」につなぎ、「ハローワーク川口」、「戸田市

ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
・若年者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。

Ⅲ　中高年層への就職支援

戸田市が取り組む施策

・安定した仕事に就けずにいる中高年層に対し、キャリアカウンセラーによる職業相談を実施し、職業適職診断に基づくアドバイスや職務経歴書の書き方、面接指導のアドバイス等、正社員就職実現への支援を行う。
・パソコンを使用した応募書類の作成や面接対策の就職支援セミナーを実施する。
・求職者への支援である公的資格等取得支援事業補助金については、市のＨＰへの継続的な掲載や関係機関でのチラシの配架を行い、認知度をさらに向上させる。

埼玉労働局が取り組む施策

・「ハローワーク川口」に設置する「ミドル世代支援コーナー」において、就職氷河期世代を含めた中高年層の不安定就労者の方々に対して、専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を実施する。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」につなぎ、「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
・中高年層対象の就職支援セミナーを連携して実施する。
・中高年層への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。

Ⅳ　高年齢者の活躍推進

戸田市が取り組む施策

・「戸田市ふるさとハローワーク」において、地域住民の就職促進及び利便性向上のため、就職支援機関が主催する最新の各種就職支援セミナーや、就職説明会の情報などを提供する。
・60 歳以上で就労する意欲と能力のある高齢者に対し、就労による生きがい、福祉の向上、及び高齢者の地域社会への貢献を目的に、戸田市シルバー人材センターを活用した就労支援を行う。

・応募書類の書き方や面接対策等のシニア向けの就職支援セミナーを開催し、就職支援相談へつなげて切れ目のない支援を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

・60歳以上の方の再就職支援に重点的に取り組むため、「ハローワーク川口」に設置する「生涯現役支援窓口」において、60歳以上の方が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、支援チームによる効果的なマッチング支援、職業生活の再設計に係る相談・援助、雇用によらない就業に係る相談・情報提供を行う。
・70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への相談・援助による支援を、70歳雇用推進プランナー等との連携により行う。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」につなぎ、「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
・生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、高年齢者雇用の必要性や重要性の周知を行うとともに、それぞれが実施するセミナーや支援制度などの内容を相互に周知する等により、雇用環境の整備や高年齢者の雇用促進等を事業主に働き掛ける。

Ⅴ　女性の活躍推進

戸田市が取り組む施策

・仕事と子育ての両立を希望する女性の就労を支援するため、「戸田公園駅前子育て広場」等の子育て支援事業と連携し、職業相談を希望する者に対し、求人の探し方や応募の際の留意点等具体的な情報の提供を行う。また、就職を希望する女性を対象に、託児付き就職支援セミナーを実施する。
・国や埼玉県の制度の認定を受けた「仕事と子育て等の両立支援を行っている企業」に対して、戸田市の公共調達の際に加点を行い、女性の働きやすい、働き続けられる環境整備の取り組みを推進する。
・公的資格等取得支援事業補助金において、就職の支援となる資格取得の補助を行う。

埼玉労働局が取り組む施策

・「ハローワーク川口」に設置する「マザーズコーナー」においては、キッズコーナ

ーを設置するなど子供連れで来所しやすい環境を確保するとともに、求職活動の準備が整い、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業情報の提供や担当者制によるきめ細かな職業相談、就職支援セミナー等を行う。
・雇用環境・均等部において、報告徴収等を実施することにより、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止をはじめとする男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女に賃金の差異に係る情報公表等について、女性活躍推進法の履行確保を図る。
・女性の活躍推進に関する状況が優良な企業の「えるぼし認定」の取得促進、「女性活躍推進データーベース」の積極的な活用勧奨を行う。
・令和７年４月から段階的に施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行確保を図るとともに、両立支援助成金の支給等により、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業を支援する。
・子育てサポート企業である「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び不妊治療や仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行う。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」につなぎ、「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」において、包括的な就労支援を実施する。
・就職を希望する女性を対象とした託児付き就職支援セミナー等を共同で開催する。
・より一層女性が働きやすくなるよう環境整備を進めるため、女性への就労支援に関し、それぞれが実施するセミナーや認定制度などの支援内容を相互に周知する。

Ⅵ　生活困窮者への就労支援

戸田市が取り組む施策

・生活保護受給者への就労支援を行うため、「健康福祉部・生活支援課」に就労支援員を配置し、「戸田市ふるさとハローワーク」へ同行し、求職活動の支援をはじめ、履歴書の書き方や面接の受け方のアドバイスなどの支援を実施する。
・生活保護にまで至らない生活困窮者の就労を支援するため、「戸田市生活自立相談センター」の相談員が求職活動や就労活動などの支援、必要に応じてパソコンの操作指導などを実施する。

・経済的に困窮し、居住する住宅の家賃を支払うことが困難となり、居住する住宅を喪失した又は喪失する恐れのある求職者が要件を満たした場合に、安定した住居の確保と就労自立を図るため、住居確保給付金（家賃補助分）を支給する。
・経済的に困窮し、居住する住宅を喪失した又は喪失する恐れのある求職者が転居に伴い家計全体の支出が削減すると見込まれる場合に、住居確保給付金（転居費用分）を支給する。

埼玉労働局が取り組む施策

・生活保護受給者等の生活困窮者を雇い入れた事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する。
・生活保護受給者等の生活困窮者の中で、職業訓練を受講することにより就職の可能性を高められる者に対し、職業訓練の周知、誘導及び受講勧奨を積極的に行う。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」につなぎ、「ハローワーク川口」、「戸田市ふるさとハローワーク」において、包括的な支援を実施する。
・生活困窮者等への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。

Ⅶ　障がい者への就労支援

戸田市が取り組む施策

・「戸田市障害者就労支援センター」と国・県から委託された「障害者就業・生活支援センターみなみ」の２カ所の就労支援施設において、障がい者に対しての就労相談、就職準備、職場定着等の支援を実施する。
・事業主に対しては、障がい者雇用に関する情報提供、啓発活動の実施や、障がい者受け入れ後の雇用管理方法等についての相談を受け付け、助言などの支援を実施する。
・障がい者の就労施設や特別支援学校、ハローワークや商工会などで構成する「戸田市障害者就労推進部会」において、障がい者就労に関する個々の課題の把握と支援方法等について、情報共有や連携の協議を行う。
・市内の福祉作業所をすでに利用している障がい者に対しては、就労支援に関するサービスの利用を通して、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や、一般企業で実際に働く体験を行う職場実習などを行いながら、一般企業等への就労に向けた支

援を実施する。

埼玉労働局が取り組む施策

・精神障害や発達障害等の多様な障害特性に対応するため、「ハローワーク川口」に精神・発達障害者雇用サポーター等を配置し、地域の就労支援機関に加え、医療機関や発達障害者就労支援センター等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。
・雇用率達成指導に当たって、個々の企業における雇用率未達成の要因を分析した上で、提案型指導を行う。また、雇用率未達成企業を対象とした企業向けセミナー等を行い、障害者雇用に対する理解を促進する。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市が実施するサービスを利用した者で、就労準備が整った者等を「ハローワーク川口」につなぎ、「ハローワーク川口」において、包括的な支援を実施する。
・障がい者への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。

Ⅷ　外国人への就労支援

戸田市が取り組む施策

・第２次戸田市多文化共生推進計画に基づき、多文化共生のまちづくりを進め、「公益財団法人戸田市国際交流協会」や関係団体等と連携しながら、次のとおり取り組む。
・外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供・相談を多言語で行う相談窓口を通じ、状況に応じてハローワークへの案内を行う。
・円滑なコミュニケーション支援に向けて、日本語や日本の習慣を学習する機会の提供を促進していく。

埼玉労働局が取り組む施策

・外国人労働者の雇用管理の改善に向け、外国人を雇用する事業所に職員が訪問し、必要な助言・指導を実施する。
・海外進出に向けて優秀な外国人留学生を採用したいという県内企業を支援するため、事業主を対象とした「出入国管理及び難民認定法」などの関連法制度、人材活用方法等に関するセミナーを開催する。
・外国人留学生に対しては、「埼玉新卒応援ハローワーク」（ハローワーク大宮の附属施設）に設置している「留学生コーナー」と連携を図りながら、担当者制によるき

め細かな支援を実施する。
・外国人留学生には、埼玉労働局が主催する留学生対象の企業説明会や新卒者対象の就職面接会への積極的な誘導を図る。

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・戸田市から誘導された外国人に対して、「ハローワーク川口」において、包括的な支援を実施する。
・外国人の採用意向がある戸田市内の事業主を対象とした、外国人の採用に向けた法律面、人材活用方法等に関する雇用セミナーを開催するとともに、外国人に対して、戸田市内企業について理解を促すための企業説明会や就業機会の確保を図るための面接会等を連携して実施する。
・外国人への就労支援に関し、それぞれが実施する事業や支援について相互に周知する。

Ⅸ　その他市及び労働局が必要と認めた事業

戸田市と埼玉労働局が連携して取り組む施策

・市内に大量の雇用調整事案が発生した場合、「戸田市」、「ハローワーク川口」及び「埼玉労働局」が連携して、求人企業の開拓や離職者への就職に関する情報の提供など、総合的な支援を実施する。
・「戸田市」及び「埼玉労働局」が実施する働き方改革の推進、雇用対策に係る事業について、市民及び市事業主に対する周知・広報を積極的に行う。
・その他、「戸田市」及び「埼玉労働局」が連携して重点的に取り組むことが必要と認める課題について、「戸田市」及び「埼玉労働局」の施策を一体的に実施する。
・「戸田市」が取り組む施策Ⅰ～Ⅷがより効果的に進められるよう、雇用全般に関する情報の収集・発信に努める。

X　雇用施策に関する数値目標

項　目	目　標
● 紹介就職率	・川口所　17.9%*1
● 生涯現役窓口でのチーム支援による65歳以上の就職率	・川口所　83.4%*1
● 託児付就職支援セミナー等の開催	・年１回開催
● 民間企業の障害者雇用率	・2.5%*2
● 保育人材の就職面接会等の開催	・年１回開催
● 戸田市ふるさとハローワークの職業相談件数	・4,332件

＊１　川口所管内の数値

＊２　埼玉県内の数値